

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年9月30日
【計算期間】	第4期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）
【ファンド名】	UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ－ ダイワ・WiL3号ベンチャーキャピタル・ファンド （UBS Universal Trust (Cayman) III- Daiwa WiL Ventures III, L.P. Fund）
【発行者名】	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management (Cayman) Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 ブライアン・バークホルダー （Director, Brian Burkholder）
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・ タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309 （P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 安達 理 同 橋本 雅行
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 宮本 康平 同 小林 健一 同 小川 峻矢 同 松永 大空 同 上田 裕太郎 同 阪本 徹太
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1000
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

（注1）米ドルの円貨換算は、令和8年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注3）本書の中で計算期間（以下、「会計年度」ともいいます。）とは、毎年4月1日に始まり3月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1期計算期間とは、令和4年5月31日（ファンドの運用開始日）から令和5年3月31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、総資産総額の上限および基本的性格

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下、「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストであるダイワ・Wil3号ベンチャーキャピタル・ファンド（以下、「ファンド」といいます。）の投資目的は、主として日本および米国の未公開株式（日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含みます。）に投資することにより、米ドルベースの信託財産の成長を目指すことです。

日本および米国の未公開株式に対するファンドのエクスポージャーは、別個のシリーズの社債（SPV債券（以下に定義されます。）を含みます。）を発行する目的で設立されたケイマン籍の免税会社であるボルト・ケイマンII・インベストメンツ（以下、「SPV発行体」といいます。）が発行する社債（以下、「SPV債券」といいます。）の取得を通じて間接的に獲得されます。SPV債券は、(i)デラウェア州リミテッド・パートナーシップであるWil3号ベンチャーキャピタル（Wil Ventures III, L.P.）（以下、「投資対象ファンド」といいます。）のリミテッド・パートナーとしてのSPV発行体の持分を通じて投資対象ファンド、および(ii)ファンドに支払われるクーポン（もしあれば）、投資対象ファンドからのキャピタル・コール（ただし、当該現金部分が短期金融商品、マネー・マーケット・ファンドまたはその他の流動性商品に投資されることがあります。）、またはSPV発行体に対する潜在的なクローバック、税金、補償費用および同様の請求に充当可能な現金の部分（以下、あわせて「プライベート・エクイティ部分」といいます。）に対するエクスポージャーを提供します。

ファンドは、ファンドに部分的な流動性をもたせるために短期金融商品等（米ドル現金を含みます。）（以下、「現金部分」といいます。）を保有することができます。

ファンドの受益証券（以下、「受益証券」または「ファンド証券」といいます。）の純資産総額の上限は、10億米ドルまたはUBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」といいます。）が単独の裁量により決定するその他の額です。管理会社は、エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」といいます。）と協議の上、その裁量により当該金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書（その後の改正を含みます。）（以下、「基本信託証書」といいます。）および2022年4月19日付の補遺信託証書（以下、「補遺信託証書」といいます。基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。）に従い組成されたユニット・トラストです。トラストは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

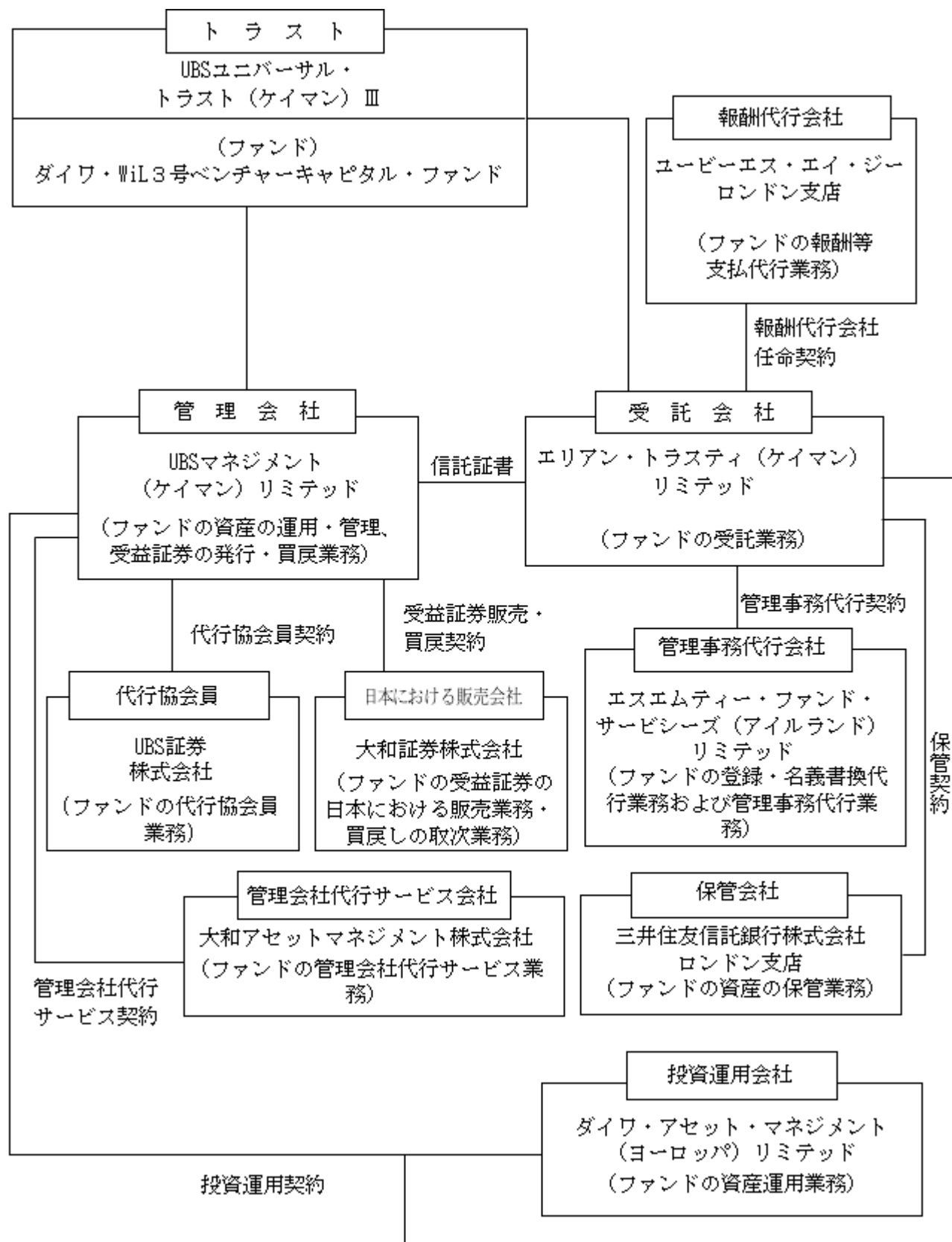
信託証書に基づき、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

管理会社はケイマン諸島の会社法（その後の改正を含みます。）（以下に定義されます。）に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました（登記番号95497）。管理会社は無期限に設立されています。

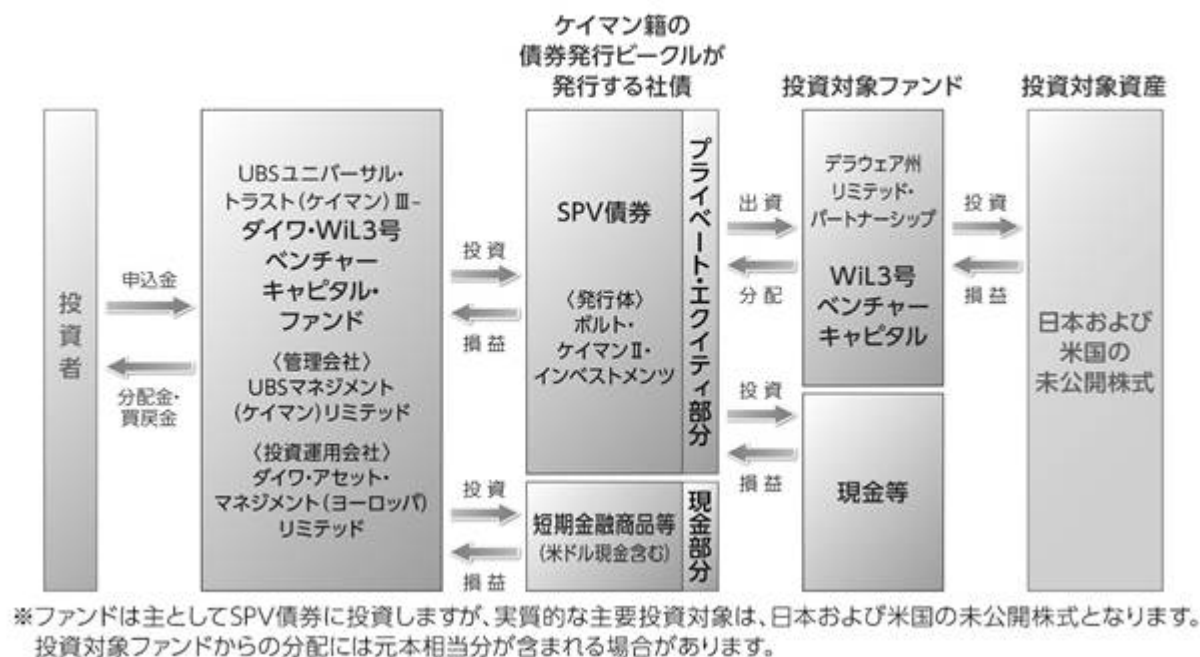
（2）【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2022年4月19日	補遺信託証書締結
2022年5月31日	ファンドの運用開始（以下、「設定日」といいます。）
2024年3月1日	修正信託証書締結

① ファンドの仕組み



ファンドのしくみ



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2022年5月25日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注1）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))	保管会社	2022年5月25日付で受託会社との間で締結の保管契約（注2）において、保管会社が提供する業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年9月30日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注3）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
大和証券株式会社	日本における販売会社	2022年4月28日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG London Branch)	報酬代行会社	2024年10月3日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注5）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。

ダイワ・アセット・マネジ メント（ヨーロッパ） リミテッド	投資運用会社	2022年5月25日付で管理会社および受託会社との間で締結 の投資運用契約 ^{（注6）} において、投資運用業務について規 定しています。
大和アセットマネジメン ト株式会社	管理会社代行 サービス会社	2022年5月18日付で管理会社との間で締結の管理会社代行 サービス契約 ^{（注7）} において、管理会社代行サービス業務 について規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格（以下、「基準価額」といいます。）の公表ならびに日本法および／または日本証券業協会により要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの取次業務を提供することを約する契約です。

（注5）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

（注6）投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注7）管理会社代行サービス契約とは、管理会社と管理会社代行サービス会社との間で、管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

管理会社：	UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management (Cayman) Limited）	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下、「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年7月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約11,813万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー （スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45）	735,000株 （100%）

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（i）準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含みます。）（以下、「信託法」といいます。）に基づき登録されています。トラストおよびファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含みます。）（以下、「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

（ii）準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁（以下、「CIMA」といいます。）への開示

ファンドは、（CIMAが免除する場合を除き）募集書類を発行しなければなりません。募集書類は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。ファンドは、募集書類を、ファンドについての詳細を記載した登録申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

（i）弁済期に債務を履行できないか、または履行できなくなるおそれがあること。

（ii）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

（iii）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

（iv）欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

（v）下記を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

- ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
- ・ケイマン諸島金融庁法（その後の改正を含みます。）
- ・マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）
- ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY 1-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクエア、私書箱 493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)（以下、「本監査人」といいます。）です。

ファンドは毎年3月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を毎年9月30日までにCIMAに提出します。

② 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年3月31日に終了します。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下、「投信法」といいます。）に定義される運用報告書は、受益者に交付されます。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

(ii) 投信法上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証券を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証券を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書（全体版）は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条に基づき、ミューチュアル・ファンドとして規制されています。受託会社の親会社であるインタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（信託会社および投資信託管理会社としてC I M Aに認可されています。）は、ミューチュアル・ファンド法の要請に従い、ファンドの主たる事務所提供しています。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をC I M Aに毎年提出することを求めています。規制されたミューチュアル・ファンドとして、C I M Aは、いつでも受託会社に、トラストおよびファンドの財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができます。C I M Aの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、C I M Aは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が

適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、主として日本および米国の未公開株式（日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含みます。）に投資することにより、米ドルベースの信託財産の成長を目指すことです。

日本および米国の未公開株式に対するファンドのエクスポージャーは、別個のシリーズの社債（SPV債券を含みます。）を発行する目的で設立されたケイマン籍の免税会社であるSPV発行体が発行するSPV債券の取得を通じて間接的に獲得されます。SPV債券は、プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供します。

ファンドは、ファンドに部分的な流動性をもたせるために現金部分を保有することができます。

投資運用会社は、SPV債券（プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供します。）および現金部分により構成されるファンドのポートフォリオ（以下、「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。）について、日々の投資決定を行い、継続的な監視責任を担います。

投資ガイドライン

管理会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドを任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、サブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

（a）プライベート・エクイティ部分に関してSPV債券、および

（b）現金部分に関して短期金融商品等（米ドル現金を含みます。）。疑義を避けるために付言すると、翌日物の現金残高は、スweep・ビークルで保有されることがあります。

投資運用会社は、投資判断の実施またはキャッシュ・フロー管理のためにショート・ポジションを取ってはならず、またはファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、デリバティブをヘッジ目的でのみ用いることができます。ただし、ファンドの勘定で保有するデリバティブの想定元本合計は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってサブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半をプライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供するSPV債券に投資します。

プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供するSPV債券は米ドル建てで、他の通貨にヘッジされません。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

② プライベート・エクイティ部分に関する情報

SPV債券

ファンドは、プライベート・エクイティ部分へのエクスポージャーを獲得するためにSPV債券に投資することが予定されています。SPV債券は、SPV発行体（別個のシリーズの社債（SPV債券を含みます。）を発行する目的で設立されたケイマン籍の免税会社であるボルト・ケイマンII・インベストメント）により発行されます。

SPV債券の発行手取金は、(i)投資対象ファンドに対するSPV発行体のキャピタル・コミットメント（当該金額は、設定日前後におけるSPV債券に対するファンドの投資に等しくなる場合がありますが、これを超えることはありません。）を賄うため、および(ii)リミテッド・パートナーとして投資対象ファンドへの投資に関連するアドミSSION・チャージ（当該アドミSSION・チャージは、SPV発行体が投資対象ファンドの当初クロージング時からリミテッド・パートナーであったとした場合のSPV発行体のキャピタル・コミットメントに対する利息に相当する額であって、投資対象ファンドLPA（以下に定義されます。）の規定に従って決定されます。）を支払うために使用されます。投資対象ファンドは、キャピタル・コールによる申込みの仕組みを特徴としています。しかし、投資対象ファンドLPAで企図されているように、SPV発行体は、関連するSPV債券の発行手取金を投資対象ファンドがまたは投資対象ファンドのために開設する口座（以下、「エスクロー口座」といいます。）に振り込むことでキャピタル・コールを行う債務の前払いを求められる可能性があります。投資対象ファンドの事務管理代行者は、当該エスクロー口座に対する権限を有し、キャピタル・コールが発せられると、当該キャピタル・コールを充足するSPV発行体の義務を果たすため、当該口座に置かれている額を投資対象ファンドに送金することが予定されています。SPV発行

体は、エスクロー口座がモルガンスタンレーまたは投資対象ファンドが指定するその他の銀行（以下、「エスクロー銀行」といいます。）に開設されたと通知されています。投資対象ファンドLPAに基づき、投資対象ファンドの管理事務代行者は、エスクロー口座に預託された額を、適用あるキャピタル・コールを充足するために当該額を使用するまで、マネー・マーケット・ファンドやその他の流動資産に投資する手配を許可されています。

このため、SPV発行体が投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとなった後は、発行手取金を構成する現金を利用できない見込みです。その結果、SPV発行体、したがってSPV債券の保有者は、(a)エスクロー銀行およびそこに預託された金額の信用リスク（同銀行が破綻した場合、そのように預託された金額はすべて失われる可能性があります。）、(b)当該エスクロー口座の運営に関連する、エスクロー銀行、投資対象ファンド、投資対象ファンドの管理事務代行者および／またはそれらの者のために行為していると主張する者の行為、不作為、詐欺、過失、故意の不履行または同様の行為の結果として損失を被るリスク（投資が完全に損失する可能性）、ならびに(c)投資対象ファンドLPAで企図されているように、当該エスクロー口座に預託されたSPV発行体の出資額を表す当該現金を充てることによる、投資対象ファンドのまたは投資対象ファンドのために行われる投資の結果、損失を被るリスク（投資が完全に損失する可能性）を負うことになります。

ただし、投資対象ファンドへの投資時に、SPV発行体が投資対象ファンドに全額を出資する必要がない場合、投資対象ファンドにより払込請求されていないSPV債券の発行手取金は、SPV発行体がかストディアンであるソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラストおよび／またはそのサブカストディアンにおいて保有し、その後払込請求時に、SPV発行体が未拋出のキャピタル・コールに拋出するために使用することが想定されています。

SPV債券の条項に従い、投資対象ファンドへの投資からの分配（以下、「投資対象ファンド分配」といいます。）を受領した場合、SPV発行体は、概ね、SPV債券に基づき、当該投資対象ファンド分配以内の金額（一定の費用および税金の控除後（該当ある場合））の支払いを手配します。ただし、(i)SPV発行体が最初に受け取る投資対象ファンド分配については、投資対象ファンドLPAに基づき生じる可能性があるクローバック、租税、補償費用およびSPV発行体に対する同様の請求（以下、「留保額請求」といいます。）を賄うため、SPV発行体は、当該投資対象ファンド分配の少なくとも15%を、カストディアンであるソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラストおよび／またはそのサブカストディアンの口座に留保し、(ii)その後の各投資対象ファンド分配に関しても、同じ基準で、(a)その後の当該投資対象ファンド分配の少なくとも15%および(b)投資対象ファンド分配に関しては、当該投資対象ファンド分配の100%を上限とする、未払いかつ未履行の留保額請求を支払うための総額の合計額（(i)および(ii)に従って留保された金額を以下、「留保金額」といいます。）に等しい額を留保し、預託します。SPV発行体が保有する留保金額の残高は、（未払い留保額請求の残額に基づいて、その履行後）SPV債券の最終償還時に、SPV債券の条項に基づく最終支払債務に関連して、SPV債券に基づきSPV発行体により支払われます（これは、(i)未払いの留保額請求に関連して投資対象ファンドLPAに基づいて発生するクローバック請求の最後の返還日および(ii)投資対象ファンドの清算または投資対象ファンドにおけるSPV発行体のすべての持分の譲渡の完了（場合による）に関連する投資対象ファンドの最終分配のうち、いずれか遅い方に関連します。）。SPV発行体は、原則として、SPV債券に基づく留保金額の残額の当該最終支払いより前に、当該留保金額を留保額請求の充足以外の目的で使用する権利を有しません。

投資対象ファンド

投資対象ファンドであるWil 3号ベンチャーキャピタルは、とりわけデラウェア州リミテッド・パートナーシップであるWil GP III, L.P.がジェネラル・パートナー（すなわち、投資運用者）（以下、「投資対象ファンドGP」といいます。）として、2022年2月14日付第2変更および再録リミテッド・パートナーシップ契約（以下、「投資対象ファンドLPA」といいます。）に準拠するデラウェア州リミテッド・パートナーシップです。投資対象ファンドGPのジェネラル・パートナーでありデラウェア州有限責任会社であるWil Management III, LLCは、投資対象ファンドの投資活動に主として責任を負っています。

投資対象ファンドの投資目的は、主として、日本および米国の主にエレクトロニクス、自動車、航空、エンタープライズ・ソフトウェア、消費者、金融、テレコム、医療サービス、トレーディング、インターネット、ソーシャルメディア業界に従事する未公開会社（日本および米国以外に所在する会社を含みます。）が発行した株式または転換証券の取得、保有および処分を通じて、ベンチャーキャピタル投資および新興成長投資を行うことです。

投資対象ファンドの目標金額は、キャピタル・コミットメント総額で8億米ドルに設定されています。投資対象ファンドGPのキャピタル・コミットメントは、投資対象ファンドのキャピタル・コミットメント総額の少なくとも1%に相当します。

投資対象ファンドの存続期間は、約10年です。投資対象ファンドGPは、リミテッド・パートナーシップ委員会の過半数またはキャピタル・コミットメントの持分の3分の2の承認により、投資対象ファンドの存続期間を1年間を最大2回まで延長することができ、キャピタル・コミットメントの持分の少なくとも3分の2を表章する投資対象ファンドのリミテッド・パートナーの同意を得た上で、さらに1年間延長することができます。

投資対象ファンドは、特定の取引を承認または否認する権限を有するものの、一般的に投資対象ファンドの運営に参加する権限を有しない、リミテッド・パートナーにより構成されるリミテッド・パートナーシップ委員会を有します。SPV発行体は、当該リミテッド・パートナーシップ委員会のメンバーにならないことが予想されます。

投資対象ファンドGPは、その運営または管理に関する責任の一部をデラウェア州有限責任会社であるWil LLCに委任することができます（ただし、投資対象ファンドを代理して投資機会の選定または投資判断もしくは投資関連の決定を行う権限を除きます。）。

Wil 3号ベンチャーキャピタルは、以下の特徴を有する見込みです。

＜目標金額＞

- ・ 8億から10億米ドル

＜投資分野＞

- ・ TMT（テクノロジー、メディア、テレコム）を中心に、リミテッド・パートナーシップ企業に関連する技術やサービス
- ・ 原則として日本および米国のベンチャー企業

＜投資戦略＞

- ・ 日本は幅広い成長ステージの企業に投資することで、大きなリターンの可能性を追求
- ・ 米国は成長ステージが進んだ企業への投資で、確実性の高いリターンを追求
- ・ ベンチャー事業を創出、または分離することにより、独自のアルファ（付加価値）創造を目指す

③ ファンドの流動性

潜在的投資家は、ファンドが受益者からの買戻請求を処理できるか否かは、サブアドバイザー・ポートフォリオに現金があるか、および／または投資運用会社がサブアドバイザー・ポートフォリオの資産を適時に換価できるかに左右されることに留意すべきです。

この点、潜在的投資家は、SPV債券は極めて流動性が低く（以下「3 投資リスク」の「流動性リスク」、「流動性提供者の履行を条件とする流動性協定」、「割引を伴う方法に基づくプライス・フロア」、「流動性協定の対象となるSPV債券の数の制限」、「流動性協定が流動性提供者と交渉されていること」、「流動性の保証がないこと」をご参照下さい。）、ファンドが現金部分の一部として保有する現金またはその他の流動資産は限定的（またはゼロ）である可能性が高いことに留意すべきです。

投資運用会社は、買戻通知日（以下に定義されます。）に買戻請求を受領した場合、買戻代金を生じるために現金部分を売却するよう努めます。受領した買戻請求が利用可能な現金部分（まだ現金で保有していない範囲とします。）を超過する場合、投資運用会社は、買戻代金を生じるためにプライベート・エクイティ部分に含まれるSPV債券を売却するよう努めます。

上記に関連して、投資運用会社は、SPV債券の売却の一環として、複数の市場参加者からSPV債券の値付けを求める予定です。SPV債券は流動性が低いことから、投資運用会社が一般市場参加者から当該値付けを入手できる保証はありません。

そのため、大和VCアクセラレータ投資事業有限責任組合（以下、「流動性提供者」といいます。）は、ユービーエス・エイ・ジー・ロンドン支店（以下、「流動性仲介者」といいます。）を通じて間接的にバック・トゥ・バックー本人対本人ベースで、投資運用会社が、買戻日（以下に定義されます。）もしくはその前後から、かつ、ファンドに必要な買戻代金を提供するのに十分な最低価格で、一定額を上限とするSPV債券を売却できることを確保することを意図した協定を締結しています（以下、「流動性協定」といいます。）。

この目的のため、流動性提供者および流動性仲介者はバック・トゥ・バックー本人対本人の購入契約（以下、「バック・トゥ・バック購入契約」といいます。）を、流動性仲介者は本人対本人の購入契約（以下、「購入契約」といいます。）を、ファンドおよび投資運用会社との間で締結することになります。

潜在的投資家は、流動性提供者がバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務を完全に履行する限りにおいてのみ、流動性仲介者が購入契約に基づく義務を履行することに留意すべきです。流動性仲介者は、流動性提供者がバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務を履行しなかった結果、流動性仲介者の購入契約に基づく義務が不履行となりまたはファンド（もしくは受益者）が損失を被ったことについて責任を負いません。

投資者は、流動性仲介者が購入契約に基づきファンドの勘定で投資運用会社からSPV債券を購入する価格は、流動性仲介者がバック・トゥ・バック購入契約に基づき流動性提供者にSPV債券を売却する価格よりも低くなることにも留意すべきです。流動性仲介者は、投資運用会社、ファンド、投資者またはその他の者に対して、かかる利益について説明する義務を負いません。

購入契約は英国法に準拠し、英国法に従って解釈されるものとします。流動性提供者がバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務に違反した場合、流動性仲介者は、購入契約を終了することができます。購入契約は、購入契約に定めるその他の状況においても終了することができます。

ファンドの目的

ケイマン籍の債券発行ビークルであるボルト・ケイマンⅡ・インベストメンツが発行する社債(以下、「SPV債券」といいます。)を通じて、主として、デラウェア州リミテッド・パートナーシップであるWil3号ベンチャーキャピタル(Wil Ventures III, L.P.) (以下、「投資対象ファンド」といいます。)に出資することにより、主として日本および米国の未公開株式に実質的に投資し、信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

- ① SPV債券を通じて、主として日本および米国の未公開株式に実質的に投資します。
 - ファンドは、SPV債券の取得を通じて、日本および米国の未公開株式^{※1}に投資を行う投資対象ファンドに出資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
※1 日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含みます。
 - 投資対象ファンドのジェネラル・パートナー（運用者）は、Wil GP III, L.P.です。
 - ファンドは、流動性確保のために短期金融商品等（米ドル現金を含みます。）を保有することがあります。
- ② ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下、「基準価額」といいます。)は月次の評価日に算出されます^{※2}。
 - ※2 原則として、毎年3月、4月、5月の各評価日における基準価額は3月の評価日の約2ヶ月後、毎年6月、7月、8月の各評価日における基準価額は6月の評価日の約2ヶ月後、毎年9月、10月、11月の各評価日における基準価額は9月の評価日の約2ヶ月後、毎年12月、1月、2月の各評価日における基準価額は12月の評価日の約3ヶ月後に、それぞれ公表されます。
 - SPV債券は、SPV債券の計算代理人（クレディ・スイス・インターナショナルまたはその関連会社）により投資対象ファンドが提供する四半期末監査財務書類または年次監査済財務書類に基づいて作成したレポートを基に評価されます。
- ③ 毎年9月30日の分配宣言日に分配方針^{※3}に従い、分配を決定します。
(注) 第1回目の分配宣言日は、2023年9月30日を予定していました。分配の公表は、9月の評価日における基準価額の公表日を予定しています。
※3 後述する「分配方針」をご参照下さい。
- ④ 年1回、12月の評価日における基準価額に基づき、買戻しを請求することができます。
 - 買戻しには制限があります（「手続き・手数料等－お申込みメモ」の「換金（買戻し）制限」をご参照下さい）。

ファンドは、日本証券業協会が定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、SPV債券を通じて、投資対象ファンドであるWil3号ベンチャーキャピタルに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド、管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社であるダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下のとおりです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBS グローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラン（「バラン」）・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービシズ（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下、「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人（以下、「RTA」といいます。）およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会（AIMA）に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点とし、複数のヘッジファンド戦略にわたる数多くのファンドの取締役会において、独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけて、バークホルダー氏は、HFファンド・サービシズ・リミテッドに勤め、同社を通じて同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBS ファンド・サービシズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービシズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBS ファンド・サービシズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービシズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS 出資企業において取締役を務めていました。UBS に入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび

金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ファンドは、１年ごとに一定の金額の収益を生み出すことがあります。ファンドの現在の分配方針では、各分配日に係る年次分配金（以下、「年次分配金」といいます。）を各分配宣言日において宣言し、受益者に対し支払うこととしています。

原則として、各分配日について支払われる分配金の額は、管理会社がその単独の裁量により、（a）プライベート・エクイティ部分の実現収益およびキャピタル・ゲイン（その価額は留保金額が控除されるものとします。）、（b）現金部分からの発生済み利息、分配および配当、（c）上記（a）および（b）から受領した配当および分配金額に対して、対応する分配日に支払われるまでに発生した利息（（a）から（c）までを以下、「インカム等収益」といいます。）を考慮して、決定します。

管理会社はまた、分配金の額を決定するにあたり基準価額等を勘案します。

さらに、投資者は、管理会社が、適切とみなした場合、関連する年について年次分配金を支払わない選択をすることがあることにも留意することが重要です。管理会社がかかる選択をする場合とは、ファンドの投資目的および方針の適用が、前年度にマイナスの運用実績をもたらしたか、または管理会社によるかかる選択が適切とみなされる程度に運用実績が低迷したと管理会社がその単独の裁量において判断した場合を含みますが、これに限定されません。

分配金が支払われるという保証はなく、また、分配金が支払われた場合であっても、分配金が将来も支払われるという保証や、支払われるとしてもそれが同等の金額であるという保証はありません。

宣言された年次分配金は、対応する分配日に支払われます（かかる分配金に関して支払うべき税金の控除後）。分配金は、関連する分配基準日に受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。かかる分配金は、0.005は切り上げて、小数第２位に四捨五入されます。

「分配基準日」とは、各分配宣言日または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配日」とは、９月の評価日に係る純資産総額公表日後の４ファンド営業日目の日をいいます。以下同じです。

「分配宣言日」とは、2023年９月30日（同日を含みます。）以降の毎年９月30日（暦日）または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「純資産総額公表日」は、以下のとおりです。

純資産総額および基準価額は、原則として、以下の日および／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日に公表されます。

- （i）毎年３月の評価日については、３月31日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日（３月の評価日の２か月後の日）の２ファンド営業日後の日
- （ii）毎年４月の評価日については、３月31日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の３ファンド営業日後の日
- （iii）毎年５月の評価日については、３月31日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の４ファンド営業日後の日
- （iv）毎年６月の評価日については、６月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日（６月の評価日の２か月後の日）の２ファンド営業日後の日
- （v）毎年７月の評価日については、６月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の３ファンド営業日後の日
- （vi）毎年８月の評価日については、６月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の４ファンド営業日後の日
- （vii）毎年９月の評価日については、９月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日（９月の評価日の２か月後の日）の２ファンド営業日後の日
- （viii）毎年10月の評価日については、９月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の３ファンド営業日後の日
- （ix）毎年11月の評価日については、９月30日付投資対象ファンド未監査財務書類の公表締切日の４ファンド営業日後の日
- （x）毎年12月の評価日については、投資対象ファンド監査済財務書類の公表締切日（12月の評価日の３か月後の日）の２ファンド営業日後の日
- （xi）毎年１月の評価日については、投資対象ファンド監査済財務書類の公表締切日の３ファンド営業日後の日

- (xii) 毎年2月の評価日については、投資対象ファンド監査済財務書類の公表締切日の4ファンド営業日後の日

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、ダブリン、ロンドンおよび東京において商業銀行が営業を行う各日（土曜日または日曜日以外の日）（ただし、追加で毎月最終暦日がファンド営業日として取り扱われます。）および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の場所におけるその他の日をいいます。以下同じです。

(5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、私募株式、非上場証券およびその他の非流動資産に投資する際に価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合、本制限により投資対象の取得が妨げられないものとします。
3. 管理会社（または代理人）がファンドの勘定で締結するファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与えるいかなる取引（自らの利益のために管理会社（または代理人）が行う取引等）も、禁止されています。
4. 受託会社、もしくは管理会社（または代理人）はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社（または代理人）は、取得の結果、受託会社または管理会社（もしくは代理人）が管理する全てのファンドが保有する、ある企業1社に対する合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社（または代理人）は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額（以下、「株式等エクスポージャー」といいます。）（当該株式等エクスポージャーは日本証券業協会（以下、「JSDA」といいます。）の指針に従って計算します。）が当該純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。ただし、SPV債券を通じた投資対象ファンドに対するエクスポージャーは、株式等エクスポージャーを構成しません。
7. 管理会社（または代理人）は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額（以下、「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）（当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける（i）（株式等エクスポージャー以外の）有価証券、（ii）（デリバティブ等エクスポージャー以外の）金銭債権、および（iii）匿名組出資持分（以下、「債券等エクスポージャー」と総称します。）（当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）が純資産総額の10%を超える場合、管理会社（または代理人）は、ファンドの勘定で、当該有価証券、金銭債権および匿名組合の出資持分を保有してはなりません。
9. 管理会社（または代理人）は、ある投資信託／会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託／会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

ファンドは、JSDAが定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、SPV債券を通じて、投資対象ファンドであるWil3号ベンチャーキャピタルに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

いずれかの時点で、申込みおよび買戻し、または市場価格の変動により（上記（6）項から（9）項の投資制限に代表される）JSDAの指針からの逸脱がある場合、管理会社は、1か月以内にかかる投資制限に従うために必要な全ての措置を講じます。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくとも、当該投資制限のいずれかを（場合に応じて）追加、修正、または削除することができるものとします（この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。）。

管理会社（またはその代理人）は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社（またはその代理人）は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社（またはその代理人）は、（i）単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、（ii）ファンドが投資を行っている、または管理会社（またはその代理人）の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および／または（iii）（a）ファンドの終了に備える目的のため、もしくは（b）ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、本書に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社（またはその代理人）は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

① リスク要因

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、ファンドの基準価額は米ドル建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- ファンドは、SPV債券を通じて、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

主な変動要因

価格変動リスク

原資産の価格が下落した場合、基準価額が下落し、その結果、投資元本を割り込む可能性があります。

債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です。

ファンドが実質的に投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは基準価額の下落する要因となります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、基準価額が下落するおそれがあります。

投資しているSPV債券については、流通市場が確立されておらず、今後も確立される予定はありません。買戻しに対応してSPV債券を売却する場合、SPV債券を通じて出資している投資対象ファンドの評価に基づくSPV債券の評価により売却価格を決定しますが、需給要因により大きく下方乖離した価格で売却せざるを得ない可能性があります。その場合、ファンドの買戻価格に悪影響を与えます。

為替変動リスク

ファンドは、米ドル建ての投資対象ファンドに投資するため、米ドル貨から投資する場合には、投資対象ファンドに対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

集中リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、投資目的に沿った投資テーマに限定して投資を行うため、投資対象とする国や投資分野が限定され、実質的に少数の銘柄に集中して投資を行う可能性があります。したがって、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。

その他

買戻資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ファンドの実質的な投資対象である投資対象ファンドに固有の留意点

ファンドがSPV債券を通じて行う投資対象ファンドへの出資については、通貨価格の変動、金融商品市場における株価の変動、未上場株式その他の有価証券等の価値や評価額の変動、市場金利の変動等による投資先企業の業績の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響が及び、出資に損失が生じるおそれがあります。投資対象ファンド持分の流通市場は現在確立されておらず、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての地位の流動性は何ら保証されるものではありません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの出資ならびに投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は、様々なリスクを内包しており、当該リスクを原因として元本欠損が生じるおそれがあります。実質的に投資対象ファンドに出資するファンドへの投資にあたっては、投資者の責任において、投資対象ファンドへの出資に伴う様々なリスク等を十分に理解した上で、投資の判断および決定を行うようお願いします。

ベンチャーキャピタル投資に内在するリスク

ベンチャーキャピタル投資とは、ベンチャー企業やスタートアップ企業など、高い成長が予想される未公開企業に対して出資を行う運用戦略のことを指します。

このベンチャーキャピタル投資を行う投資対象ファンドにて投資が行われる組入会社は、公に取引されたり、または証券取引所に上場したことがない可能性があります。特に、未公開企業には、上場会社に通常適用されるのと同水準の開示や報告義務がないことから、未公開企業への投資は上場企業への投資よりもリスクが高くなります。加えて、未公開企業への投資は、評価が難しく、かつ収益化することが難しいまたは不可能な場合があります。

開示について、投資対象ファンドにて投資を行う際に依拠するデュー・デリジェンス情報は、入手が困難で、その範囲が限定され、または不正確である可能性があります。正式な事業計画、財務予測および市場分析が入手できない場合があります。会社の公開情報は、入手や検証が困難な場合があります。また、投資対象ファンドのジェネラル・パートナーは、特定の情報を取得することに費用がかかりすぎると判断する場合があります。

一般的に、未公開企業はしばしば高い成長機会を提供する一方で、大企業への投資に通常関連するリスクよりも大きいリスクを伴う場合があります。未公開企業はより限られた商品ライン、市場、財源しかなく、より少数の経営陣に経営を依存している場合があります。結果として、そのような企業は、通常の経済トレンドや特定の市況技術の変化に対してより脆弱である可能性があります。加えて、将来の成長性は当該企業の持分株式の売却か借入れを通じた追加的な資金調達ができるかどうかによって左右される可能性があり、資金が必要な時に、借入れができない、または受け入れ可能な条件で借入れできない場合があります。これらの要因は、企業がネガティブな経済や政治動向に迅速に反応することを難しくする可能性もあります。

結果として未公開株式は、事業上および財務上の高いリスクを伴う可能性があり、多額の損失を生じる可能性があります。これらの株式は上場株式よりも流動性が低い可能性があり、投資対象ファンドはこれらのポジションの清算に上場株式の場合よりも長い時間を要する可能性があります。これらの有価証券は、相対取引で転売されることがありますが、その売却により実現した価格は、投資対象ファンドが当初支払った価格よりも低くなる可能性があります。さらに、株式が公開されていない会社は、株式が公開されている会社に適用される開示およびその他の投資家保護要件の対象とならない場合があります。株式が公開されていない会社の多くは、上場会社と比較して財務または経営基盤が脆弱である可能性があり、一般的に、上場会社と比較して信用リスクが高くなっています。

流動性リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、流動性が低い可能性が高いと考えられます。流動性の低い市場への投資は、流動性の高い市場よりも価格変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を流動性の低い市場に投資することは、投資運用会社が希望する価格やタイミングで投資資産を処分できない可能性があります。

買戻しに関するリスク

投資対象ファンドでは流動性の低い有価証券に投資を行いますが、そのような有価証券は、有利なタイミングや価格で売却できない場合があるため、既存の受益者に悪影響を与える可能性があります。

投資対象ファンドが保有する未公開株式等を売却する場合、その公正価値と売却価格の乖離が発生することがあり、これにより基準価額が大きく下落することがあります。また、投資対象ファンドが保有する未公開株式等を売却する場合、投資対象ファンドの当該組入証券の市場規模や市場動向によっては、かかる売却が市場実勢を押下げ、結果として投資運用会社は、当初期待される価格より低い価格で売却することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

また、投資対象ファンドが保有する未公開株式等に未実現利益がある場合、かかる未実現利益が実際の基準価額に反映されておらず、買戻請求を提出した受益者は、その時点におけるかかる未実現利益からの利益を獲得できない可能性があります。一方で、未公開株式等に未実現損失がある場合、かかる未

実現損失が実際の基準価額に反映されておらず、買戻請求後に残る受益者は、かかる未実現損失からの損失を将来被る可能性があります。

さらに、受益者の要請による大口の買戻しが行われた場合、買戻しに必要な資金を調達するために、投資運用会社は他の方法よりも迅速に、他の方法よりも不利な価格で清算する必要がある可能性があります。

受益証券の買戻しの制限

買戻しは年1回の各買戻日にのみ可能であり、また、各買戻日において設定日に発行された受益証券口数の10%（または管理会社が決定する割合）を上限とすることを基本とします。したがって、受益者が希望する数の受益証券を買戻しできない場合があります。受益者が当該買戻日に買戻しを受けることができない場合、次の買戻日までの間にファンドのパフォーマンスが著しく低下し、受益証券1口当たりの換金（買戻し）価額が低くなる可能性があります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドは、主として未公開株式に投資するため、関連する評価日とは一致しない可能性がある投資対象ファンドによって作成される、入手可能な最新の年1回の監査済財務書類および四半期ごとに作成される未監査の財務書類に基づき評価され、さらに当該財務書類は評価時点から数か月後に公表されます。したがって、評価日時点のファンドの基準価額は公表時点の純資産価格を表すものではない可能性があります。投資対象ファンドの流通市場は現在確立されておらず、投資対象ファンド持分の評価額は、流通市場での売買価額に基づいたものではありません。投資対象ファンドが投資する投資先企業の業績動向等によっては評価額が急激に変動する可能性もあります。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言（税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。）に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分に整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券の投資利益（すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益）は、とりわけ当該受益証券に帰属するサブアドバイザー・ポートフォリオのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、流動性提供者、流動性仲介者および管理会社代行サービス会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、流動性提供者、流動性仲介者または管理会社代行サービス会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社または管理会社代行サービス会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、流動性提供者、流動性仲介者および管理会社代行サービス会社は、サブアドバイザー・ポートフォリオまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依頼しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、流動性提供者、流動性仲介者または管理会社代行サービス会社に依頼することができません。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、流動性提供者、流動性仲介者および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および／または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうるようになります。

コロナウィルス

2020年1月30日、世界保健機関はCOVID-19の発生を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態と宣言しました。COVID-19の多数の症例が世界中で記録されています。

COVID-19の影響を完全に予測することは不可能ですが、当該流行病は世界経済に重大な影響を及ぼす可能性が高いです。歴史的に伝染病の大流行は、投資心理に影響を及ぼし、世界市場に散発的なボラティリティをもたらしてきました。このような影響は、特に、COVID-19が確認された件数の世界的分布に応じて、セクター、企業および国の経済全体に不均等に発生します。現在、航空会社、製造業、小売

業および観光業を含む特定のセクターが最も影響を受けていますが、COVID-19を抑制できない場合、他のセクターも間違いなく影響を受けます。

COVID-19が、影響を受ける地域で事業を行っている、またはかかる地域におけるサプライヤーや顧客に依存している事業に与える財務的影響は、広く報告されています。影響を受ける事業は、さまざまな財務上の影響を受ける可能性があります。事業活動の減速は、流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、運転資本の停止、財務制限条項の違反、債務不履行の発生、および／または契約終了時の支払いやその他の不履行による偶発債務の発生といった状況が生じた場合には、支払能力に対する懸念が悪化する可能性があります。

グローバル金融市場、またはいずれかの投資先が事業を行っている国または地域の経済におけるこのようなマイナスの変化は、ファンドの事業またはその投資先の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、世界保健機関または地域もしくは国家当局は、ファンドまたはその投資先の事業運営に重大な障害をもたらす可能性のある措置を勧告または課す場合があります。

COVID-19の大流行の全容、その期間、強度および重大さは不確定であり、結果として生じる景気減速および／または市場全体のマイナスの景況感は、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、流動性提供者、流動性仲介者、ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状況にマイナスかつ長期的な影響を及ぼす可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、ファンドの利益、管理会社および／または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

キャッシュ・スイープ

保管会社が保有する翌日物の現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム（以下、「キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。）の対象とすることがあります。キャッシュ・スイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー（以下、「キャッシュ・スイープ・プロバイダー」といいます。）に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資者は、キャッシュ・スイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュ・スイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記「カウンターパーティー・リスク」をご参照下さい。

カウンターパーティー・リスク

ファンド、SPV発行体および投資対象ファンドは、（それが誠実なものであるかに関わらず）契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンド／SPV発行体／投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があ

ります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドの投資者は、回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムに関連して、回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーからのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。また、ファンドは、キャッシュ・スイープ・プログラムに関連して、キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーからのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者が期限どおりに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

投資制限リスク

これは、政府による資本規制または資本制限から生じるリスクで、資本を処分するタイミングや量に悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、ファンド、SPV発行体または投資対象ファンドは一部の国で行われた投資を撤回できない可能性があります。政府は、外国人による現地資産の所有に関する制限を変更する場合があります。これには、セクター、個別および総計の取引割当量、支配割合ならびに外国人に提供される株式の種類に関する制限が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、制限によりその戦略を実行できない可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社および日本における販売会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社および日本における販売会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資の集中

投資運用会社は、申込金のほぼ全額を、投資目的に応じ投資テーマを限定して、サブアドバイズド・ポートフォリオに投資します。このため、ファンドへの投資は、分散投資ポートフォリオには存在しない相当な集中リスクにさらされる可能性があります。

ファンドへの投資に係るリスク

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社または投資運用会社が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものではありません。

インカム等収益および分配

インカム等収益が発生するという保証はありません。管理会社が（その裁量により）分配を宣言する場合、受益証券に帰属する投資元本から分配の全部または一部が支払われることもあれば、インカム等収益がゼロになることもあります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが強く推奨されます。

インカム等収益は、SPV債券から支払われるクーポンの受領に部分的に依存しています。SPV債券からクーポンが支払われない場合もしくは（留保金額を維持する目的等により）支払いが予想を下回る場合、またはファンドもしくはSPV発行体に適用される租税条約対象外の税率の引き上げが行われた場合、もしくはSPV発行体による米国所得税債務の負担が発生した場合、これに応じてファンドの利益は投資者の予想を下回ることになります。さらに、受取分配金の利率が年度途中で低下した場合も、インカム等収益が予想を下回る結果になる可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻日に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の基準価額の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

投資対象の集中

ファンドは、受益証券の販売による手取金の大部分を、主として投資対象ファンドを投資の対象とするSPV債券に投資します。このため、投資対象ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況および受益証券のパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。ファンドが投資対象とする投資対象ファンドは、流動性が低い可能性が高いと考えられます。比較的流動性の低い投資対象の市場は、流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を比較的流動性の低い投資対象に投資することは、上記「2 投資方針 - （1）投資方針」の「③ ファンドの流動性」の項目で説明した流動性の仕組みを用いても、投資運用会社が希望する価格やタイミングで投資対象を処分する能力を制限する可能性があります。

ファンドが投資を行うSPV債券には流通市場は確立されておらず、今後も確立される予定はありません。解約に対応してSPV債券を売却する場合、売却価格は、SPV債券を通じて出資している投資対象ファンドの評価を反映するSPV債券の評価に基づいて決定されますが、需給要因により大きく下方乖離した価格で売却せざるを得ない可能性があります。その場合、ファンドの買戻価格に悪影響を与えます。

集中投資リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、投資目的に沿った投資テーマに限定して投資を行うため、投資対象とする国や投資分野が限定され、実質的に少数の銘柄に集中して投資を行う可能性があります。したがって、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。

SPV債券の投資対象である投資対象ファンド（ファンドの実質的投資資産）に固有の留意点

ファンドがSPV債券を通じて行う投資対象ファンドへの出資については、通貨価格の変動、金融商品市場における株価の変動、未上場株式その他の有価証券等の価値や評価額の変動、市場金利の変動等による投資先企業の業績の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響がおよび、出資に損失が生じるおそれがあります。投資対象ファンド持分の流通市場は現在確立されておらず、投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしてのSPV発行体の地位の流動性は何ら保証されるものではありません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの出資ならびに投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は、様々なリスクを内包しており、当該リスクを原因として元本欠損が生じるおそれがあります。実質的に投資対象ファンドに出資するファンドへの投資に

あたっては、投資者は、投資対象ファンドへの出資に伴う様々なリスク等を十分に理解した上で、投資の判断および決定を行うよう留意する必要があります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドは、関連する評価日とは一致しない可能性がある入手可能な最新の投資対象ファンド財務書類に基づき評価され、および／または当該財務書類は評価時点から数か月後に公表される可能性があります。したがって、評価日時点のファンドの基準価額は公表時点の純資産価格を表すものではない可能性があります。ファンドが投資する投資対象ファンドの流通市場は現在確立されておらず、ファンドの持分の評価額は、流通市場で取引される投資対象ファンドの持分に基づいたものではありません。投資対象ファンドが投資する投資先企業の業績動向等によってはファンドの評価額が急激に変動する可能性もあります。

買戻しに関連するリスク

投資対象ファンドでは流動性の低い有価証券に投資を行いますが、投資対象ファンドGPはこのような流動性の低い有価証券を有利なタイミングや価格で売却できない場合があるため、最終的に既存の受益者に悪影響を与える可能性があります。

投資対象ファンドが保有する未公開株式持分を売却する場合、その公正価値と売却価格の乖離が実現することがあります。これは、主に流動性の制限や類似の要因等に起因する割引効果によるものです。これに限定されません。上記の乖離により基準価額が大きく下落することがあります。

投資対象ファンドが保有する未公開株式持分を投資対象ファンドGPが清算する場合、投資対象ファンドの関連する投資対象の市場規模や環境により、このような清算が当該投資対象の市場価格に悪影響を及ぼし、結果として投資対象ファンドGPが、当初期待されるより不利な価格で投資対象を清算することがあります。これにより基準価額の下落が引き起こされる可能性があります。

投資対象ファンドが保有する未公開株式持分に未実現利益がある場合、かかる未実現利益が実際の基準価額に反映されていないため、買戻請求を提出した受益者は、かかる未実現利益からの利益を獲得できない可能性があります。

一方で、投資対象ファンドが保有する未公開株式持分に未実現損失がある場合、かかる未実現損失が実際の基準価額に反映されていないため、買戻請求後に残る受益者は、かかる未実現損失からの損失を将来被る可能性があります。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば、受益証券の多量の買戻しが請求された場合、当該払戻しが請求された時点においてファンドの投資対象（特にプライベート・エクイティ部分に関するSPV債券）を清算することができない可能性または投資運用会社が当該投資対象の真の価値を反映していないと考える価格でしか清算することができない可能性があり、その結果、受益者へのリターンに悪影響が及ぶおそれがあります。また、ファンドの終了時には、ファンドの投資対象を全て清算し、受益者に対して現金のみを分配することが予定されていますが、これが実現する保証はありません。

受益証券の買戻しは、買戻日にのみ可能であり、また、制限される場合があること

受益証券の買戻しは、各買戻日にのみ可能であり、買戻日に関し設定日に発行された受益証券口数の10%（または管理会社が決定する純資産総額もしくは設定日に発行された受益証券口数に対する割合）を上限とします。したがって、受益者が買戻日に希望する数の受益証券を買戻しできない場合があります。

また、買戻日に買い戻された受益証券の買戻金の決済は、当該買戻日から3か月と8ファンド営業日目の日またはそれより前に受益者に対して支払われます。

流動性提供者の履行を条件とする流動性協定

流動性協定は、流動性提供者によるバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務の完全な履行を条件とします。流動性提供者がバック・トゥ・バック購入契約に基づく義務を完全に履行しない場合を含む一定の状況において、流動性仲介者は、購入契約に基づく義務を履行する義務を負わず、購入契約を終了することができます。流動性仲介者は、結果としてファンド、投資者もしくはその他の者が被った損失または費用について、ファンドまたは当該者に対する責任を負いません。

流動性仲介者が購入契約に基づく義務を履行しない場合および／または購入契約が終了された場合（流動性提供者の債務不履行の結果によるものを含みます。）、投資運用会社は、ファンドの勘定でSPV債券を売却することができない（または買戻請求に応じることが可能な価格でSPV債券を売却することができない）可能性があります。かかる状況において、受益者は買戻手続を通じて受益証券への

投資から金銭を回収することができない（またはかかる回収が遅延する）可能性および受益者が損失を被る可能性があります。

割引を伴う方法に基づくプライス・フロア

購入契約に従い、流動性仲介者がファンドの勘定で投資運用会社からSPV債券を購入することを引き受ける最低価格は、SPV債券の評価額に割引を適用し（投資対象ファンドが提供する年次監査済財務書類（以下、「投資対象ファンド監査済財務書類」といいます。）および投資対象ファンドが提供する四半期末監査財務書類（以下、「投資対象ファンド未監査財務書類」といいます。）（以下、あわせて「投資対象ファンド財務書類」といいます。）に基づきユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店またはその関連会社のいずれかが作成するレポートを参照して決定されます。）、さらにSPV債券に係る一定の手数料を控除して決定されます。

当該最低価格が当該時点におけるSPV債券の公正価値を表章する保証はありませんが、（例えば、SPV債券の流動性市場が欠如していることを理由に）投資運用会社がより高額の値付けを受領していない場合、投資運用会社は当該価格で当該SPV債券を売却します。

さらに、当該購入価格は、流動性仲介者がバック・トゥ・バック購入契約に基づき流動性提供者にSPV債券を売却する価格よりも低くなります。流動性仲介者は、かかる利益について投資運用会社、ファンド、投資者またはその他の者に説明する義務を負いません。

流動性協定の対象となるSPV債券の数の制限

流動性協定は、買戻日またはその前後から一定の量のSPV債券を上限としてのみ利用することができます。

したがって、（例えば、ファンドが大量の受益証券買戻請求を受けた結果、）投資運用会社が関連期間中に当該数を上回る数のSPV債券の売却を希望する場合、流動性協定は、当該超過分に対して適用されません。かかる状況において、投資運用会社は、関連するSPV債券を一般市場に販売する必要がある可能性があり、それが実行可能である保証または実行可能であっても当該SPV債券の販売価格の保証はありません。

流動性協定が流動性提供者と交渉されていること

流動性協定は、ファンドと投資運用会社および流動性提供者と流動性仲介者との間で誠実かつ独立当事者間ベースで交渉されています。

したがって、流動性提供者および流動性仲介者のいずれも、ファンド、投資運用会社または受益証券の投資者に対して義務を負っておらず、また、これらの者は、流動性協定が一部またはすべての買戻請求に関して必要な買戻代金をファンドに提供しなかった場合、流動性提供者または流動性仲介者に対していかなる権利、請求権もしくは遡及権も有しません。

流動性の保証がないこと

流動性協定は、その条項に限定され、SPV債券において流動性のある市場が存在するまたは発展することを保証しません。流動性協定が適用されない可能性がある状況（上記を含みます。）は多く存在し、受益証券の投資者は、あらゆる状況において受益証券の買戻手続を支援する流動性協定が機能することに依拠すべきではありません。

したがって、投資者は、受益証券買戻手続を活用することができることに依拠すべきではなく、受益証券をファンドの存続期間中保有することを予定すべきです。

受益証券の買戻しに関するその他の制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営－3 資産管理等の概要－（1）資産の評価－②純資産総額の計算の停止」および下記「第2 管理及び運営－2 買戻し手続等」に記載のとおり、純資産総額および／もしくは基準価額の決定および／もしくは受益証券の買戻しを停止すること、ならびに／または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営－2 買戻し手続等」に記載のとおり、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

為替リスク

受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位（日本円を含み、以下、「投資者通貨」といいます。）建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク（米ドルの平価切下げまたは投資者通貨の平価切上げに伴う変動を含みます。）および米ドルまたは投資者通貨（場合によります。）に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、（a）純資産総額および基準価額の投資者通貨の相当額ならびに（b）支払われる分配金（もしあれば）の投資者の通貨相当額が減少します。

評価が実際の純資産総額を反映しない可能性があること

各評価日の純資産総額は、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの原資産の評価が四半期、半年または1年に1回しか行われなかったことがあること、および当該評価がその計算後数か月経過するまで入手できない可能性があること等の様々な理由により、ファンドの投資対象のその時点での実際の価値を反映しない可能性があります。その結果、任意の評価日における純資産総額は、特定の投資対象の非現在価値に基づくことがあります。

ファンドの特定の直接または間接投資について、それが正確な評価であると受託会社、その委託先およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店またはその関連会社のいずれかが合理的に考えた価格が後日不正確であると判断された場合、受託会社、その委託先およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店またはその関連会社のいずれも何ら責任を負わないものとします。ファンドの資産の一部に関する独立した価格情報は、入手できない可能性があります。評価に誤りがある場合、基準価額および受益証券1口当たり買戻価格は、過大または過小となる可能性があります。結果として、受益者は、受益証券に対して過大に支払う可能性があり、また、受益証券の買戻しを要求した受益者は、過小に支払われる可能性があります。さらに、ファンドの多数の業務提供者の報酬が純資産総額と紐付けられているため、評価の相違により、かかる業務提供者に対して過大または過小の支払を行うことになる可能性があります。純資産総額の計算に誠実に使用した価格または評価が不正確であることが後に判明した場合、受託会社、管理事務代行会社およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店またはその関連会社のいずれも何ら責任を負いません。管理事務代行会社およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店またはその関連会社のいずれかは、あらゆる情報源から提供された価格および評価にさらなる調査を行うことなく依拠し、当該依拠に関してファンドまたは受益者に対して責任を負いません。明らかな誤りがない場合、純資産総額の決定は最終的であり、純資産総額の再計算は行われません。

評価リスク

ファンドに帰属する資産（主にSPV債券であり、したがって投資対象ファンドです。）の価値を算定する際、ファンドの評価は、投資対象ファンド財務書類に基づく未監査および監査済みの投資対象ファンドの評価に専ら依拠します。また、受託会社も、投資対象ファンド財務書類に含まれる様々な報告書を独自に検証または監査することはできません。このような場合であっても、また受託会社がファンド全体の利益のために誠実に行動している限り、ファンドの受益者は、ファンドの当該最終評価について、現在または以前の投資者が反論することはできないことに留意する必要があります。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結される取引および保有される現金または有価証券を照合するのに十分な時間内に、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、不正確な純資産総額の計算につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負いません。

価格決定の情報源が限定されていること

ファンドの受託会社およびその委託先としての管理事務代行会社は、ファンドの純資産総額の計算に関連するものを含め、ファンドの投資対象の価格決定に関して単一の情報源、すなわち投資対象ファンド財務書類に基づくユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店またはその関連会社のいずれかが作成した報告書に依拠しなければなりません。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価格は、当該受益証券の未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合に受益者が受領していたであろう買戻代金より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻代金が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合の買戻価格よりも高額である場合、かかる過払いはこれに相応する悪影響をファンドに及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等および税金—（3）管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費、訴訟費用または補償費用ならびにその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

重層的な経費

S P V債券および投資対象ファンドを通じて間接的に投資対象に投資するためにファンドが支払う手数料は、ファンドが直接投資する場合に比べて追加の手数料および多額の費用を生じる可能性があります。

ファンドの早期終了

潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まる可能性があることに留意すべきです。強制買戻事由は、受託会社および管理会社が、全ての受益証券の強制的な買戻しを行うものとすることに同意した場合に発生します。これには、管理会社が、受託会社と協議の上、何らかの理由（最終買戻日より前の投資対象ファンドの早期終了を含みます。）により全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算を行う必要性が生じる可能性または評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されているとおり、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関連する一定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社、投資運用会社または管理会社代行サービス会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な方法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

投資方針に係るリスク

現金部分

現金および現金等価物

ファンドの勘定で保有される現金および現金等価物は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの一または複数が実現した場合、ファンドの勘定で保有される現金および現金等価物の価値は、悪影響を受ける可能性があります。投資運用会社が、ファンドの勘定で保有される現金の引出しおよび／または現金等価物の現金化をファンドの勘定において行うことができない場合、投資運用会社のファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および／またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

プライベート・エクイティ部分

投資対象ファンド

ベンチャーキャピタル投資に内在するリスク

ベンチャーキャピタル投資とは、ベンチャー企業やスタートアップ企業など、高い成長の可能性がある未公開企業に対して投資を行う投資戦略のことを指します。

ベンチャーキャピタル投資を専門とする投資対象ファンドが投資するポートフォリオ企業（以下、「ポートフォリオ企業」といいます。）は、公に取り引されたり、または証券取引所に上場したことがない可能性があります。特に、未公開企業には、上場会社に通常適用されるのと同様の開示や報告義務に服さないことから、未公開企業への投資は上場企業への投資よりもリスクが高くなります。加えて、未公開企業への投資は、評価が難しく、かつ実現することが難しいまたは不可能な場合があります。

開示について、投資を行う際に投資対象ファンドG Pが依拠するデュー・デリジェンス情報は、入手が困難で、その範囲が限定され、または不正確である可能性があります。正式な事業計画、財務予測および市場分析が入手できない場合があります。会社の公開情報は、入手や検証が困難な場合があります。また、投資運用会社は、特定の情報を取得することに費用がかかりすぎると判断する場合があります。

一般的に、未公開企業はしばしば高い成長機会を提供する一方で、大企業への投資に通常関連するリスクよりも大きいリスクを伴う場合があります。未公開企業はより限られた商品ライン、市場、財源しかなく、より少数の経営陣に依拠している場合があります。結果として、当該企業は、一般的な経済動向や市況および技術についての特定の変化に対してより脆弱である可能性があります。加えて、将来の成長性は未上場企業の持分株式の売却か借入れを通じた追加的な資金調達ができるかどうかにか左右される可能性があり、必要な時に、借入れができない、または受け入れ可能な条件で借入れできない場合が

あります。これらの要因は、企業がネガティブな経済的、政治的動向に迅速に反応することを難しくする可能性もあります。

結果として未公開株式は、事業上および財務上の高いリスクを伴う可能性があり、多額の損失を生じる可能性があります。これらの株式は上場株式よりも流動性が低い可能性があり、投資対象ファンドがこれらのポジションを清算するのに、上場株式の場合よりも長い時間を要する可能性があります。これらの有価証券は、相対取引で転売されることがありますが、当該売却により実現した価格は、投資対象ファンドが当初支払った価格よりも低くなる可能性があります。さらに、株式が公開されていない会社は、株式が公開されている会社に適用される開示およびその他の投資家保護要件の対象とならない場合があります。株式が公開されていない会社の多くは、上場会社と比較して財務または経営基盤が脆弱である可能性があり、一般的に、上場会社と比較して信用リスクが高くなっています。

一般に、ポートフォリオ企業が直面する財務リスクおよび経営リスクは重大なものとなります。目標とするリターンは、あらゆる投資状況において認識されるリスクレベルを反映すべきですが、投資対象ファンドが引き受けたリスクに対して十分な見返りが得られるという保証はありません。受益者の投資全額が失われる可能性があります。さらに、そのような企業が対象とする市場は競争が激しく、多くの場合、より多くのリソースを利用することができるより大きな企業が競争相手となります。利益実現のタイミングは極めて不確実です。損失は投資対象ファンドの投資期間の初期に発生する可能性が高い一方、成功には多くの場合、長い成熟期間が必要となります。

初期・成長段階の企業では、製品開発、製造、マーケティング、資金調達および経営全般に予期せぬ問題が発生することが多く、適切に解決することができない場合もあります。さらに、そのような企業は多額の資金を必要とする場合がありますが、機関投資家向け私募または公開市場を通じては得られない可能性があります。生き残り、成功する企業の割合は低い可能性があります。

拡大期または収益期にあるより成熟した企業への投資は、大きなリスクを伴います。このような企業は通常、急速な拡大、事業再編、他の事業の買収または新製品および新市場の開拓のために、負債および／または株式の形で資本を調達しています。これらの活動は、本質的に会社の大きな変化を伴い、販売、製造およびこれらの活動の全般的な管理に重大な問題を生じる可能性があります。

新たな開発・技術に依存する企業への投資

投資対象ファンドは、テクノロジーおよびテクノロジー関連企業へのベンチャーキャピタル投資に重点を置いて投資する予定です。ファンドへの投資は、幅広く有価証券に投資するパートナーシップへの投資と比較して、より大きなリスクにさらされる可能性があります。これらの企業が直面する具体的なリスクには次のものがあります。

- ・急速に変化する科学、技術および消費者嗜好
- ・既存の製品または技術を急速に陳腐化しうる新しい競合製品および既存製品の改良
- ・一定の場合に政府の厳しい規制にさらされ、これにより政府の政策変更の影響を受けやすくなり、規制当局の承認を取得できないまたは承認の取得に予期せぬ遅延が発生する可能性があること
- ・適切な訓練を受けた経営、技術、科学、研究およびマーケティングの担当者の不足
- ・特許および知的財産権に関連する訴訟の可能性
- ・（一般的にリスクが高いと認識されている）技術関連投資に関する投資家の心理および選好の急速な変化

利益の保証はないこと

投資対象ファンドへの投資により、投資対象ファンドへの投資額と同額の分配を得られるとの保証はありません。また、利益の実現があるとしても、その時期は極めて不確実です。投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドの初期費用が投資対象ファンドの初期損失につながることを想定しています。投資対象ファンドは、投資対象ファンドの投資活動に収益性があるか否かにかかわらず、年間運用報酬および継続的な業務に関連する種々の手数料および経費を支払うことになります。これらの報酬や経費により、投資対象ファンドの投資活動が利益を出すためには、これらの経費を上回る十分な収益を生み出すことが必要となります。ファンドへの投資は、投資全額の損失を許容できる者のみが検討すべきです。

米国外の投資

投資対象ファンドの投資対象は、米国および日本に所在するポートフォリオ企業で構成されることが想定されていますが、投資対象ファンドは、米国および日本外に所在するポートフォリオ企業に対して複数の投資を行う可能性があります。米ドル建て以外の有価証券に投資する場合、投資対象ファンドは、（i）為替レートの変動リスク、（ii）米国証券市場と外国証券市場との相違（一部の外国証券市場における潜在的な価格変動および相対的な流動性、会計、監査および財務報告に関する統一基準の欠如、発行体、実務および開示要件に関する限定的な情報、ならびにより緩やかな政府の監督および規制を含みます。）に関連するリスク、（iii）一定の経済・政治リスク（潜在的な為替管理規制、外国投資

および資本の本国送還に対する制限、取用・没収課税を含みます。）ならびに（iv）外国証券に関して認識された所得および収益に対する外国税の賦課の可能性に関するリスクを負うことになります。

第三者の運用への依拠

投資対象ファンドのパフォーマンスは監視されますが、ファンドは、投資対象ファンドのレベルにおける運用チームの技能および専門性にのみ依拠することになります。当該運用チームが投資対象ファンドと提携し続ける保証はなく、また提携し続ける場合でも、運営に成功し続ける保証はありません。

投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドに投入された資金の投資および最終的な利益の実現に関して、単独の裁量を有します。SPV発行体、したがってファンドは、投資対象ファンドに提供されるポートフォリオ企業の詳細な財務情報を受け取ることはありません。したがって、SPV発行体、ファンドならびにそれらの代理人およびサービス提供者は、投資対象ファンドGPが投資先を選択する際に利用する経済、財務、その他の関連情報を評価する機会を持ちません。そのため、投資対象ファンドの資金プールは資金のブラインド・プールであると言えます。投資者、すなわちSPV発行体、したがってファンドは、投資対象ファンドGPが投資対象ファンドの投資目的および投資方針に沿って投資対象を特定し、組成しおよび実行することならびに投資対象ファンドLPAにより企図されるように投資対象ファンドの事業を遂行することに依存することになります。投資対象ファンドのマネージング・ダイレクター（以下、「マネージング・ダイレクター」といいます。）の喪失は、投資対象ファンドの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。マネージング・ダイレクターが存続期間中、投資対象ファンドに継続して関与する保証はありません。投資対象ファンドが行うと予想される種類の投資についてマネージング・ダイレクターに経験があるとしても、そのような経験は、必然的に異なる市況および開発の最先端にある異なる技術の下で得られたものです。マネージング・ダイレクターおよび／または投資対象ファンドGPが、過去のレベルの成功を再現できるとの保証はありません。

ポートフォリオ企業の運用への依拠

投資対象ファンドGPは、各ポートフォリオ企業の取締役会への参加を求めることができますが、投資対象ファンドは、その投資先の企業の日々の経営において積極的な役割を担うことはありません。ポートフォリオ企業の経営幹部の業績が芳しくない場合または主要な管理職の雇用が終了した場合、投資対象ファンドによる当該会社への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

投資対象ファンドの資産のモニタリングおよび評価に必要な情報の不足

投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドの一定の投資をモニタリングし、十分な情報に基づいた評価および価格決定を行うために、十分な情報を入手しようと努力していますが、一定の時期に投資対象ファンドGPが入手できる情報は限られており、場合によっては、公に入手可能な情報以外の情報を入手できないことがあります。投資対象ファンドGPは、その一部の投資先に関して発生した重大な不利益変更について適時に気付かない可能性があります。これらの事象により、投資対象ファンドの価額に著しい悪影響が生じる可能性があります。さらに、投資対象ファンドGPは、十分な関連情報がない状態で評価の決定を行わなければなりません。ファンドの受益者は、これらの困難やその他の不確実性の結果、投資対象ファンドGPによる評価が投資対象ファンドにより取得された有価証券の公正市場価値を表さない可能性があることを認識する必要があります。

予測

投資対象ファンドが投資する会社の業績予測は、通常、主に各投資先会社の経営陣が作成した財務予測に基づいています。いかなる場合においても、予測は、該当する投資先会社から受領した情報およびかかる予測が作成された時点での前提に基づいた将来の業績の推定値にすぎません。予測に記載されている業績が達成されるという保証はなく、実際の業績は予測と大きく異なる可能性があります。また、予測ができない一般的な経済要因は、予測の信頼性に重大な影響を与える可能性があります。

競合市場

ベンチャーキャピタル投資の市場は、ますます競争が激しくなっています。金融仲介機関の参加が増加し、多額の資金が未公開セクターへの投資に充てられ、投資機会をめぐる競争は高い水準にあります。投資対象ファンドの潜在的な競合相手の中には、投資対象ファンドGPよりも豊富な財務的、人的資源を有しているものもあります。投資対象ファンドGPが十分な数の魅力的な投資機会を見つけることができる保証はありません。投資対象ファンドが投資をめぐる競争に直面する限り、投資者へのリターンは変化する可能性があります。

魅力的な投資候補の有無

投資対象ファンドの最終的な成功は、魅力的な投資候補を見つけることができるかどうかにかかっています。投資期間内に全てのキャピタル・コミットメントを引き出すことができるだけの十分な数の魅力的な候補が見つかるという保証はありません。

経済状況の変化

いかなる投資活動の成功も、一般的な経済状況によってある程度決定され、投資対象ファンドGPの投資戦略は、米国および世界経済の外部経済状況の変化により重大な影響を受ける可能性があります。投資対象ファンドがその目的を達成するために依存する可能性のある外部の信用市場、株式市場およびその他の経済システムの利用可能性の有無または障害は、投資対象ファンドの運営および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。世界経済の成長の安定性と持続可能性は、テロや戦争行為の影響を受ける可能性があります。このような市場や経済システムが利用可能である、または投資対象ファンドが成功裏に運営されるために期待もしくは必要とされるような利用が可能であるという保証はありません。経済状況の変化は、投資対象ファンドのポートフォリオ企業の評価に悪影響を及ぼす可能性があります、ひいてはファンドにも悪影響を及ぼす可能性があります。

少数株主投資

投資対象ファンドの投資は、通常、非公開企業の少数株主持分となります。さらに、投資対象ファンドは、投資からのイグジットする過程において、ポートフォリオの持分が公開された場合に少数株主持分を保有する可能性が高いです。一般的な少数株主持分の場合と同様に、投資対象ファンドが保有する可能性のある少数株主持分は、主要株主持分の支配特性も、主要株主持分または支配株主持分に付与される評価プレミアムも有しません。また、投資対象ファンドは、取締役を任命する権利やその他重要な影響力を行使する権利を有しない会社に投資することもあります。このような場合、投資対象ファンドは、当該会社の既存の経営陣および取締役会に依存することになりますが、その中には、投資対象ファンドが関連していない他の金融投資家の代表者が含まれることがあり、その利益が投資対象ファンドの利益と相反する可能性があります。

投資に対する追加資本の保証がないこと

投資対象ファンドが企業に対して資金提供を行った後、製品の継続的な開発およびマーケティングを行うために、追加的な資金提供が求められる場合があります。投資対象ファンドは、通常、いくつかの投資段階を経て資金調達される、多額の資金需要がある企業に投資することを想定しています。そのような追加的な資金調達が可能であるとの保証はなく、また、そのような資金調達が可能となる条件に関する保証もありません。その他に、投資対象ファンドは、直接またはポートフォリオ企業を通じて、開発済みまたは未開発の技術を既存企業に売却することを選択する場合があります。当該技術の買い手が見つかるとの保証または当該販売の条件が有利になるとの保証はありません。

分配金の返還

投資対象ファンドがその義務を履行することができない場合、投資対象ファンドのリミテッド・パートナー（SPV発行体を含みます。）は、それらの者が過去に受領した投資対象ファンド分配金を、投資対象ファンドに返済するか、または債権者に支払うことを要求される可能性があります。SPV発行体は、SPV発行体に対して生じる可能性のある一定の支払義務を履行するために留保金額を維持します。留保金額に関する詳細は、上記「2 投資方針（1）投資方針」の項の「② プライベート・エクイティ部分に関する情報—SPV債券」をご参照下さい。

補償

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの業務に関連して生じた債務について、投資対象ファンドGP、管理会社ならびにそれらのメンバー、マネージング・ダイレクターおよび関連会社に対して補償することを要求されます。当該債務は重大で、SPV発行体、したがってファンドへのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドの資産が不十分である場合、投資対象ファンドGPは投資対象ファンド分配金の返還を要求することがあります。留保金額に関する詳細は、上記「2 投資方針（1）投資方針」の項の「② プライベート・エクイティ部分に関する情報—SPV債券」をご参照下さい。

将来および過去の実績

過去のファンドまたはマネージング・ダイレクターに関連する個人投資の実績は、投資対象ファンドの将来の実績を必ずしも示すものではありません。投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドが負担するリスクに見合ったリターンを見込める投資を行うことを意図していますが、目標とする成果が達成される保証はありません。いかなる投資においても元本欠損の可能性があります。

ブリッジ・ファイナンス

投資対象ファンドは、ポートフォリオ企業に対し、将来の株式または長期債券の発行を見越して、短期間、無担保で貸付を行うことがあります。このようなブリッジ・ローンとは、通常、より永続的で長期的な証券に転換可能ですが、投資対象ファンドが常にコントロールできるとは限らない理由により、当該長期証券が発行されず、当該ブリッジ・ローンが残存する可能性があります。この場合、当該ローンの金利は、投資対象ファンドが取った無担保ポジションに係るリスクを十分に反映しない可能性があります。

レバレッジ

レバレッジの効いた資本構成を有するポートフォリオ企業への投資が行われる場合、またはポートフォリオ企業が、定期的な支払いを必要とする借入れやその他の金融取引を行う場合には、当該投資は、金利の大幅な上昇、深刻な経済不況または当該企業もしくはその業界の状況の悪化といった不利な経済要因の影響をより大きく受けることになります。当該企業が、債務の元利支払いを履行するのに十分なキャッシュ・フローを生み出すことができない場合、投資対象ファンドによる当該企業への株式投資の価値は著しく低下し、あるいは消滅する可能性もあります。

投資からイグジットする能力に対する制限

投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドが投資からイグジットする方法として、主に（i）プライベート・セール（ポートフォリオ企業の買収を含みます。）ならびに（ii）新規株式公開および売出しの2つの方法を想定しています。特定の時点において、これらの方法のいずれかもしくは両方が投資対象ファンドに開かれていない可能性があり、またはこれらのイグジットメカニズムに関するタイミングが適切でない可能性があります。そのため、保有ポートフォリオからイグジットし、清算する能力は、特定の時点で制限を受ける可能性があります。

潜在的負債

投資対象ファンドは、その投資に関連して、投資対象ファンドGPの代表者をポートフォリオ企業の取締役会のメンバーとして選任する権利について交渉することがあります。企業の取締役会メンバーになると、投資対象ファンドまたは個々の取締役が訴訟の被告として指名される可能性があります。また、投資対象ファンドは、過去の資金調達における評価額よりも低い評価額でポートフォリオ企業の資金調達に参加する可能性があります。このような低い評価額での資金調達から生じる紛争により、投資対象ファンド、投資対象ファンドGPまたはそのメンバーが被告として指名される可能性があります。通常、ポートフォリオ企業は、取締役および役員を保護するための保険に加入していますが、この保険が不十分な場合があります。また、投資対象ファンドは、これらの訴訟から生じる負債を含め、投資対象ファンドの運営に関連して生じた負債について、投資対象ファンドGPおよびその経営陣に補償を行います。当該補償義務およびその他の責任は多額になる可能性があります。

投資対象売却時の偶発債務

ポートフォリオ企業に対する投資の売却に関連して、投資対象ファンドは、当該企業の事業および財務状況について、事業売却に関連して行われるものに特有の表明を求められる場合があります。投資対象ファンドは、当該表明が不正確である場合には、当該投資の購入者に対する補償を要求される可能性があります。これらの取決めにより、偶発債務が発生する可能性があります。投資対象ファンドGPはそのために引当金およびエスクローを設定する場合があります。このような場合、当該引当金が不要になるまで、またはエスクローの期間が終了するまで、投資対象ファンドからの分配が遅延または保留される可能性があります。投資対象ファンドのパートナーは、上記に関する投資対象ファンドの義務を履行するために、過去に行われた分配金の返還を求められる可能性があります。

引当金

業界の慣習として、投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドによるポートフォリオ企業への追加投資、運営費（投資対象ファンドの運用報酬を含みます。）、投資対象ファンドの負債およびその他の事項に対して引当金を設定することがあります。当該引当金の適切な金額を見積もることは、特にポートフォリオ企業の成功と資金需要に直接的に関連する追加投資機会については、困難です。不十分または過剰な引当金は、ファンドの投資リターンを損なう可能性があります。引当金が不十分な場合には、投資対象ファンドは、魅力的な追加投資もしくはその他の投資機会を活用することができず、または「ペイ・トゥ・プレイ」もしくは類似の規定に関連する希薄化条項もしくはその他の懲罰的条項から既存の投資を保護することができない可能性があります。引当金が過剰な場合には、投資対象ファンドは、魅力的な投資機会を断ったり、短期金融市場または類似の低利回り口座に不必要な額の資本を保有する可能性があります。

流動性および公開市場がないこと

投資対象ファンドの投資対象は、一般的に非公開で流動性の低いものとなります。そのため、投資対象ファンドが保有する有価証券の公開市場はなく、投資対象ファンドが保有する投資対象のいずれについても、特定の時点で容易に利用可能な流動性のメカニズムは存在しません。さらに、投資対象ファンドGPがその単独の裁量で、投資対象ファンドの投資対象を売却し、その後その収益をパートナーに分配することを選択するまでは、投資対象からの価値の実現は不可能であり、確実なものではありません。

市場の不存在、持分の非流動性

投資対象ファンドへの投資は非流動的であり、高いリスクを伴います。持分について公開市場は存在せず、公開市場が形成されることは期待されていません。したがって、投資者は、投資対象ファンドの存続期間中、その投資の経済的リスクを負担することになります。

投資者の持分の譲渡に対する一定の制限

投資対象ファンドにおけるSPV発行体のリミテッド・パートナーシップ持分の譲渡可能性は、投資対象ファンドLPAならびに米国の連邦および州の証券法によって制限されます。一般に、投資者は、投資対象ファンドGPの利益のために一定の表明および／またはコベナントを行わなければその持分を第三者に売却または譲渡することはできません。

限定的なポートフォリオの分散

ベンチャーキャピタルに典型的であるように、投資対象ファンドの保有ポートフォリオは広範に分散されることはありません。また、投資対象ファンドGPが投資対象ファンドに対して十分なキャピタル・コミットメントを行うことができない場合、投資対象ファンドの保有ポートフォリオの分散はさらに限定されます。経済の低迷や1つの企業の業績が悪化した場合、投資対象ファンドがファンドおよびSPV発行体に提供するリターン総額に影響を及ぼす可能性があります。

法的リスクおよび規制上のリスク

投資対象ファンドは、米国の1940年投資会社法（その後の改正を含みます。）（以下、「投資会社法」といいます。）第3条(c)(1)および／または第3条(c)(7)に規定される免除に基づき、同法における「投資会社」として登録されておらず、登録される予定もありません。当該免除が今後も投資対象ファンドに適用される保証はありません。投資会社法は、投資者に一定の保護を与え、登録投資会社に一定の制限を課していますが、投資対象ファンドが投資会社法に基づき投資会社として登録の対象とならない場合は、そのいずれも投資対象ファンドには適用されません。投資対象ファンドが投資会社法に基づく登録の対象となった場合、投資会社法の遵守による負担のため、投資対象ファンドの投資ポートフォリオのパフォーマンスは重大な悪影響を受け、ポートフォリオ企業への融資に伴うリスクは大幅に増加する可能性があります。投資対象ファンドおよびその顧問弁護士は、一定の条件下において、または状況の変化もしくは法律の変更があった場合に、投資対象ファンドが投資会社法またはその他の負担の大きい規制の対象とならないことを投資家に対して保証することはできません。さらに、投資対象ファンドGP、投資対象ファンドの運用会社（以下、「運用会社」といいます。）またはそれぞれの関連会社のいずれも、米国の1940年投資顧問法（その後の改正を含みます。）（以下、「投資顧問法」といいます。）における「投資顧問」として登録されていません。ドッド＝フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下、「ドッド・フランク法」といいます。）に基づき証券取引委員会（以下、「SEC」といいます。）が公布した規則により、将来のある時点で投資対象ファンドGP（またはその関連会社）は、投資顧問法に基づく登録を要求される可能性があります。その場合、投資対象ファンドGP（またはその関連会社）は、ドッド・フランク法に関連する追加の規制および遵守要件の対象となります。かかる追加要件または異なる要件は、当該当事者にとって費用および／または負担がかかる可能性があります。投資対象ファンドの運営に制限および制約が課される結果ならびに／または投資対象ファンドの運営に関する情報を規制当局に開示する結果となる可能性があります。さらに、投資対象ファンドは、リミテッド・パートナーに対する持分の募集について、米国の1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下、「米国証券法」といいます。）またはその他の国もしくは法域の証券法に基づき登録することを予定していません。その結果、ファンドおよびSPV発行体は、投資対象ファンドへの投資に関して、米国証券法および当該法律の保護を受けることはできません。

書面によるサイド・アグリーメント

投資対象ファンド、投資対象ファンドGPおよび運用会社は、業界の一般的慣行に従い、SPV発行体を含むパートナーの承認を得ることなく、投資対象ファンドLPA、当該パートナーの申込契約またはその他の関連契約の条項に基づく権利を設定するまたはこれらの条項を変更もしくは補足するサイド・レターまたは類似の書面による契約を投資対象ファンドのパートナーと締結する権限（異なるもしくはより有利な権利、投資対象ファンドの投資に関する情報へのアクセス、または投資対象ファンドへの投資に関するその他の事項を規定するものを含みますが、これらに限定されません。）を有します。その他のパートナー（SPV発行体を含みます。）が当該サイド・アグリーメントの利益を受けることを選択する能力は制限されます。

CFIUSによる審査

近年の法律により、投資対象ファンドが投資を保有する可能性のある一定の米国企業に対する外国人による一定の投資について、対米外国投資委員会（以下、「CFIUS」といいます。）による規制審査の範囲が拡大されました。当該法律は、ポートフォリオ企業が外国人から資本調達をすることまたはポートフォリオ企業が外国人により取得されることをより困難にする可能性があり、当該取引の負担お

よび複雑性を増大させる可能性があります。これらすべてが一定のポートフォリオ企業の価値、発展および／または見通しに影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資対象ファンドGPのメンバー、投資対象ファンドの諮問委員会のメンバー、投資対象ファンドに重大な利害関係を有するリミテッド・パートナーを含む、投資対象ファンドに対して影響力を行使することができる者の構成に応じて、投資対象ファンドは、当該法律の下では外国人とみなされる可能性があります。投資対象ファンドが外国人とみなされる場合、投資対象ファンドが一定の投資から除外されたり、投資対象ファンドが十分なデュー・デリジェンス資料を取得できなかったり、投資対象ファンドがCFIUSの審査対象企業の取締役会に参加できなくなったりする可能性があります。

出資の不履行

投資対象ファンドの他のリミテッド・パートナーが、投資対象ファンドに対するキャピタル・コミットメントの分割払いを期日までに行わず、かつ、不履行のないリミテッド・パートナーによる出資および投資対象ファンドによる借入れが不履行となった出資額を補填するのに不十分である場合、投資対象ファンドは、その債務を期日までに支払うことができない可能性があります。その結果、投資対象ファンドは、投資家へのリターンに重大な悪影響を及ぼし得る重大な罰則を科される可能性があります。投資対象ファンドのリミテッド・パートナーが債務不履行に陥った場合、当該リミテッド・パートナーは、投資対象ファンドLPAに規定される様々な救済を受ける可能性があります。

支配権の欠如

投資対象ファンドLPAにおいて合意された一定の投資制限の実施を条件として、投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドのポートフォリオを管理する完全な裁量を有します。SPV発行体、受託会社、管理会社および投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドが行った投資の運用、処分その他の現金化に関する決定または投資対象ファンドの事業および業務に関するその他の決定を行いません。

法律、規制および行政上の慣行の変更

投資対象ファンド、その投資、投資機会へのアクセス、リミテッド・パートナー、投資対象ファンドGPおよび／または運用会社に悪影響を及ぼす可能性のある法律、税金および規制法、規則または行政上の慣行の変更が投資対象ファンドの存続期間中に発生する可能性があります。例えば、投資対象ファンドは、多くの異なる業界への投資を予定しており、その一部は、一または複数の米国連邦機関ならびに州、地方および郡の様々な機関または投資対象ファンドもしくはポートフォリオ企業が事業を行うその他の国および法域の機関による規制の対象となっている、または対象となる可能性があります。新規および既存の規則、規制要件の変更ならびに規制遵守の負担はすべて、これらの業界で事業を行うポートフォリオ企業のパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドGPおよび運用会社のいずれも、これらの業界を規律する新たな法律または規則が立法機関または政府機関により制定されるか否かを予測することはできず、また、かかる法律または規則がどのような影響を及ぼすかを予測することもできません。投資対象ファンドが投資を行う国において公布される新たな法律または規則（既存の法律および規則の変更を含みます。）が、投資対象ファンド、そのポートフォリオ投資または投資対象ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼさない保証はありません。

税金

投資者は、投資対象ファンドへの投資がSPV発行体（および最終的にはファンド受益者）に及ぼす税務上の影響は複雑であることを認識すべきです。投資対象ファンドは、税法の理解が困難であり、異なる解釈があり、一貫性なく施行されている国のポートフォリオ企業に投資する場合があります。投資対象ファンドが投資を行うポートフォリオ企業は、予想を大幅に上回る納税義務を負う可能性があり、これは、その財政状態および業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特定の法域における課税

投資対象ファンドまたはそのリミテッド・パートナーは、ポートフォリオ投資が行われる法域において、所得税またはその他の税金を課される可能性があります。さらに、当該法域におけるポートフォリオ投資からの投資対象ファンドの収益に対して源泉徴収税または支店税が課される可能性があります。

源泉徴収税およびその他の税金

投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドの投資目的を達成することを意図した方法で投資対象ファンドの投資を構成することを意図しており、本書にこれと異なる規定がある場合でも、投資対象の構成が特定の投資者にとって税務上効率的である、または特定の税務上の成果が達成される保証はありません。さらに、投資者が納税義務を負う法域または投資対象ファンドがポートフォリオ投資を行う法域の法律に基づき、税務申告義務が投資者に課される可能性があります。潜在的投資者は、自らが納税義務を負う法域の法律に基づき、投資対象ファンドへの投資の税務上の影響について、自らの専門アドバイザーに相談すべきです。さらに、投資対象ファンドの投資対象に係るリターンは、投資対象ファンドのポートフォリオ企業が組織されている法域において課される源泉徴収税その他の税金によって減額

される可能性があります。投資対象ファンドおよび／またはSPV発行体が当該源泉徴収税の全額もしくは一部の還付または控除を請求できる、または当該源泉徴収税に関して二重課税防止条約（該当する場合）に基づく利益を受けることができる保証はありません。さらに、投資対象ファンドは、納税申告書またはその他の文書を提出しなければならない場合があります、また、当該還付、控除または条約上の利益を得るために、一定の証明を提出しなければならない場合があります。

監査

内国歳入庁は、投資対象ファンドの情報を監査する可能性があります、その結果、投資対象ファンドの税務申告に対する修正が生じる可能性があります。当該修正により、投資対象ファンドが追加の税金、利息および罰金ならびに追加の会計費用および弁護士費用を支払うこととなる可能性があります。

限定的な運用歴

投資対象ファンドは最近設立された事業体であり、運用歴が限られています。投資対象ファンドの投資プログラムは、投資対象ファンドGPによる投資の見通しの評価が正確である保証がないこと、または投資対象ファンドがその投資目的を達成する保証がないことを前提に評価されるべきです。投資対象ファンドGPのマネージング・ダイレクターの過去の成績は、必ずしも将来の成績を示すものではありません。

多様な投資家

投資対象ファンドのリミテッド・パートナーは、投資対象ファンドへの投資に関して、相反する投資、税金およびその他の利益を有する可能性があります。個々のリミテッド・パートナーの相反する利益は、とりわけ、投資対象ファンドが行う投資の性質、投資対象の組成または取得、および投資対象の処分の時期に関係し、またはこれらから生じる可能性があります。その結果、投資対象ファンドGPが行う投資の性質や組成に関する決定に関連して、特に投資者の個人的な税務上の状況に関して、一部のリミテッド・パートナーにとって他のリミテッド・パートナーよりも有利な可能性のある利益相反が生じる可能性があります。投資対象ファンドに適した投資の選択および組成を行う際、投資対象ファンドGPは、個々のリミテッド・パートナーの投資、税務上その他の目的ではなく、投資対象ファンドおよびリミテッド・パートナー全体の投資および税務上の目的を考慮します。

希薄化のリスク

将来のクロージングにおいて持分を申し込む投資対象ファンドのリミテッド・パートナーは、投資対象ファンドの既存の投資に参加し、既存のリミテッド・パートナーの持分を希薄化させます。当該リミテッド・パートナーは投資対象ファンドにより以前引き出された過去の出資金の比例按分額を拠出しますが、SPV発行体を含むかかる追加のリミテッド・パートナーが当該持分を申し込む時点における投資対象ファンドの既存の投資対象の公正価値を当該支払が反映する保証はありません。

外国為替リスク

投資対象ファンドへの拠出金および投資対象ファンドからの分配金は、米ドル建てとします。投資対象は、米ドル、ユーロ、ポンドまたは投資対象ファンドGPが得策とみなす場合はその他の通貨建てとすることができます。その結果、米ドルで計算される投資対象ファンドの投資損益は、投資自体の成功のみならず、為替レートの変動および為替管理規制の影響を受けます。さらに、投資対象ファンドは、様々な通貨間の転換に関連して費用を負担する可能性があります。投資対象ファンドは、現時点では、「ヘッジ」その他の方法による通貨リスクの低減を目指す予定はありません。

秘密情報

投資対象ファンドLPAには、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドのポートフォリオ企業に関する独自のまたはその他の情報の保護を意図した秘密保持に関する規定が含まれます。当該情報が公表される場合、投資対象ファンドの競合会社および／またはそのポートフォリオ企業の競合会社等は、当該情報から利益を得る可能性があり、これにより投資対象ファンド、そのポートフォリオ企業、投資対象ファンドGPならびにSPV発行体およびファンドの経済的利益に悪影響が及ぶ場合があります。

投資対象ファンドに対するファンドの間接持分の終了

ファンドがSPV債券への投資を通じて投資対象ファンドによるキャピタル・コールを充足しなかった場合または投資対象ファンドGPがファンドによる投資対象ファンドへの間接的な参加の継続が投資対象ファンドまたはその資産に重大な悪影響を及ぼすと判断した場合、投資対象ファンドGPは、とりわけ、投資対象ファンドに対するファンドの間接持分を終了するまたは減じることがあります。かかるリスクが発生する可能性は、ファンドがSPV債券を通じて投資対象ファンドによるキャピタル・コールを充足しない場合に高まります。

デジタル資産

投資対象ファンドGPは、リミテッド・パートナーシップ委員会（SPV発行体は参加していません。）の承認を得て、デジタル資産への投資の一環として、分散型アプリケーション・トークン、プロトコル・トークン、ブロックチェーン・ベース資産、その他のクリプトファイナンスならびにデジタル

資産および商品等のデジタル資産に直接投資することができます。かかるデジタル資産は、とりわけ、規制、監督、市場コントロールおよび／または流動性が市場に欠如しているため、リスクが高い傾向があります。

SPV債券

SPV発行体

SPV発行体は、発行済みの株式資本が25,000ユーロである特別目的ビークルです。不測の費用または債務が発生した場合、SPV発行体はこれを充足することができないことがあり、SPV債券の債務不履行事由となります。

リミテッド・リコースおよび申立制限

SPV債券は、SPV発行体のリミテッド・リコース債務であり、SPV発行体がSPV債券に関して保有する資産の手取金のみから支払われます。当該資産は、投資対象ファンドに対する権利および権益ならびにSPV発行体が随時保有する現金（SPV債券の発行手取金（投資対象ファンドに関するキャピタル・コールを充足するために充当される前）および（SPV発行体が留保額請求を充足するために保有しなければならない留保金額を控除し、SPV発行体の最終償還の時点で当該留保額請求が充足されておらず、未払いである場合の）投資対象ファンドに関して受領する分配金（SPV債券に基づく支払前）から構成されます。）（かかる資産を以下、「SPV債券資産」といいます。）から構成されます。SPV債券は、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店、投資運用会社、受託会社、SPV発行体および／またはSPV債券のアレンジャー、ディーラー、代理人もしくは受託者またはこれらの関連会社（それぞれを以下、「構成事業体」といいます。）の債務ではありません。いずれの構成事業体も、SPV債券に基づく支払いを行う義務を負いません。SPV債券資産に関して受領した金額がSPV債券に基づく支払いを行うのに不足する場合、SPV債券の保有者（以下、「SPV社債権者」といいます。）としてのファンドは、SPV発行体のその他の資産を入手することができません。

SPV発行体は、他のシリーズの社債を発行せず、また他のシリーズの社債に関して契約を締結しないことを約束しています。ただし、当該シリーズまたは当該契約（該当する場合）に基づくSPV発行体の債務が、SPV債券資産の一部を構成しないSPV発行体の資産を担保とする場合はこの限りではありません。SPV発行体が発行するその他のシリーズの社債の条項は、当該シリーズに関する受託者、アレンジャー、ディーラー、代理人、社債権者、カウンターパーティーまたはその他の関連当事者のいずれも、SPV発行体の清算またはSPV発行体の審査官の任命について申立を行うまたはその他の措置を講じることはできないと規定しています（または規定する予定です。）。リコースがこのように限定されないシリーズの社債に関して債権者が存在する場合、SPV社債権者は、他のシリーズの勘定で負担したリスクにさらされる可能性があります。

SPV債券のパフォーマンスおよび投資対象ファンドへのエクスポージャー

SPV債券は、投資対象ファンドのパフォーマンスおよび信用リスクに連動する投資を表章しており、SPV債券に基づき支払うべき額または受領するその他の利益は、SPV債券資産、具体的には投資対象ファンドのパフォーマンスに依存することに留意しなければなりません。

したがって、投資対象ファンドおよび／もしくは投資対象ファンドに関する関連当事者について債務不履行もしくは支払不能が発生した場合、ならびに／または投資対象ファンドについてマイナスのパフォーマンスが発生した場合、SPV債券の保有者としてのファンドは、SPV債券に対する投資に関して多額の、また場合によっては全額の損失を被る可能性があります。

投資対象ファンドに関するリスクの詳細については、上記「投資対象ファンド」の項をご参照下さい。

エスクロー口座への発行手取金の送金

SPV債券の発行手取金のうち、SPV債券の発行に関連する費用および経費ならびにSPV発行体による投資対象ファンドへの投資に係るアドミッション・チャージ（別途開示されます。）の支払に使用されなかった部分は、投資対象ファンドがエスクロー銀行に維持するエスクロー口座への送金が必要となる可能性があることに留意する必要があります。

このため、SPV発行体が当該資金をエスクロー口座に送金する必要がある場合、SPV発行体が投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとなった後は、発行手取金を構成する現金を入手できない見込みです。その結果、かかる状況において、SPV発行体、したがってSPV債券の保有者は、(a)エスクロー銀行およびそこに預託された金額の信用リスク（同銀行が破綻した場合、そのように預託された金額はすべて失われる可能性があります。）、(b)当該エスクロー口座の運営に関連する、エスクロー銀行、投資対象ファンド、投資対象ファンドの管理事務代行者および／またはそれらの者のために行為していると主張する者の行為、不作為、詐欺、過失、故意の不履行または同様の行為の結果として損失を被るリスク（投資が完全に損失する可能性）、ならびに(c)投資対象ファンドLPAで企図されているよ

うに、当該エスクロー口座に預託されたSPV発行体のキャピタル・コミットメントを表す当該現金を充てることによる、投資対象ファンドのまたは投資対象ファンドのために行われる投資の結果、損失を被るリスク（投資が完全に損失する可能性）を負うことになります。

SPV債券に基づく支払

SPV発行体がSPV債券に基づく支払を行う能力は、SPV発行体がSPV債券資産に関する金額を受領することに依拠しています。

SPV債券の満期予定日に関する償還金支払予定日、およびSPV債券に関する利息（もしあれば）またはその他の分配金の支払予定日は、投資対象ファンドに基づき決定され、投資対象ファンドおよび／または投資対象ファンドに関する分配金に関して混乱および／または調整を生じさせる一定の事由（これには、SPV発行体が投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての義務を履行できないこと、投資対象ファンドGP、投資対象ファンドのその他のリミテッド・パートナーおよび／もしくは投資対象ファンドに関するその他の者による不履行、ならびに／または投資対象ファンドのパフォーマンスの結果による場合を含みますが、これらに限定されません。）の発生により、遅延、延期、調整および／または取消が生じる場合があります。したがって、SPV債券に基づく金額は、当該予定日より大幅に遅れて支払われるか、全く支払われない可能性があり、ならびに／または減額および／もしくはその他の調整の対象となる可能性があります。

投資対象ファンドに基づき受領される分配に関連してSPV債券に基づき支払われるべき支払額は、投資対象ファンドに基づきSPV発行体に対して生じる可能性のある留保額請求を充足するための留保金額の創出および維持のために減額されることにも留意しなければなりません。かかる留保金額は、高額なものであると予想され、SPV発行体が投資対象ファンドから受領する各分配金の少なくとも15%に相当します。

留保金額の残高は、その最終満期時（(i)未払い留保額請求に関して投資対象ファンドLPAに基づいて発生するクロアバック請求の最後の返還日および(ii)投資対象ファンドの清算または投資対象ファンドにおけるSPV発行体のすべての持分の譲渡の完了（場合による）に関連する投資対象ファンドの最終分配のうち、いずれか遅い方に関連します。）にのみSPV債券に基づき支払い可能です。SPV発行体は、SPV債券に基づく留保金額の残額の最終支払いより前に、当該留保金額を留保額請求の充足以外の目的で利用する権利を有しません。

上記に関連して、投資対象ファンドLPAに基づくクロアバック請求は、投資対象ファンドに基づく分配が行われた日から最大2年間（またはこれ以上の期間になる可能性があります。）発生する可能性があるため、留保金額の残高（もしあれば）がSPV債券に基づき支払われるのは、SPV債券の満期予定日から2年後（またはこれ以上の期間になる可能性があります。）になる可能性があります。

SPV債券に基づき支払われた留保額は、留保額請求の支払いの結果として大幅に減額される場合がある（ゼロになることさえある）ことにも留意する必要があります。

SPV債券に関する償還金支払日は、投資対象ファンドからSPV発行体への支払時期または投資対象ファンドに関する金額の受領（SPV発行体の投資対象ファンドに対する持分の清算後）時期によって異なります。

SPV債券の期限前償還

SPV債券は、概ね以下を含むがこれらに限られないいくつかの事由または状況の発生により、予定期間の前に償還される場合があります。

- (i) SPV債券に基づくSPV発行体の義務が違法になった場合
- (ii) SPV債券の規制上の取扱いおよび／またはSPV債券の維持費用に一定の影響を生じさせる法律、規制、解釈、規制上の措置、規則、判断または経済状況における一定の変更が発生した場合
- (iii) SPV発行体および／またはSPV債券に関する一定の税務上の事由が発生した場合
- (iv) SPV債券発行体に係る債務不履行事由が発生した場合
- (v) 投資対象ファンド、投資対象ファンドGPおよび／または投資対象ファンドに関するその他の関係者について、一定の混乱、債務不履行およびその他の事由が発生した場合

SPV債券の当該償還の場合、SPV発行体（または、一定の場合には、SPV債券に関する受託者）またはその代理人は、SPV債券資産を換価するための措置を講じる予定であり、その換価による手取金（特定の費用、税金および／または経費を控除し、かつSPV債券の条項に従ってSPV債券の保有者に優先する債権を充足した後）は、SPV債券の償還に使用されます。

投資対象ファンドへの投資は、非流動的であると予想され、SPV発行体またはSPV債券に関する受託者（またはこれらの者のために行為する代理人）が当該SPV債券資産を換価できる保証はないことに留意しなければなりません。かかる換価が完了しなかった場合または遅延した場合、ファンドはS

PV債券に対する投資について多額の、また場合によっては全額の損失を被る可能性があります、および／またはSPV債券に関する償還手取金の受領が大幅に遅延する可能性があります。

SPV債券発行体のカストディアンおよびその他の代理人

SPV債券資産および留保金額に含まれる現金は、SPV発行体を代理してソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト（以下、「SPV発行体カストディアン」といいます。）により保有され、場合によっては、一または複数のサブカストディアンにより保有されることもあります。したがって、ファンドは、SPV債券の保有者として、SPV発行体カストディアンおよび当該サブカストディアンの信用力ならびにこれらによるカストディ契約の遵守の影響を受けます。

SPV発行体を代理して維持されるSPV発行体カストディアンの口座に預託された現金は、SPV債券に関して維持される現金保管口座からSPV発行体カストディアンによって定期的送金されることがあります。SPV発行体カストディアンの支払不能その他SPV発行体カストディアンの債務不履行が発生した場合、SPV債券の保有者としてのファンドは、SPV発行体カストディアンが保有する現金（送金された現金を含みます。）の損失リスクを増大させます。

したがって、ファンドは、SPV債券の保有者として、SPV発行体カストディアンおよびSPV債券に関してSPV発行体カストディアンが任命した各サブカストディアンの信用力およびそれぞれの義務の履行の影響を受けます。

さらに、SPV発行体は、SPV債券に関する支払代理人、計算代理人、換価代理人および／またはその他の代理人として行為する他の事業体（以下、「SPV発行体代理人」といいます。）を任命します。SPV発行体がSPV債券に基づく義務を履行する能力および場合によって投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての義務を履行する能力は、SPV発行体代理人によるその義務の履行に依存します。

SPV発行体代理人および／またはSPV発行体カストディアンがSPV債券に関する自らの義務を遵守しなかった場合、ならびに／またはSPV発行体代理人および／またはSPV発行体カストディアンが支払不能となった場合、SPV発行体は、SPV債券に基づくおよび／または投資対象ファンドのリミテッド・パートナーとしての義務を履行できなくなる可能性があります。かかる債務不履行または支払不能は、SPV債券に基づく金額の支払を大幅に遅延させ、SPV債券のパフォーマンスおよび／またはSPV債券に基づき支払われるべき金額に重大な悪影響を及ぼし、ファンドはSPV債券への投資に関して多額の、また場合によっては全額の損失を被る可能性があります。

課税

SPV発行体は、SPV債券の直接もしくは間接の保有者に適用される可能性のある法域または政府もしくは規制当局の税金および／またはSPV債券に関するかかる直接もしくは間接の保有者に対する支払について説明責任を負いません。SPV債券の直接または間接の保有者に対して、支払からの源泉徴収が要求される税金、賦課金または手数料を払い戻すための追加額は支払われません。

SPV債券の流通市場の流動性

SPV債券に係る流通市場は、存在しないと予想されます。SPV債券またはSPV発行体のアレンジャーまたはディーラーはいずれも、SPV債券に関して相場を提示するまたは市場もしくはその他の流動性を提供する義務を負いません。したがって、SPV債券（ひいてはファンドへの投資）は、SPV債券への投資の経済的リスクを全期間にわたって負担する能力を有する投資家にも適しています。

利益相反

ファンド

受託会社、管理会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会、流動性仲介者、管理事務代行会社、保管会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者（以下、「利害関係人」といいます。）は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平かつ独立当事者として対等に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は、ファンドとは別個かつ独立した、トラストに属する他のシリーズ・トラストならびにその他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対し、利害関係人が取り決める条件におい

て自由に類似またはその他の役務を設定および提供することができ、かつ各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。管理会社は、管理会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業を行っている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、管理会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人（下記（a）項の場合、受託会社を除く。）は、以下のことを行うことができます。

- （a）受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- （b）同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるときも、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。
- （c）その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- （d）利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資者として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、報酬代行会社、流動性仲介者および代行協会員は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、報酬代行会社、流動性仲介者および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、報酬代行会社、流動性仲介者および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、報酬代行会社、流動性仲介者および代行協会員ならびに各関連会社は、戦略に名目上含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産（場合による）に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

投資対象ファンド費用

以下の記載は、ファンドへの投資を行う前に慎重に評価すべき投資対象ファンドに関する潜在的な利益相反を列挙したものです。以下は、潜在的な相反の完全なリストを意図したものではありません。運用会社、投資対象ファンドGP（またはそのメンバー）の利益が、投資対象ファンドおよびSPV発行体を含むリミテッド・パートナーの利益と潜在的にまたは実際に相反する場合に、問題が生じる可能性があります。例えば、投資対象ファンドGPの成功報酬の存在は、投資対象ファンドGPがかかるパフォーマンスに基づくアレンジメントがない場合に行うものよりも投機的な投資を投資対象ファンドのために行う動機を生み出す可能性があります。さらに、投資対象ファンドGPが既存の事業体の投資先企業および投資対象ファンドへの投資ならびにその他の公開および未公開の投資対象を有するという原則により、利益相反が生じる可能性があります。投資対象ファンドLPAには、これらの潜在的な相反に対処するための一定の保証が規定されていますが、一定のリスクが残る可能性があります。投資対象ファンドの持分を取得することにより、SPV発行体を含む各リミテッド・パートナーは、かかる実際のまたは潜在的な利益相反の存在を認識しており、かかる利益相反の存在から生じる責任に関する請求権を放棄したものとみなされます。

さらに、投資対象ファンドGPは、投資対象ファンドの投資機会への投資を第三者に認めることを目的として、他の投資ファンドを有し、または設立する可能性があります。投資対象ファンドGPが投資対象ファンドおよび当該その他の投資ファンドに投資機会を配分した結果、固有の利益相反が存在します。

さらに、投資対象ファンドは、マネージング・ダイレクターまたはその関係会社が運用する他の投資ビークルから有価証券を購入またはその他の方法で取得することができます。譲渡を目的とした当該有価証券の評価は、十分な量の関連情報の恩恵を受けることなく行うことができます。他の投資ビークルから取得した当該有価証券の価値は、投資対象ファンドによる取得後に著しく下落する可能性があります。

す。さらに、マネージング・ダイレクターは、当該有価証券の取得または譲渡の結果、当該他の投資ビークルの成功報酬を獲得することができます。

さらに、投資対象ファンドGPは、以下の場合には、投資対象ファンドのために行うことを禁止される可能性があります。(i) 投資対象ファンドGP、運用会社、またはこれらのメンバー、マネージャー、従業員、代理人もしくは関係者が投資対象ファンドLPAに従って行うことを許可された外部活動に関連して取得した秘密情報または負担した義務を理由とする場合、(ii) 投資対象ファンドGPまたは運用会社のいずれかのメンバー、マネージャー、従業員、代理人または関係者がポートフォリオ企業の役員、取締役、コンサルタント、代理人、顧問または従業員として務める結果、または(iii) 投資対象ファンドGP、運用会社、またはそれぞれのメンバー、マネージャー、従業員もしくは関係者が投資対象ファンドの設定日より前に行った活動に関連する場合。いかなる者も、前文に記載された禁止の結果として投資対象ファンドの利益のために行動しなかったことについて、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドのパートナーに対して責任を負わないものとします。投資対象ファンドの持分の申込みは、かかる利益相反についての理解、同意および合意が得られていることを前提としています。

② リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

受益証券の申込みの取扱い、当初申込期間中（2022年5月9日から2022年5月27日）に行われました。当初申込期間の終了後、受益証券の申込みの取扱いは行われていません。

（２）【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

（３）【管理報酬等】

投資対象ファンドの持分で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、原則として、純資産総額の年率3.745%程度以内を上限とします。

（注１）本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

（注２）投資対象ファンドの元本を上回る収益に対して20%の成功報酬が課されることがあります。

（注３）投資対象ファンドの組入比率が低下した場合、純資産総額に対する実質的な費用は下回ることがあります。

（注４）保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

（注５）SPV債券の費用は想定元本に対して課されるため、純資産総額によっては上回ることも下回ることもあります。

① ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、原則として純資産総額の年率1.395%程度以内を上限とします。

（注１）本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

（注２）保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

（注３）管理会社代行サービス会社報酬、投資運用会社報酬および販売報酬は引き下げられる場合があります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬（以下に定義されます。）から四半期ごとに後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い負担した全ての適切な経費および支払金に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

保管会社報酬

各保管会社は、保管業務の提供に対し、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.025%の報酬を受け取る権利を有します（ただし、最低月間報酬は、1,500米ドルです。）。保管会社報酬は、保管業務の提供に対し、ファンドの資産から支払われます。また、各保管会社は、関係者との間で合意したその他の報酬を受け取り、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。保管報酬は見直され、変更されることがあります。

保管会社報酬は、ファンド資産の保管業務の提供の対価として保管会社に支払われます。

「評価日」とは、2022年6月の最終ファンド営業日（同日を含みます。）以降の毎月の最終ファンド営業日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる純資産総額の年率0.06%の報酬を受け取る権利を有します。管理事務代行報酬は、受託会社によってファンドの資産から支払われます。さらに、管理事務代行会社は、3,750米ドルの前払報酬を受け取り、これはファンドの設定費用の一部として償還することができます。また、管理事務代行会社は、年次財務書類の作成に関して年間5,000米ドルの報酬を、CIMAへの年次報告書の作成に関して年間1,000米ドルの報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社よりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

販売報酬

日本における販売会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.80%以内の報酬を受け取る権利を有します。販売報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻しの取次業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンドの基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.15%の報酬（以下、「報酬代行会社報酬」といいます。）を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用（以下、「通常経費」といいます。）を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、管理会社代行サービス会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、当初の期間のみについては設定日、その他の期間については毎四半期の最終日（以下、それぞれ「報酬計算日」といいます。）（同日を除きます。）から、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日（以下、「最終評価日」といいます。）（同日を含みます。）までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、ファンドの報酬等支払代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.15%以内の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの資産運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.20%以内の報酬を受け取る権利を有します。管理会社代行サービス会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

管理会社代行サービス会社報酬は、ファンドの管理会社代行サービス業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

2026年3月31日に終了した会計期間における各手数料は以下のとおりです。

保管会社報酬	19,248米ドル
管理事務代行報酬	21,142米ドル
販売報酬	184,481米ドル
代行協会員報酬	2,308米ドル
報酬代行会社報酬	34,591米ドル
投資運用会社報酬	34,591米ドル
管理会社代行サービス会社報酬	46,118米ドル

② プライベート・エクイティ部分に係る手数料、費用および成功報酬

ファンドは、プライベート・エクイティ部分に関連するその資産の実質全額をSPV債券（ひいてはSPV債券を通じて投資対象ファンド）に投資する予定であるため、ファンドは、SPV債券および投資対象ファンドに適用される以下の費用および手数料を間接的に負担します。

SPV債券

SPV債券の手数料総額は、SPV債券の想定元本に対して、年率0.35%程度で算出されます。また、SPV債券の税制調査費（もしあれば）が適用される場合があります。

アドミッション・チャージ

投資対象ファンドは、SPV発行体が投資対象ファンドの当初クロージング時からリミテッド・パートナーであった場合のSPV発行体のキャピタル・コミットメントに対する利息に相当する額であって、投資対象ファンドLPAの規定に従って決定される額をSPV発行体に課します。

投資対象ファンドの運用報酬

投資対象ファンドGPの年間運用報酬料率は、当初、投資対象ファンドのキャピタル・コミットメントの2.0%としますが、変更（増額を含みます。）される可能性があります。当初クロージングから5年後の最初の完全な会計年度から、投資対象ファンドGPに適用される年間運用報酬料率は毎年0.25%ずつ通減しますが、いかなる場合も、当該リミテッド・パートナーのキャピタル・コミットメント総額の1.5%を下回らないものとします。

投資対象ファンドの成功報酬

投資対象ファンドGPは、以下のとおり、投資対象ファンドの資産から支払われる成功報酬を受け取る権利も有します。

投資対象ファンドGPにあらかじめ配分された金額は、投資対象ファンドGPに分配され、各リミテッド・パートナーにあらかじめ配分された金額は、投資対象ファンドGPと当該リミテッド・パートナーとの間で以下のとおり分配されるものとします。

- （1）当該リミテッド・パートナーの未返還出資額がゼロになるまで、当該リミテッド・パートナーに対して100%の分配を行います。
- （2）その後、当該リミテッド・パートナーの未返還出資額がゼロである限りにおいて、当該リミテッド・パートナーに対して80%、投資対象ファンドGPに対して20%の割合で分配を行います。変更（増額を含みます。）される可能性があります。

投資対象ファンドLPAに規定されたクローバックの仕組みに基づき、一定の場合において、投資対象ファンドGPは、過去に投資対象ファンドGPに対して支払われた成功報酬の一部をリミテッド・パートナーに返還する必要があります。

（4）【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- （a）シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- （b）関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料（以下を含みます。）
 - （i）法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - （ii）委託手数料（もしあれば）および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - （iii）副資産保管会社報酬および費用
 - （iv）政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
 - （v）借入れにかかる利息
 - （vi）投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
 - （vii）保険の費用（もしあれば）
 - （viii）訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
 - （ix）登録サービスの提供
 - （x）財務書類の準備および純資産総額の計算
 - （x i）コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
 - （x ii）あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料

- （x iii）基本信託証書に基づき受託会社、本監査人、管理会社（および適法に任命された代理人）に補償するために必要な金額
- （x iv）基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬
- （x v）基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- （i）受益証券の発行に関わる募集費用（募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。）ならびにファンドおよび受益証券の販売に関わる手数料（もしあれば）、ならびに
- （ii）当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、3会計年度にわたり分割して支払われます。

監査報酬

本監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年3月31日に終了した会計期間におけるその他の手数料は28,425米ドルです。

（5）【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

① 日本

2026年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （1）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （2）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （3）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。
なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本①において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。
- （4）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。

- （５）ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

- （６）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、（５）と同様の取扱いとなります。
- （７）個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

III 税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

② ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、（トラストまたはファンドに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される）いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法（その後の改正を含みます。）第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況（2026年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
社債	ケイマン諸島	19,873,580	95.5
現預金・その他の資産（負債控除後）		928,491	4.5
合計 （純資産総額）		20,802,071 （約334,331万円）	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2026年7月末日現在）

順位	銘柄	発行 場所	種類	利率	償還日	保有数	額面価格 （米ドル）		時価 （米ドル）		投資 比率 （%）
							単価	金額	単価	金額	
1	Wil3号ベンチャー キャピタル 連動10年米 ドル建て債 券	ケイマン 諸島	社債	該当 事項 なし	2032年 6月7日	18,300,000	100.00	18,300,000	108.60	19,873,580	95.5

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2026年7月末日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（2026年7月末日現在）

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記の会計年度末および2025年8月1日から2026年7月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		基準価額	
	米ドル	円（千円）	米ドル	円
第1会計年度末 (2023年3月31日)	29,974,298	4,817,469	98.28	15,796
第2会計年度末 (2024年3月31日)	28,123,300	4,519,977	98.68	15,860
第3会計年度末 (2025年3月31日)	23,190,046	3,727,104	98.68	15,860
第4会計年度末 (2026年3月31日)	20,992,548	3,373,922	102.40	16,458
2025年8月末日	23,376,181	3,757,020	99.47	15,987
9月末日	24,330,842	3,910,453	103.54	16,641
10月末日	24,297,871	3,905,154	103.40	16,618
11月末日	24,264,476	3,899,787	103.25	16,594
12月末日	24,234,629	3,894,990	103.13	16,575
2026年1月末日	21,109,122	3,392,658	102.97	16,549
2月末日	21,078,783	3,387,782	102.82	16,525
3月末日	20,992,548	3,373,922	102.40	16,458
4月末日	20,956,201	3,368,081	102.23	16,430
5月末日	20,926,133	3,363,248	102.08	16,406
6月末日	20,832,776	3,348,244	101.62	16,332
7月末日	20,802,071	3,343,309	101.47	16,308

(注) 上記「純資産総額」および「基準価額」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および基準価額を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

下記会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率 (%)
第1会計年度 (2022年5月31日～2023年3月末日)	-1.7
第2会計年度 (2023年4月1日～2024年3月末日)	0.4
第3会計年度 (2024年4月1日～2025年3月末日)	0.0
第4会計年度 (2025年4月1日～2026年3月末日)	3.8

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の基準価額 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における基準価額

第1会計年度については受益証券1口当たりの当初発行価格

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度の末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 (2022年５月31日～ 2023年３月末日)	305,000 (305,000)	0 (0)	305,000 (305,000)
第２会計年度 (2023年４月１日～ 2024年３月末日)	0 (0)	20,000 (20,000)	285,000 (285,000)
第３会計年度 (2024年４月１日～ 2025年３月末日)	0 (0)	50,000 (50,000)	235,000 (235,000)
第４会計年度 (2025年４月１日～ 2026年３月末日)	0 (0)	30,000 (30,000)	205,000 (205,000)

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

当初申込期間（2022年5月9日から2022年5月27日まで）の終了後、受益証券の申込みの取扱いはありません。

一般

回収口座に保有される翌日物の現金残高は、ファンドに投資される前または分配もしくは受益証券の買戻しに関連して投資者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スイープ・プログラム（以下、「回収口座キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。）の対象となることがあります。回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムでは、S & P、ムーディーズまたはフィッチのうち少なくとも1社からA格以上の信用格付けを受けた第三者の取引相手方（以下、「回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティー」といいます。）に保有される一つまたは複数の共同顧客口座に当該金銭を預託することになります。投資者は、回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムの結果、回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクについては、上記「第1 ファンドの状況－3 投資リスク」の「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、（該当する場合には）その実質的所有者／支配者の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供することを求めるものとします。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、これらの手続（デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。）の維持について適切な者に依拠し、またはかかる手続の維持を適切な者に委託することができます。受託会社は、これらの手続の維持について管理事務代行会社に依拠するものとします。

管理事務代行会社は、アイルランドを本拠地とし、随時改正されるアイルランドのマネー・ロンダリング防止規則および法令の対象です。

アイルランドの2010年－2021年刑事司法（マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達）法（その後の改正を含みます。）（以下、「刑事司法法」といいます。）は、管理事務代行会社に対し、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達を防止し検知するための強固なリスク評価および適切な措置を実施する義務を課しており、かかる措置には、すべての受益者、および場合によっては受益者が代理して受益証券を保有する「実質的所有者」ならびに／または刑事司法法の下で定義されるところによる上級管理役員（疑義を避けるために付言すると、取締役および最高経営責任者（該当する場合）を含みます。）（以下、「上級管理役員」といいます。）の身元および住所を確認するための措置が含まれています。

管理事務代行契約に基づき、受託会社は、刑事司法法に従い、（必要に応じて）各受益者、実質的所有者および／または上級管理役員の身元を確認するために必要な書類を入手するため、管理事務代行会社を任命しました。リスクベースのアプローチを適用する場合、管理事務代行会社は、特定の状況において、例えば、政治的リスクにさらされている個人または高リスク・カテゴリーに該当すると評価されたその他の投資家等、特定の投資家の種類に対して、強化された顧客デュー・デリジェンスを適用することが要求されます。管理事務代行会社は、顧客、顧客の代理人であると主張する者および潜在的な実質的所有者の特定および確認に関して、刑事司法法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければなりません。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達に効果的に対抗するために、また、刑事司法法第33条(1)に従って、以下の場合に顧客ならびに（該当する場合には）最終実質的所有者および／または上級管理役員（場合による）を特定し、確認しなければなりません。

- ・ファンドに関し受益者と受託会社との間に取引関係が成立する前
- ・臨時的取引またはサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更される場合

管理事務代行会社は、ファンドの受益者を特定し、確認しなければなりません。受益者は、取引関係を開始する前に、関連するアンチ・マネー・ロンダリングに関する文書を提供しなければなりません。

管理事務代行会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、それに応じて受益者、上級管理役員および／または受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を随時要求する権利を留保します。

受託会社は、管理事務代行会社に対し、受益証券の申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および文書を請求する権限を付与しています。規制された仲介機関を通じて申込みが行われる場合であって、当該仲介機関がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するものとして適用法で認められている国において営業している場合、管理事務代行会社は、かかる投資家に対して簡易の顧客デュー・デリジェンスを適用するか、または潜在的投資家に関して規制された仲介機関からの書面による表明に依拠する権利を有しますが、マネー・ロンダリング防止の目的で、かかる投資家を継続的に監視しなければなりません。

ファンドの受益証券の購入を希望する潜在的投資家に要求される書類（本人確認書類の種類を含みます。）の詳細は、申込書に記載されています。管理事務代行会社は、潜在的投資家に対し、マネー・ロンダリング防止を目的とする特定または確認のために必要な追加文書または情報に関し、通知するものとしします。

申込者による、その身元を確認するために管理事務代行会社が必要とする情報の提示の遅延または不履行があった場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設または取引の実施を拒否することができます。潜在的投資家は、投資家が第三者の身元を確認するための情報を管理事務代行会社提示していない限り、償還金または分配金が当該第三者の口座に支払われないことに特に留意すべきです。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまでは、投資者口座を開設することができず、そのような場合、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たし、かつ、投資者口座が開設されたことの確認を受領するまでは、申込書を受理せず、該当するファンドの回収口座に購入代金を受け取ることはできないことに留意が必要です。管理事務代行会社が申込者の身元を確認し、投資者口座が開設されている旨の確認を申込者に送付すると、申込者は、設定日にファンドの受益証券の申込みを行うことができます。

各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が、かかる申込者の申込書の処理を拒否した結果として生じた損失、または管理事務代行会社が要求した情報および文書がかかる申込者によって提供されなかった場合、および／または受託会社もしくは管理事務代行会社が、かかる受益者への買戻金もしくは分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるとして疑いもしくは助言を受けた場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するためにかかる拒否が必要または適切とみなされる場合、分配金または買戻金の支払いが遅延した結果として生じた損失について何ら損害を被らないようにすることを確認し、これに同意します。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）の所定の規定のファンドによる違反に関して、ファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者がかかる情報または疑いを(i)ケイマン諸島の犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律（その後の改正を含みます。）に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ（以下、「FRA」といいます。）または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島テロリズム法（その後の改正を含みます。）に従い巡査またはそれより上級の警察官もしくはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとしします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

申込みにより、申込者は、自らのため、また、自らの実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社および管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税金の情報交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

管理事務代行会社が一旦受理された記入済みの申込書は、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書、申込書および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、アイルランドの2013年中央銀行（監督および執行）法（第48条(1)（投資法人）2017年規制（2017年のSI 604）（以下、「投資者資金規制」といいます。）に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻金および配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。償還または配当金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息は、定期的にファンドの資産から支払われます。

制裁

受託会社、管理会社およびファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および／または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、管理会社および受託会社は、投資者に対し、自ら、および（もしあれば）自らの実質的所有者、支配者または権限者（以下、「関係者」といいます。）が自ら知り信じる限りにおいて、（i）国際連合、米国財務省外国資産管理室（以下、「OFAC」といいます。）、日本の財務省に保持され、または欧州連合（以下、「EU」といいます。）および／もしくは英国（以下、「UK」といいます。）の規制（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）および／もしくはケイマン諸島の法令に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、（ii）国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび／またはケイマン諸島が適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また（iii）その他国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UK（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）またはケイマン諸島により課される制裁の対象（以下、あわせて「制裁対象」といいます。）となっていないことを継続的に表明および保証することを求める場合があります。

投資者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資者および／もしくはかかる投資者のファンドに対する持分を対象とするその後の取引を、当該投資者またはその関係者（該当する場合）が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止するよう求められる場合があります（以下、「制裁対象者事由」といいます。）。受託会社、管理会社およびファンドは、制裁対象者事由の結果、投資者により発生した負債、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。）に対して一切の責任を有しません。

また、その後、ファンドのために行われた投資が、適用される制裁の対象となる場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資を対象とするその後の取引を、適用される制裁が解除されるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止する場合があります。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在するそれらの取締役もしくは代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法（その後の改正を含みます。）に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法（その後の改正を含みます。）および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社およびそれ

らの取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法（その後の改正を含みます。）（以下、「DPA」といいます。）を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者（および投資者と関係する個人）のデータ保護に関する権利の概要を記した書類（以下、「ファンド・プライバシー通知」といいます。）を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびこれらの関連会社および／または代理人との連絡（申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。）の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人（例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者）の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにこれらの関連会社および／または代理人（管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。）に、DPA第2条において定義される個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意する必要があります。受託会社および／または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとし、管理事務代行会社等の関連会社および／または代理人ならびに管理会社は、データ処理者として（または状況によっては自らの権限でデータ管理者として）行動することができます。

ファンドに投資することおよび／またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

（2）日本における販売手続等

日本においては、2022年4月20日付有価証券届出書「第一部 証券情報－（7）申込期間」に記載される期間中、有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われました。当該申込期間終了後、受益証券の販売は行われません。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

買戻日に買戻しのために受益証券の提出を希望する投資者は、直前の買戻通知日（2022年12月29日（同日を含みます。）以降の毎年12月29日（同日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。）に、管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻通知日の午後6時（日本時間）または管理会社はその単独の裁量により決定するその他の日時（以下、「買戻通知期限」といいます。）までに、管理会社が随時承認する書式による、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知（以下、「買戻通知」といいます。）を管理事務代行会社にファクシミリ、（署名済みのPDFファイルの形式による）電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により提出しなければなりません。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に買戻価格で買い戻すことができます。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日（当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日）における基準価額（（管理会社と協議の上、受託会社の裁量により）ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後。）として計算されます（以下、「買戻価格」といいます。）。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延もしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法もしくはその他の法令の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利（ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席もしくは総会において投票する権利を含みます。）を行使する資格を喪失し、またこれを行使することができなくなります。ただし、（それぞれ買戻対象となる受益証券について）買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない、2022年12月の最終ファンド営業日（同日を含みます。）以降の毎年12月の評価日および／またはファンドもしくは受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドに係る流動性または価格を算定する能力に悪影響を与えると判断される事由をいいます。以下同じです。

買戻しの制限

管理会社が受託会社と協議の上、別途決定しない限り、ある買戻日に関連する買戻しは、当該買戻日に関し設定日に発行された受益証券口数の10%（または管理会社が決定する純資産総額もしくは設定日に発行された受益証券口数に対する割合）以内とします。この場合、当該制限は、当該買戻日に受益証券の買戻しを希望する全ての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるように比例配分して適用されるものとします。

また、管理会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の1つまたは複数の買戻通知を履行するために必要なファンドの投資対象の清算が実行不可能であると判断した場合（現金部分および／またはプライベート・エクイティ部分の一部を適時に売却できないことによる場合を含みます。）、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択をすることができます。この場合、当該制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるよう、比例配分により適用されます。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要－（1）資産の評価－② 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額および／もしくは基準価額の決定を停止し、ならびに／または受益証券の買戻しを請求した者に対する買戻金の支払期間を延長することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、下記「3 資産管理等の概要－（1）資産の評価－② 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- (i) 管理会社と協議の上、受託会社の判断により、(x) ファンドの資産の一部もしくは全部の処分ができない、または(y) 当該処分金の移転が合理的な方法で実行できない場合、もしくは当該処分の実行が受益者の最良の利益にならない可能性がある場合
- (ii) SPV発行体がSPV債券の償還を宣言した場合、またはSPV債券がその条項に従って償還の対象となった場合、またはユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店またはその関連会社のいずれかがSPV債券の価額の計算を停止した場合。
- (iii) 管理会社と協議の上、受託会社の判断により、純資産総額が公正かつ合理的方法により算出できない場合
- (iv) 受託会社、管理会社および／または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる場合

- （v）受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻手続

買戻通知は、管理事務代行会社にファクシミリ、（署名済みのPDFファイルの形式による）電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

プライベート・エクイティ部分の投資対象の処分から十分な収益を受領することおよび下記「3 資産管理等の概要－（1）資産の評価－② 純資産総額の計算の停止」の項目の記載に従い買戻日に適用される純資産総額の計算が遅延しないことを前提として、買戻代金の決済は、該当する買戻日から3か月と8ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家^{（注）}でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由（当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。）において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます（以下、「強制買戻し」といいます。）。

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価格は、強制買戻日の評価時点（かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）において決定される、（ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の）当該強制買戻しにおける基準価額に等しい1口当たりの価格（（管理会社と協議の上、受託会社の裁量により）ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後）（以下、「強制買戻価格」といいます。）となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の基準価額から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

「評価時点」とは、各評価日におけるファンドに関連する最後の市場の営業終了時または各評価日における管理会社がファンドについて随時決定するその他の時間をいいます。

（注）「適格投資家」とは、以下の個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

- （i）次のいずれにも該当しないもの。（a）米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人（1933年米国証券法下のレギュレーションS（その後の改正を含みます。）において定義されます。）、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、（b）ケイマン諸島に居住もしくは所在する者（慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。）、（c）適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、（d）欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、（e）上記（a）から（d）までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および／または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。
- （ii）自然人ではない投資家に関して、（i）受益証券の取得という特定の目的のために設立されたものではなく、（ii）投資家による受益証券の申込みに参加するか否かまたはその参加の程度を個別に決定することのできる当該投資家の有価

証券の実質的所有者はおらず、かつ(iii)当該投資家が保有する受益証券の価額が当該投資家の総資産の40%を超えないもの。

- (iii) (1)(A) (1933年米国証券法に基づく規則501（その後の改正を含みます。）の意味における）「認定投資家」および(B)(米国の1940年投資顧問法(改正済)に基づく規則205-3の意味における)「適格顧客」のいずれにも該当し、かつ(2) (米国の1940年投資会社法(改正済)（以下、「投資会社法」といいます。）の第2(a)(51)条の意味における)「適格購入者」に該当する個人、法人または法主体（それらの(投資会社法規則2a51-3の意味における)実質的所有者を含みます。）であるもの。

(2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、毎年12月1日（国内営業日ではない場合は翌国内営業日）から12月20日（国内営業日ではない場合は翌国内営業日）の午後3時（日本時間）または日本における販売会社が別途定める時まで買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される基準価額とします。

原則として、毎年3月、4月、5月の各評価日における基準価額は3月の評価日の約2か月後、毎年6月、7月、8月の各評価日における基準価額は6月の評価日の約2か月後、毎年9月、10月、11月の各評価日における基準価額は9月の評価日の約2か月後、毎年12月、1月、2月の各評価日における基準価額は12月の評価日の約3か月後に、それぞれ公表されます。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

日本における買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して4国内営業日目から、日本における販売会社を通じて、円貨または米ドル貨により支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

「国内約定日」とは、買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、買戻日の翌年4月第5ファンド営業日の翌国内営業日）をいいます。

「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）ならびに／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および／または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます（譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。）。さらに、譲受人は、受託会社に対して（a）受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、（b）譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび（c）受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券コースが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のコースの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券コースに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券コースの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券コースの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券コース間で分配されます。ファンドの各受益証券コースに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券コースの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券コースの基準価額は、（必要な通貨換算を実施後）ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券コースに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券コースの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券コースの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合（その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。）を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記（c）が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記（d）、（e）および（f）の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関（当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー）により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記（d）、（e）および（f）の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド（利用可能な場合）のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または（上記が利用可能でない場合）直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確

認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび／または電子システムにより提供される価格データおよび／または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、本書にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は本書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a) 現金部分について、管理事務代行会社が完全で信頼性があり正確であるとする現金部分の市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくもの、またはこれらを参照するものであり、(b) プライベート・エクイティ部分のSPV債券について、入手可能な最新の投資対象ファンド財務書類に基づき、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店またはその関連会社のいずれかが作成したレポートに基づくものであり、(27) 上記(a)および(b)の両方について、特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

評価日に関し管理事務代行会社が取引締切時間(以下に定義されます。)までに受け取った取引確認書は、管理事務代行会社による当該評価日に関する純資産総額の計算に含まれます。例えば、取引日が評価日にあたり、当該取引が取引締切時間までに管理事務代行会社に提供された場合は、その評価額が当該評価日に関する純資産総額の計算に反映されます。評価日に関し管理事務代行会社が取引締切時間後に受け取った取引確認書は、次の評価日の純資産総額の計算に含まれます。

「取引締切時間」とは、評価日にファンドの勘定で行われた取引に関して、次の純資産総額公表日の午前7時(ダブリン時間)または管理事務代行会社および管理会社が合意したその他の時間をいいます。

管理事務代行会社は、各評価日に係る純資産総額および基準価額に関する情報を、当該評価日後の純資産総額公表日に受益者に提供します。

管理事務代行会社は、投資対象ファンド財務書類が関連する締切時間までに投資対象ファンドによってユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店またはその関連会社のいずれかに提供されない場合、当該評価日に関する純資産総額の計算を遅らせることができます。この場合、受益者に対する純資産総額に関する情報の提供に関連する期限は、関連する投資対象ファンド財務書類の公表後2ファンド営業日まで延期される可能性があります。また、これに伴い、買戻代金の決済も延期される可能性があります。

純資産総額を提供し、かつ／または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由および／または停止がないことを条件とします。

② 純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および／もしくはかかるファンドの受益証券コースの基準価額の決定ならびに／もしくはファンドの受益証券コースの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに／またはかかる

ファンドの受益証券コースの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間（通常の休日および祝日を除きます。）、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるもしくは停止されている場合
- (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券コースの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
- (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
- (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関連した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
- (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えする場合
- (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または本書で定める場合

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、設定日に開始し、下記「(5) その他 - ①ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、(i) 2032年5月28日または投資対象ファンドの存続期間の延長を超えない範囲で管理会社が決定するその他の日、および(ii) 管理会社が決定する、(ファンドのすべての投資対象が清算される)強制買戻事由（以下に定義されます。）発生後に最も早く到来する実行可能な買戻日のいずれか早い日をいいます。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年3月31日です。

(5) 【その他】

① ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

- (f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、受益証券は、次のいずれかに該当する場合には、強制的に買い戻されます（それぞれ「強制買戻事由」といいます。）。

- (1) いずれの評価日の純資産総額が10,000,000米ドル以下であり、かつ、当該評価日以降、管理会社が、影響を受ける全ての受益者に対して通知を行うことで、全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと判断した場合

- (2) 管理会社が受託会社と協議の上、全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合（これには、管理会社が受託会社と協議の上、理由の如何を問わず（最終買戻日より前に投資対象ファンドが早期に終了することを含みます。）、全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。）。

全ての受益証券に関して強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に当該受益証券の1口当たり最終買戻価格で買戻されます。

受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日（またはその日が評価日でない場合には直前の評価日）における当該受益証券の基準価額（（管理会社と協議の上、受託会社の裁量により）ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後。）となります。

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託約款および本書の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益権者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益権者に分配し、解散することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益権者の関与なしに実行することができます。

② 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知（受益者による決議またはファンドによる決議（場合による）により放棄することができる）により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または（場合に応じて）影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、（i）かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または（場合により）影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、

- (b) 財政上、法令上または当局による要請（法的強制力の有無を問わない）を遵守できるようにするために必要であること、または

- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議（必要に応じて）を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、（ii）かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、他方当事者による90日前の書面による通知または他方当事者の倒産または通知後のいかなる違反の改善の失敗といった一定の状況下での即時の書面による通知により終了することができます。

保管契約

保管契約は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されます。保管会社の任命は、保管会社または受託会社のいずれかが、他方当事者に対して90日前の書面による通知を行うことにより解除することができます。保管契約は、同契約に定める他の事由により解除することもできます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができます。ただし、

（i）2023年4月20日付有価証券届出書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、（ii）日本における販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、設定日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社は、（a）（i）受託会社が清算する場合（報酬代行会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。）、（ii）受託会社が支払不能にある場合、（iii）受託会社が法律に基づく破産手続きを行う場合、（iv）受託会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または（v）同等の効果を有する事由が発生した場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、（b）受託会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、（当該違反が是正できるものである場合は）受託会社に当該違反を是正することを求める報酬代行会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、受託会社および管理会社に書面で通知することにより、（c）少なくとも90日前までに書面で通知することにより（ただし、報酬代行会社の任命の辞退の場合、当該辞退は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。）、報酬代行会社の地位を辞任することができます。

また、受託会社は、（a）報酬代行会社が清算する場合（受託会社が事前に書面で同意した条件に基づく再建または合併を目的とした私的整理を除きます。）もしくは支払不能にある場合、もしくは英国法に基づき破産手続きを行う場合、または報酬代行会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合、または同等の効果を有する事由が発生した場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、（b）報酬代行会社が本契約に基づく義務の重大な違反を犯し、（当該違反が是正できるものである場合は）報酬代行会社に当該違反を是正することを求める受託会社からの通知を受領してから30日以内に是正しない場合に、報酬代行会社に書面で通知することにより、（c）少なくとも90日前までに書面で通知することにより（ただし、報酬代行会社の任命の終了の場合、当該終了は、受託会社が報酬代行会社として行為する後任者を任命するまでの間、または受託会社が決定するそれより早い時点まで有効となりません。）、報酬代行会社の任命を終了することができます。

報酬代行会社の任命は、ファンド終了時に一方当事者から他方当事者への通知なくして自動的に終了します。

投資運用契約

投資運用契約は、（i）2032年5月28日もしくは投資対象ファンドの存続期間の延長を超えない範囲で管理会社が決定するその他の日または（ii）強制買戻日後の実現可能な日のどちらか早い日に終了します。ただし、いずれの当事者も、他方当事者に対して90日以上または両当事者が書面により合意するそれより短い期間による書面による通知を行うことにより、投資運用契約を終了することができます。

管理会社代行サービス契約

管理会社代行サービス契約は、いずれかの当事者による遅くとも3か月前までの他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において管理会社代行サービス会社の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の管理会社代行サービス会社が指定されることを条件として終了します。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次のとおりです。

(i) 分配金請求権

各受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、保有する受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

(ii) 管理会社に対する買戻請求権

各受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、各受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

(iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

(v) 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または（場合により）ファンドの受益者の集会を招集します。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(ii) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記のとおりとします。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

同 橋本 雅行

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

財政状態計算書 2026年3月31日現在

	注記	2026年 USD	千円	2025年 USD	千円
資産					
現金	9	1,266,161	203,497	1,933,083	310,685
SPV債券への投資（取得原価：21,100,000米ドル） （2025年：取得原価：25,600,000米ドル）	7,8	23,004,233	3,697,240	26,370,150	4,238,211
未収金		3,146	506	5,958	958
資産合計		24,273,540	3,901,243	28,309,191	4,549,853
負債					
受益証券買戻未払金		3,093,782	497,233	4,917,000	790,260
未払報酬	11	187,210	30,088	215,950	34,707
負債合計		3,280,992	527,321	5,132,950	824,968
株主資本（受益者に帰属する純資産）		20,992,548	3,373,922	23,176,241	3,724,885
内訳：					
米ドル建て					
株主資本		USD20,992,548	3,373,922	USD23,176,241	3,724,885
発行済受益証券口数	10	205,000		235,000	
受益証券1口当たり					
純資産価額（「NAV」）		USD102.4027	16,458円	USD98.6223	15,851円

受託会社を代表して2026年7月30日に承認

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

包括利益計算書

2026年3月31日を末日とする事業年度

	注記	2026年 USD	千円	2025年 USD	千円
投資による純利益	12	1,233,772	198,292	417,188	67,050
受取利息		47,221	7,589	89,793	14,432
投資利益合計		1,280,993	205,881	506,981	81,482
販売報酬	11,13	184,481	29,650	214,166	34,421
管理会社代行	11,13				
サービス会社		46,118	7,412	53,439	8,589
投資運用会社報酬	11,13	34,591	5,559	40,156	6,454
報酬代行会社報酬	11,13	34,591	5,559	40,156	6,454
代行協会員報酬	11,13	2,308	371	2,779	447
管理事務代行報酬	11,13	21,142	3,398	23,742	3,816
保管会社報酬	11,13	19,248	3,094	18,665	3,000
監査報酬		26,130	4,200	22,896	3,680
その他の報酬および経費		2,295	369	24,409	3,923
営業費用合計		370,904	59,612	440,408	70,782
営業利益		910,089	146,270	66,573	10,700
利益合計（受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額）		910,089	146,270	66,573	10,700

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

株主資本等変動計算書

2026年3月31日を末日とする事業年度

	2026年 USD	千円	2025年 USD	千円
事業年度期首における株主資本	23,176,241	3,724,885	28,026,668	4,504,446
受益証券買戻	(3,093,782)	(497,233)	(4,917,000)	(790,260)
利益合計（受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額）	910,089	146,270	66,573	10,700
年度末における株主資本	<u>20,992,548</u>	<u>3,373,922</u>	<u>23,176,241</u>	<u>3,724,885</u>

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

キャッシュ・フロー計算書

2026年3月31日を末日とする事業年度

	2026年 USD	千円	2025年 USD	千円
営業活動				
利益合計（受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額）	910,089	146,270	66,573	10,700
SPV債券への投資の売却による収入	4,599,689	739,262	496,021	79,720
現金を除く項目に関する調整				
FVTPLで測定される金融資産の実現（利益）損失	(99,689)	(16,022)	3,979	640
FVTPLで測定される金融資産の未実現利益の変動	(1,134,083)	(182,270)	(421,167)	(67,690)
非現金営業項目残高の増減純額				
未収金の減少	2,812	452	8,797	1,414
未払報酬の減少	(28,740)	(4,619)	(21,066)	(3,386)
営業活動で得た現金純額	4,250,078	683,073	133,137	21,398
財務活動				
受益証券の買戻しのための支払い（償還された受益証券の支払額を控除）	(4,917,000)	(790,260)	(1,942,400)	(312,183)
金融活動で使用した現金純額	(4,917,000)	(790,260)	(1,942,400)	(312,183)
現金の純増減額	(666,922)	(107,188)	(1,809,263)	(290,785)
現金の事業年度期首残高	1,933,083	310,685	3,742,346	601,470
現金の事業年度期末残高	<u>1,266,161</u>	<u>203,497</u>	<u>1,933,083</u>	<u>310,685</u>
補足情報：				
受取利息	<u>50,033</u>	<u>8,041</u>	<u>98,590</u>	<u>15,845</u>

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

1. 全般的情報

ダイワWIL3号ベンチャーキャピタル・ファンド（以下、「本シリーズ・トラスト」）は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下、「マスター・トラスト」）の2013年12月2日付基本信託証書（その後の改正を含む）（以下、「基本信託証書」）および2022年4月19日付補遺信託証書（以下、「補遺信託証書」）（以下、基本信託証書と「補遺信託証書」を合わせて「信託証書」）に基づいて組成・設定されている。その登録事務所の住所は、One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islandsである。

本シリーズ・トラストは、2022年5月31日に米ドル建てで取引を開始した。

本シリーズ・トラストの投資目的は、主として日本および米国の未公開株式（日本および米国で事業を行う、日本および米国以外の企業の未公開株式を含む）に投資することにより、米ドルベースの信託財産の成長を目指すことにある。

日本および米国の未公開株式に対するエクスポージャーは、別個のシリーズの社債（SPV債券を含む）を発行する目的で設立されたケイマン籍の免税会社であるボルト・ケイマンIIインベストメント（以下、「SPV発行体」）が発行する社債（以下、「SPV債券」）の取得を通じて間接的に獲得される。SPV債券は、(i)デラウェア州リミテッド・パートナーシップであるWIL3号ベンチャーキャピタル（以下、「投資対象ファンド」）のリミテッド・パートナーとしてのSPV発行体の持ち分を通じた投資対象ファンド、および(ii)ファンドに支払われるクーポン（もしあれば）、投資対象ファンドからのキャピタル・コール（ただし、当該現金部分が短期金融商品、マネー・マーケット・ファンドまたはその他の流動性商品に投資される可能性がある）、またはSPV発行体に対する潜在的なクローバック、税金、補償費用および同様の請求に充当可能な現金の部分（以下、あわせて「プライベート・エクイティ部分」）に対するエクスポージャーを提供する。2026年3月31日および2025年3月31日現在、本シリーズ・トラストはSPV債券のそれぞれ82.42%および98.08%の所有権を保有している。

投資対象ファンドは、デラウェア州リミテッド・パートナーシップであるWIL GP III, L.P.がジェネラル・パートナー（すなわち投資運用者）（以下、「投資対象ファンドGP」）として、2022年2月14日付第2変更および再録リミテッドパートナーシップ契約（以下、「投資対象ファンドLPA」）に準拠する。投資対象ファンドGPのジェネラル・パートナーでありデラウェア州有限責任会社である、Wil Management III, LLCは投資対象ファンドの投資活動に主として責任を負う。

本シリーズ・トラストは、本シリーズ・トラストに部分的に流動性をもたせるために短期金融商品等（米ドル現金を含む）（以下、「現金部分」）を保有できる。

投資運用会社は、SPV債券（プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供する）および現金部分により構成されるファンドのポートフォリオ（以下、「サブアドバイザーポートフォリオ」という）について、日々投資決定を行い、継続的な監視責任を担う。

管理会社および受託会社は、UBS AGロンドン支店が、流動性仲介者としての役割を果たし、今後も通常の業務として事業を継続すると理解している。

2024年9月30日、報酬代行会社は、クレディ・スイス・インターナショナルからUBS AGロンドン支店に名称を変更した。2024年9月30日、代行協会員は、クレディ・スイス証券株式会社からUBS証券株式会社に名称を変更した。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

1. 全般的情報（続き）

2026年3月31日現在、注記8に定義する流動性契約に基づき、本シリーズ・トラストは、流動性仲介者であるUBS AGロンドン支店（以下「流動性仲介者」）を通じて、SPV債券に対する投資エクスポージャーを109.58%（2025年：113.78%）保有している。

運用ガイドライン

管理会社は、再委託されたポートフォリオに関する投資一任運用の権限を持った管理および監視のために、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下、「投資運用会社」）を任命した。投資運用会社は、再委託されたポートフォリオを本セクションに記載された投資方針および以下に記載された投資制限に沿って管理する。

投資は本シリーズ・トラストのために投資運用会社によって以下の方法により行うことができる。

- (i) プライベート・エクイティ部分に関するSPV債券、および
- (ii) 現金部分に関する短期金融商品（米ドル現金を含む）。疑義のないように記すと、翌日物の現金残高はスイープ・ビークルに保管することができる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのために投資判断実行目的のショート・ポジションまたはキャッシュ・フローの管理あるいは資金の借入れを行うことはできない。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのために保有されているデリバティブの合計想定元本が本シリーズ・トラストのNAVを超えない場合には、ヘッジ目的に限ってデリバティブを使用することができる。

投資運用会社は、基本的に、再委託されたポートフォリオを以下のガイドラインに沿って管理する。

原則として、投資運用会社は、プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供するために、NAVの大部分をSPV債券に投資する。

プライベート・エクイティ部分に対するエクスポージャーを提供するSPV債券は、米ドル建てで表示され、また他通貨へのヘッジは行われない。投資運用会社は米ドル建て以外の資産には投資しない。

2. 作成の基準

財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」）が公表するIFRS財務報告基準（以下、「IFRS」）およびIASBの国際財務報告解釈指針委員会が公表する解釈指針に準拠して作成される。財務諸表は継続企業基準で作成されている。

また、財務諸表は米ドル（「USD」）で表示される。

本シリーズ・トラストは、投資企業：IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂（以下、「改訂」）を採用している。経営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の定義を満たすものであると結論した。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

2. 作成の基準（続き）

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、受託会社および管理会社は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。見積りおよび関連する仮定は、その状況において合理的と考えられる過去実績およびその他の様々な要因に基づいて行われ、その結果が他の情報源から直ちに明らかではない資産および負債の簿価に関する判断の基礎となる。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの変更は、変更が行われた期

間に認識される。IFRSの適用にあたって受託会社および管理会社が行う判断のうち、財務諸表および見積りに重要な影響を及ぼし、次期に重大な修正が発生する大きなリスクを伴うものについては、注記7および8において検討されている。

3. 測定基準

財務諸表は、以下の重要な項目を除き、取得原価を基準に作成されている。

項目	測定基準
損益を通じて公正価値（以下、「FVTPL」）で測定する金融資産	公正価値

SPV債券への投資は、この分類に含まれる。

4. 重要性のある会計方針の変更

本シリーズ・トラストは2025年4月1日から会計方針の開示を採用した（IAS第1号およびIFRS実務記述書第2号に対する修正）。本修正に起因して会計方針自体に何らかの変更が加えられることはなかったが、本財務諸表において開示される会計方針に関する情報には影響が生じた。

本修正では、「大幅な」会計方針ではなく「重要性のある」会計方針の開示が求められる。また、本修正は、会計方針の開示に重要性の判断を適用するに当たっての指針を提供するとともに、財務諸表に記載された他の情報を利用者が理解するために必要な、企業固有の会計方針に関する有益な情報の提供を支援している。

5. 既発効であるが未採用の会計基準

多数の新会計基準が2025年4月1日より後に開始する年次期間について発効しており、早期適用が認められているが、本シリーズ・トラストはこれらの新会計基準または改訂基準を財務諸表の作成に際して早期適用していない。

未発効の会計基準の初度適用期間において、本シリーズ・トラストの財務諸表に重要な影響を及ぼすものはないと予想される。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

6. 重要性のある会計方針

本シリーズ・トラストが採用した重要性のある会計方針：

金融資産および金融負債

(i) 認識および当初測定

FVTPLで測定する金融資産および金融負債は、本シリーズ・トラストが当該金融商品の契約上の条項に対する当事者となる日である約定日に当初認識される。その他の金融資産および金融負債は、その発生日に認識される。

FVTPLで測定しない金融資産および金融負債は、公正価値にその取得または発行に直接起因する取引費用を加算した金額により当初測定を行う。

(ii) 分類および事後測定

金融資産の分類

当初認識時において、本シリーズ・トラストは金融資産を、償却原価で測定する金融資産またはFVTPLで測定する金融資産として分類している。

金融資産は、下記の両方の条件を満たし、かつFVTPLに指定されていない場合、償却原価で測定される：

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有される。
- ・ 契約条件により、「元本および元本残高に対する利息の支払のみ」（以下、「SPPI」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

事業モデル評価

金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する上で、本シリーズ・トラストは事業の管理方法について関連するすべての情報を考慮する。それらには以下が含まれる：

- ・ 文書化された投資戦略およびその戦略の実施状況。具体的には、投資戦略が、契約上の利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションと関連する負債もしくは予想キャッシュ・アウトフローのデュレーションとを一致させること、または資産の売却を通じてのキャッシュ・フローを実現することに重点を置いているかどうかが含まれる。
- ・ ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの経営者への報告方法。
- ・ 事業モデル（およびその事業モデルの中で保有される金融資産）のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、およびかかるリスクの管理方法。
- ・ 投資運用会社の報酬体系：例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- ・ 過去の期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、事業モデル評価の目的上売却とはみなされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

6. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

（ii）分類および事後測定（続き）

事業モデル評価（続き）

本シリーズ・トラストには2つの事業モデルがあると判断している：

- ・ 満期保有事業モデル：対象資産は現金および未収金によって構成される。これらの金融資産は、回収目的の契約上のキャッシュ・フローである。
- ・ その他のビジネスモデル：対象資産はSPV債券への投資である。これらの金融資産の管理およびパフォーマンスの評価は、公正価値ベースで行われる。

契約上のキャッシュ・フローがSPPI要件を満たすか否かの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「利息」は、貨幣の時間価値、特定の期間中の元本残高に関する信用リスク、ならびに他の基本的な融資リスクおよび費用（例：流動性リスクおよび管理事務費用）に対する対価および利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPI要件を満たすか否かの評価において、本シリーズ・トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更をもたらす契約条件が金融資産に含まれるかどうか（含まれる場合、SPPI要件は満たされるかどうか）などを評価する。本シリーズ・トラストは、以下を考慮してこの評価を行う：

- キャッシュ・フローの金額または時期に変更をもたらす偶発事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還および期間延長条項
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件（例えば、ノンリコース条項）
- 貨幣の時間価値の対価の修正を伴う条項（例えば、金利の定期的見直し）

分類変更

金融資産は、本シリーズ・トラストが金融資産の運用に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後の分類変更は行われない。事業モデルを変更する場合は、影響を受けるすべての金融資産の分類が事業モデル変更後の最初の報告期間の初日に変更される。

金融資産の事後測定

FVTPLで測定する金融資産

これらの資産は、公正価値で事後測定を行う。受取／支払利息および配当金ならびに為替差損益を含む純損益は、包括利益計算書の純損益で認識される。

SPV債券への投資は、この分類に含まれる。

償却原価で測定する金融資産

これらの資産は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。受取利息、為替差損益および減損は包括利益計算書において認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

6. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）**（ii）分類および事後測定（続き）****償却原価で測定する金融資産（続き）**

現金および未収金はこの分類に含まれている。

金融負債- 分類、事後測定および損益

金融負債は、償却原価で測定される金融負債またはFVTPLで測定される金融負債に分類される。

トレーディング目的で保有される金融負債、デリバティブである金融負債、または当初認識時にFVTPLで測定される金融負債に指定された金融負債は、FVTPLで測定される金融負債に分類される。FVTPLで測定される金融負債は公正価値で測定され、支払利息を含むその純損益は純損益で認識される。

その他の金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。支払利息および為替差損益は純損益で認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

2026年3月31日および2025年3月31日現在、FVTPLで測定される金融負債は存在しない。

償却原価で測定する金融負債には、未払報酬が含まれる。

（iii）公正価値による測定

「公正価値」とは、原則として、測定日における市場参加者間の秩序ある取引により行われる資産の売却により受領する価格または負債の移転のために支払う価格であるが、そのような取引が存在しない場合、本シリーズ・トラストにとってその日現在で利用可能な最も有利な市場の取引価格に基づく。負債の公正価値は不履行リスクを反映する。

活発な市場における公表価格が入手可能な場合、本シリーズ・トラストは金融商品の公正価値をかかる公表価格を用いて測定する。価格情報を継続的に提供するために十分な頻度と量で資産または負債の取引が発生している市場は活発な市場とみなされる。本シリーズ・トラストは、活発な市場において価格が公表されている金融商品については、その仲値を用いて公正価値を測定する。なぜなら、仲値は出口価格の合理的な概算値であるからである。

活発な市場における公表価格が存在しない場合、本シリーズ・トラストは、観察可能なインプットの利用を最大化し、観察不能なインプットの利用を最小化する評価手法を用いて公正価値を測定する。選択された評価手法は、市場参加者が取引の価格を決定する上で考慮するすべての要因を織り込む。

本シリーズ・トラストの資産および負債は、各暦月の最終営業日、または投資運用会社および受託会社の専属的裁量によって定めるその他の時点で評価される。本シリーズ・トラストによるSPV債券への投資は、投資運用会社が決定する公正価値によって測定する。投資運用会社は、報告日時点における公正価値の最善の見積額として、投資先PEファンドが報告した純資産価額を採用している。SPV債券への投資は、公正価値ヒエラルキーにおけるレベル3に分類される。

財務諸表に対する注記**2026年3月31日****（続き）****6. 重要性のある会計方針（続き）****金融資産および金融負債（続き）****（iii）公正価値による測定（続き）**

SPV債券で投資される投資対象ファンドの価値は、年次監査済み財務諸表と、投資対象ファンドが提供する関連する評価日とは一致しない可能性があり、および／または評価時点から数カ月後に公表される可能性のある四半期別未監査財務諸表に基づいて評価される。そのため、評価日時点の本シリーズ・トラストのNAVは、公表時点のNAVを反映していない可能性がある。現在、本シリーズ・トラストが投資する投資対象ファンドの流通市場は確立されておらず、本シリーズ・トラストの持分の評価は、流通市場で取引される投資対象ファンドの株式の価値に基づいていない。本シリーズ・トラストの評価額は、投資対象ファンドが投資する企業のパフォーマンス動向によって大幅に

変動する可能性がある。投資対象ファンドは、一般的に公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

投資対象ファンド

投資対象ファンドの主たる目的は、日本と米国における電子機器、自動車、航空会社、企業向けソフトウェア、消費財、金融、情報通信、医療サービス、貿易、インターネット、ソーシャルメディア産業の企業への投資を通じてインカムと値上り益獲得を目指すことである。

投資対象ファンドへの投資は、市場価格が観察不可能な非公開株式証券とコンバーティブル資本性金融商品（CEI）への投資とで構成されている。

プライベート・エクイティ投資の公正価値は、当初、取引価格に基づいて評価され、取得後の期間は取得価額で評価され続ける。これは公正価値の最良の指標と定められている。プライベート資本性金融商品の公正価値は、予想株価収益率、割引キャッシュ・フロー法、公開市場または私的取引、比較対象会社評価法、およびその他の手法に従って決定されるが、それらは多くの場合、入手時点では未監査である。評価額は、観察可能な評価指標または比較対象会社もしくは取引（例えば、投資先企業の業績の主たる評価基準に、比較対象会社または類似取引の範囲で観察可能な関連する株価収益率を乗ずる）に従い、それを投資対象と参照された比較対象会社間の差異を投資対象ファンドのGBPで調整することで得られ、またオプション価格決定モデルや類似の手法で得られる場合もある。

CEIの公正価値は、契約条件および転換係数を考慮後にPE FundのGPが決定する正味実現可能価額に基づいて推定される。CEIには、将来株式取得略式契約スキーム（SAFE）、Keep it Simple Securities（KISS）、ワラントおよびコンバーティブル投資契約など、さまざまな種類の金融商品が含まれる。

上記の投資は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類され、社内で開発されたものではない定量的な観察不能なインプットに基づいている。これらの項目には、公正価値の決定が過去の取引や、未調整の第三者による価格情報に基づく金融商品が含まれている。これらのいずれかのインプットの著しい増加（減少）のみで、公正価値の著しい上昇（下落）をもたらすことがある。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

6. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

（iii）公正価値による測定（続き）

投資対象ファンド（続き）

2026年3月31日および2025年3月31日現在、投資対象ファンドの純資産価額はそれぞれ905,630,408米ドルおよび678,145,396米ドルであった。

2026年3月31日現在、投資対象ファンドは、普通株160,831,117米ドル、優先株501,523,287米ドル、CEI4,742,275米ドルで構成される総額667,096,679米ドルの投資を保有していた。

2025年3月31日現在、投資対象ファンドは、普通株126,620,475米ドル、優先株407,892,305米ドル、CEI6,680,353米ドルで構成される総額541,193,133米ドルの投資を保有していた。

本シリーズ・トラストは、公正価値ヒエラルキーの各レベル間の振替を、振替が発生した報告期間の末日現在で認識する。

（iv）償却原価による測定

金融資産または金融負債の「償却原価」とは、金融資産または金融負債の当初認識時の測定額から元本返済額を差し引き、さらに当初の金額と満期日の金額との差額に実効金利法を適用して償却累計額を増減した金額である。また、金融資産の場合、さらに損失評価引当金を差し引いて修正した後の金額となる。

（v）減損

本シリーズ・トラストは償却原価で測定する金融資産の予想信用損失（以下、「ECL」）に対する損失評価引当金を認識する。

本シリーズ・トラストは、12カ月のECLで測定される以下の例外を除き、損失評価引当金を全期間のECLに等しい金額で測定する。

- ・ 報告日現在で信用リスクが低いと判定された金融資産
- ・ 当初認識時以降、信用リスク（資産の予想存続期間中に債務不履行が発生するリスク）が著しく増大していないその他の金融資産

金融資産の信用リスクが当初認識時以降著しく増大したか否かの判定およびECLの見積りにあたって、本シリーズ・トラストは、過大な費用または労力を要せずに入手可能な合理的で裏付け可能な関連情報を考慮する。これには、本シリーズ・トラストの過去実績および既知の信用評価に基づく定量的および定性的情報（将来の見通しに関する情報を含む）および分析が含まれる。

本シリーズ・トラストは、延滞期間が30日を超えた金融資産については、その信用リスクが大幅に増大したと仮定する。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

6. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）

(v) 減損（続き）

以下の場合、本シリーズ・トラストは、金融資産の債務不履行が発生したものと判断する。

- ・ 債務者が、本シリーズ・トラストが有価証券（保有している場合）の強制売却のような措置を講じない限り、本シリーズ・トラストに対する信用債務を全額支払う可能性が低い場合
- ・ 金融資産について、90日を超える延滞が発生している場合

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティの信用格付が世界的に理解された「投資適格」の定義に相当する場合、金融資産の信用リスクが低いと判断する。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたるすべての発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。12カ月のECLとは、全期間のECLのうち報告日後12カ月以内（金融商品の予想存続期間が12カ月より短い場合は、その期間内）に発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。ECLを見積もる際に考慮する最長期間は、本シリーズ・トラストが信用リスクに晒される契約上の最長期間である。

ECLの測定

ECLは信用損失の確率加重見積りである。信用損失は、すべての現金不足額（すなわち、契約条件に従って受領されるべきキャッシュ・フローと本シリーズ・トラストが受領することが予想されるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。

ECLは、金融資産の実効金利を用いて割り引かれる。

信用減損金融資産

本シリーズ・トラストは、各報告日において、償却原価で測定する金融資産について信用減損が発生しているか否かを評価する。金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす事象が一つ以上発生している場合、その金融資産は信用減損金融資産である。

金融資産が信用減損金融資産である証拠には以下の観察可能なデータが含まれる。

- ・ 債務者または発行体の著しい財務上の困難
- ・ 決済不履行その他の契約違反または90日を超える延滞
- ・ 債務者に倒産またはその他の財務上の再編成が発生する可能性が高いこと

財政状態計算書におけるECLに対する引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、当該資産の帳簿価額の総額から差し引いて表示する。

直接償却

本シリーズ・トラストが金融資産の全額またはその一部について合理的な回収見込みがないと判断した場合、かかる金融資産の総額での帳簿価額に対し直接償却を行う。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

6. 重要性のある会計方針（続き）

金融資産および金融負債（続き）**(vi) 認識の中止**

本シリーズ・トラストは、金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利の期限が満了した場合、または金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡する取引もしくは本シリーズ・トラストが金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡しないが引き続き保有もせず、かつ金融資産を引き続き支配しない取引によって契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識の中止を行った場合、当該資産の帳簿価額（または資産の帳簿価額のうち認識を中止した部分に配分された金額）と受領した対価の額（取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を差し引いた金額を含む）との差額を純損益で認識する。かかる譲渡金融資産について創出されたまたは留保された持分がある場合、本シリーズ・トラストはこれを別の資産または負債として認識する。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するが、譲渡資産もしくはその一部のリスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有する取引を行う場合がある。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有している場合、かかる譲渡資産について認識の中止は行わない。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてが引き続き保有される資産の譲渡には、買戻し特約付売却取引が含まれる。

本シリーズ・トラストは、金融負債に係る契約上の債務が免責、取り消しとなった場合、または失効している場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融負債の認識の中止を行った場合、消滅した帳簿価額と支払った対価の額（譲渡した非現金資産または引き受けた負債を含む）との差額は純損益で認識する。

(vii) 相殺

認識した額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、純額ベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、対応する金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告する。一般にマスターネットティング契約はこの条件を満たさないため、関連する資産および負債は、財政状態計算書上総額ベースで表示される。2026年3月31日および2025年3月31日現在で、本シリーズ・トラストは、マスターネットティング契約の対象となる資産または負債を保有していない。

現金

エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッドは受託会社として、三井住友信託銀行（ロンドン支店）を保管会社（以下、「保管会社」）に任命した。さらに、保管会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下、「BBH」）をサブ・カストディアン（以下、「サブ・カストディアン」）に任命した。現金は、最終的に、本シリーズ・トラストの保管銀行としてのBBHによって保管される。現金は、BBHが保管する満期日が3カ月以内に到来する現金で構成される。

財務諸表に対する注記**2026年3月31日****（続き）****6. 重要性のある会計方針（続き）****投資による純利益**

投資に係る純利益には、FVTPLで測定する金融資産および負債にかかる実現利益（損失）および未実現利益の変動が含まれる。投資による実現利益（損失）は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額、または当期中に購入された場合は購入時の取引価格と、処分時に受領した対価との差額を示す。投資による未実現利益の変動は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額、または当報告事業年度中に購入した場合は購入時の取引価格と、報告事業年度の終了時点における帳簿価額との差額を表す。

受取利息

受取利息は、実効金利法による純損益で認識される。実効金利とは、金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、当初認識時に金融商品の帳簿価格まで厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、本シリーズ・トラストは将来の信用損失は考慮しないが、金融商品のすべての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。

受取利息または未収利息、および支払利息または未払利息は、純損益においてそれぞれ受取利息および支払利息として認識される。

経費

経費は、発生主義で会計処理され、包括利益計算書上で認識される。

税務

ケイマン諸島の現行法上、本マスター・トラストが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタルゲイン税またはその他のケイマン諸島の税金は存在しない。本マスター・トラストは、ケイマン諸島総督より、2013年12月2日から50年間、こうした税金が導入された場合であってもその課税を免除されるとの保証を得ている。その結果、財務諸表上、税金の支払に関する引当は行っていない。本シリーズ・トラストの一部の受取利息、受取配当金およびキャピタルゲインは海外源泉税の対象となる可能性がある。未払税金または未収税金の額は、源泉徴収税に関連する不確実性がある場合には、それを反映した、支払または受領が予想される税額の最適の推定値である。

外国為替取引

本シリーズ・トラストの財務諸表に含まれる項目は、本シリーズ・トラストが事業運営を行う主たる経済環境の通貨（以下、「機能通貨」）で測定されており、当該通貨は米ドルである。外貨建ての投資、ならびにその他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての投資有価証券の購入および売却、受益証券の発行および買戻、ならびに収益および費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。換算から生じる実現および未実現損益は、存在する場合、包括利益計算書に含まれる。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

6. 重要性のある会計方針（続き）

SPV債券

本シリーズ・トラストはプライベート・エクイティ部分へのエクスポージャーを得るためにSPV債券に投資する。

投資対象ファンドはキャピタルコール経由の購入申し込み条項を持つ。投資対象ファンドLPAに基づいて、SPV発行体は、投資対象ファンドによって、またはPEファンドのために設定した口座（以下、「エスクロー口座」）に、関係するSPV債券の発行代金を送金することによって、キャピタルコールを行う義務に備えた事前積み立てを要求される場合がある。投資対象ファンドの管理事務代行会社は、かかるエスクロー口座に権限を有しており、SPV発行体がキャピタルコールの義務を履行するために、かかる口座に存する金額を投資対象ファンドへ送金させることができる。2026年3月31日現在、モルガン・スタンレーのエスクロー口座に保有されている残高はない（2025年3月31日現在では、5,000,000米ドル）。

当初は、投資対象ファンドの指示によってエスクロー口座はSilicon Valley銀行に開設されたとSPV発行体は通知を受けていた。2023年3月31日に終了した期間中に、エスクロー口座はSilicon Valley銀行からみずほ銀行に移動した。2024年3月31日に終了した年度中に、エスクロー口座はみずほ銀行からモルガン・スタンレーに移動した。投資対象ファンドのLPAに照らし、投資対象ファンドの管理事務代行会社は、適切なキャピタルコールに必要な金額が利用されるのを待つ間、MMFまたはその他の流動資産に投資するためにエスクロー口座への入金をすることが認められている。

受益証券の買戻し

受託会社は本シリーズ・トラストの受益者のために、マスター信託約款と補遺信託証書の規定に従い、本シリーズ・トラストの資産を保有する。本シリーズ・トラストは、発行する金融商品をその契約条件の実質的内容に応じて金融負債または資本性金融商品に分類している。

次の条件を満たす場合、発行体が当該金融商品を買戻しまたは償還して現金またはその他の金融資産に代えるという契約上の義務が記載されているプッタブル金融商品は、資本性金融商品として分類される：

- ・ 受益者が、本シリーズ・トラストの清算時において本シリーズ・トラストの純資産に対する各自の持分割合に応じた持分を有する。
- ・ その他のすべてのクラスの金融商品の下位に位置付けられる金融商品のクラスである。
- ・ その他のすべての商品クラスの下位に位置付けられる商品クラスにおけるすべての金融商品は同一の特性を持っている。
- ・ 本シリーズ・トラストが当該金融商品を買戻しまたは償還して現金またはその他の金融資産に代えるという契約上の義務とは別に、当該商品には、負債として分類されるべきその他の特性はない。
- ・ 当該商品に起因する存続期間にわたる予想キャッシュ・フローの合計が、実質的に純損益、認識された純資産の変動、または本シリーズ・トラストの当該商品の存続期間にわたって認識された純資産および認識されない純資産にかかる公正価値の変動に基づいている。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

6. 重要性のある会計方針（続き）

受益証券の買戻し（続き）

本シリーズ・トラストは、1つのクラスの米ドル建て受益証券を発行している。本シリーズ・トラストは、受益者の選択により買戻され、IAS32号金融商品に準拠して持分に分類される受益証券を発行する。上記の条件が満たされているため、表示（「IAS第32号」）。もし、受益証券の条件が変更されれば、それらはIAS第32号に規定される厳格な条件と一致せず、受益証券は、条件を満たさなくなった日から金融負債に再分類される。金融負債は分類変更日の公正価値で測定される。

受益証券は常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金によって償還することが可能である。受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの受益証券1口当たりの持分合計により発行または買い戻される。

本シリーズ・トラストのNAVは、本シリーズ・トラストの資産合計金額の確認と本シリーズ・トラストの負債合計の控除によって算出する。発行済の本シリーズ・トラストが1種類のクラスユニットのみである場合は、本シリーズ・トラストの受益証券1口当たりNAVは本シリーズ・トラストのNAVを受益証券口数で除して算定する。詳細については注記10を参照のこと。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

7. 金融商品の公正価値

下表は、公正価値で認識された金融商品を以下のインプットのレベル別に分析したものである。

- ・レベル1：活発な市場における同一の金融商品の（未修正の）公表価格。
- ・レベル2：直接的に観察可能なインプット（すなわち価格として）または間接的に観察可能なインプット（すなわち価格から導出される）に基づく評価手法。この区分には、活発でない市場における公表価格を用いて価値評価される金融商品、およびすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて価値評価される金融商品が含まれる。
- ・レベル3：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。この区分には、適用される評価手法が観察可能なデータに基づかないインプットを含み、かかる観察不能なインプットが金融商品の価値に重要な影響を及ぼすすべての金融商品が含まれる。また、この区分には、異なる金融商品間の差異を反映するために重要な観察不能な修正または仮定を要する類似の金融商品の公表価格に基づいて価値評価される金融商品が含まれる。

	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	合計 USD
2026年				
FVTPLで測定する金融資産				
公正価値で測定するSPV債券				
への投資	-	-	23,004,233	23,004,233
	-	-	23,004,233	23,004,233
2025年				
FVTPLで測定する金融資産				
公正価値で測定するSPV債券				
への投資	-	-	26,370,150	26,370,150
	-	-	26,370,150	26,370,150

下表は、公正価値ヒエラルキーにおけるレベル3に分類される金融商品の測定にかかる、2026年3月31日および2025年3月31日時点の重要な観察不能なインプットに関する情報を記載している。

内容	2026年	評価 手法	観察不能な インプット	範囲*
非上場プライベート・エクイティ・ファンド	23,004,233米ドル	純資産価額	投資先ファンドの純資産価額	N/A
内容	2025年			
非上場プライベート・エクイティ・ファンド	26,370,150米ドル	純資産価額	投資先ファンドの純資産価額	N/A

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

7. 金融商品の公正価値（続き）

* 評価に使用された重要な観察不能インプットは、投資先PEファンドの純資産価額である。公正価値の算定には単一の純資産価額を使用しているため、インプットのレンジは該当しない。

SPV債券への投資は、注記6(iii)に記載の方針に準拠して評価されており、目論見書付録41に記載の評価モデルに準拠している。SPV債券の公正価値は、主として投資先PEファンドの純資産価額を参照して決定されている。経営陣は、投資先PEファンドから受領した情報を評価した結果、報告された純資産価額が公正価値を決定するための適切な基礎であると判断している。投資先の大部分が活発な市場で取引されていないプライベート・エクイティ投資であるため、その評価には見積りの不確実性が伴い、最終的な実現額は報告日時点における帳簿価額と異なる可能性がある。

2026年3月31日および2025年3月31日を末日とする年度中、3つのレベル間の振替は行われなかった。

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3の公正価値測定のための、期首残高から期末現在残高への調整を示している。

レベル3	2026年	2025年
FVTPLで測定する金融資産	USD	USD
期首残高	26,370,150	26,448,983
売却高	(4,599,689)	(496,021)
FVTPLで測定される金融資産の実現利益（損失）	99,690	(3,979)
FVTPLで測定される金融資産の未実現利益の変動	1,134,082	421,167
期末現在残高	23,004,233	26,370,150

本シリーズ・トラストのNAVは投資対象ファンドのNAVに影響を受けやすい。

FVTPLで測定しない金融資産

FVTPLで測定しない金融資産には、以下が含まれる。

現金、未収金、および未払報酬 これらは短期金融資産および金融負債であり、その短期的性質から、その帳簿価額は公正価値に近似している。

8. 金融商品とそのリスク

本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク（価格リスク、通貨リスク、金利リスクを含む）、流動性リスク、および信用リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

8. 金融商品とそのリスク（続き）

市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品投資の将来価格の不確実性から発生する。市場リスクは、本シリーズ・トラストが市場ポジションの保有を通じて、価格変動が生じた場合に被る可能性のある潜在的な損失を表す。

価格リスク

価格リスクとは、投資戦略に固有の要因によるかまたは当該市場で取引される全商品に影響を及ぼす要因によるかを問わず、市場価格の変動の結果として、投資の価値が変動するリスクを指す。

受託会社および本シリーズ・トラストの代理人としての管理事務代行会社は、単一の情報源すなわち流動性仲介者またはその関連会社が作成した報告書に依拠する必要がある。かかる報告書は、本シリーズ・トラストのNAVの算出関連を含むプライベート・エクイティ部分に関する本シリーズ・トラストの投資の価格評価について投資対象ファンド財務諸表に基づいている。

投資対象ファンドは非流動性証券に投資するが、これは、投資対象ファンドのGPがかかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、既存の受益者に最終的に悪影響を及ぼす場合がある。

投資対象ファンドが保有するプライベート・エクイティの持分が売却された場合、主に流動性が限られることおよび同種の要因にかかる割引（ただしこれらに限定されない）のため、その公正価値と売却価格の間に差異が生じる場合がある。上記の差異によって、受益証券1口当たりNAVは大きく下落する可能性がある。

市場の規模および投資対象ファンドの関連する投資環境によっては、投資対象ファンドが保有するプライベート・エクイティの持分を投資対象ファンドGPが売却する場合において、かかる売却はかかる投資の市場価格に悪影響を及ぼすときがある。そして投資対象ファンドのGPは、最後には投資の売却を当初予想より低い価格で行う可能性がある。これによって受益証券1口当たりNAVは下落する。

さらに、投資対象ファンドが保有するプライベート・エクイティの持分に未実現利益が生じている場合、買戻請求を提出している受益者は、かかる未実現利益はその時点での受益証券1口当たりNAVに反映されていないときがあるため、こうした未実現利益から利益を得られないときがある。

他方、投資対象ファンドが保有するプライベート・エクイティの持分に未実現損失が生じている場合、関連するプライベート・エクイティの持分の売却後に受益証券1口当たりNAVが大きく下落するときがあり、買戻請求を提出後も投資対象ファンドにとどまっている受益者がこうした未実現損失によって将来損失を被る場合がある。なぜならば、かかる未実現損失は関連する買戻しの時点の受益証券1口当たりNAVに反映されていない場合があるからである。

2026年3月31日現在、SPV債券の価格が5%上昇した場合、他のすべての変数が一定と仮定すると、純資産は1,150,212米ドル（2025年3月31日：1,318,508米ドル）増加となる。逆に5%下落した場合、他の変数を一定とすると、純資産に同額の逆方向の影響が発生していたと思われる。

財務諸表に対する注記**2026年3月31日**

(続き)

8. 金融商品とそのリスク（続き）**市場リスク（続き）****価格リスク（続き）**

以下の表は、本シリーズ・トラストが保有する投資の2026年3月31日および2025年3月31日現在の集中状況を示す。

	2026年 純資産全体に対 する割合 (%)	2025年 純資産全体に対 する割合 (%)
SPV債券への投資 - ケイマン諸島	109.58%	113.78%
	109.58%	113.78%

管理会社は、SPV債券への投資におけるカウンターパーティに対する集中リスクを監視する。

SPVへのエクスポージャーは受益証券の5%を2026年3月31日および2025年3月31日時点で超えている。

	2026年 純資産全体に 対する割合（%）	2025年 純資産全体に 対する割合（%）
VAULT Cayman II Investments 0%（2032年6月7日）	109.58%	113.78%
	<u>109.58%</u>	<u>113.78%</u>

以下の表は、2026年3月31日時点の投資対象ファンドの市場価格リスクの地域別および業種別集中度を、投資対象ファンドの純資産の割合としてまとめたものである。

国	公正価値 USD	投資対象ファン ドの純資産の割 合
米国	313,032,211	34.57%
日本	168,616,912	18.62%
欧州連合	141,541,598	15.63%
英国	40,337,471	4.45%
シンガポール	3,568,487	0.39%
	<u>667,096,679</u>	<u>73.66%</u>
ソフトウェア	658,473,123	72.71%
ハードウェア	5,055,069	0.56%
その他	3,568,487	0.39%
	<u>667,096,679</u>	<u>73.66%</u>

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

8. 金融商品とそのリスク（続き）

市場リスク（続き）

価格リスク（続き）

以下の表は、2025年3月31日時点の投資対象ファンドの市場価格リスクの地域別および業種別集中度を、投資対象ファンドの純資産の割合としてまとめたものである。

国	公正価値	投資対象ファン ドの純資産の割 合
米国	196,652,941	29.00%
日本	185,829,117	27.40%
欧州連合	135,142,656	19.93%
英国	19,999,932	2.95%
シンガポール	3,568,487	0.53%
	<u>541,193,133</u>	<u>79.81%</u>
業種		
ソフトウェア	532,260,001	78.49%
ハードウェア	5,364,645	0.79%

その他

3,568,487

0.53%

541,193,133

79.81%

為替リスク

通貨リスクとは本シリーズ・トラストが非基軸通貨に対するエクスポージャーにおける不利な動きによって被る潜在的な損失を表す。公正価値で評価されるSPV債券への投資は本シリーズ・トラストの基軸通貨建てであるため、為替相場の変動が財政状態計算書および包括利益計算書に及ぼす影響は軽微である。したがって、感度分析は実施していない。

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動によって本シリーズ・トラストが被る可能性のある潜在的な損失を表す。

本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は現金で構成されている。そのため、本シリーズ・トラストは、市場金利の実勢水準の変動による大きなリスクは受けない。

財政状態計算書の作成日時点で現金にかかる金利が1%上昇した場合、株主資本合計は12,662米ドル（2025年：19,331米ドル）増加する。金利が1%低下した場合は同額の逆方向の影響が発生する。

上記のパーセント変化は、市場金利の変動の合理的な推定値に基づいている。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

(続き)

8. 金融商品とそのリスク（続き）

市場リスク（続き）

金利リスク（続き）

下表は、本シリーズ・トラストの2026年3月31日および2025年3月31日現在の金利リスクエクスポージャーをまとめたものである。この表は、本シリーズ・トラストの公正価値で評価される資産を、契約上の価格再評価日または満期日のいずれか早い方の日を基に分類して示している。

	有利息 USD	無利息 USD	合計 USD
2026年			
資産			
現金	1,266,161	-	1,266,161
SPV債券への投資	-	23,004,233	23,004,233
未収金	-	3,146	3,146
	<u>1,266,161</u>	<u>23,007,379</u>	<u>24,273,540</u>
資産合計	1,266,161	23,007,379	24,273,540
負債			
受益証券買戻未払金	-	3,093,782	3,093,782
未払報酬	-	187,210	187,210
	<u>-</u>	<u>3,280,992</u>	<u>3,280,992</u>
負債の部合計	-	3,280,992	3,280,992
利息および感応度ギャップ合計	1,266,161		
2025年			
資産			
現金	1,933,083	-	1,933,083
SPV債券への投資	-	26,370,150	26,370,150
未収金	-	5,958	5,958
	<u>1,933,083</u>	<u>26,376,108</u>	<u>28,309,191</u>
資産合計	1,933,083	26,376,108	28,309,191
負債			
受益証券買戻未払金	-	4,917,000	4,917,000
未払報酬	-	215,950	215,950
	<u>-</u>	<u>5,132,950</u>	<u>5,132,950</u>
負債の部合計	-	5,132,950	5,132,950
利息および感応度ギャップ合計	1,933,083		

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

8. 金融商品とそのリスク（続き）

流動性リスク

流動性リスクとは、本シリーズ・トラストが、債務の決済または返済を、その期限までにまたは合理的な価格で行うことができないリスクをいう。

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストによるプライベート・エクイティへの投資は、購入または売却することが困難である。本シリーズ・トラストがエクスポージャーを持つ投資対象ファンドは流動性を持たない。プライベート・エクイティ部分は非流動性証券に投資されるが、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンおよび当初投資元本を減少させることがある。

本シリーズ・トラストが投資するSPV債券にかかる流通市場は確立されておらず、今後も確立される見通しはたっていない。解約に対応してSPV債券を売却する場合、売却価格はSPV債券の投資先である投資対象ファンドのバリュエーションに反映されるSPV債券のバリュエーションに基づいて決定される。ただし、需給要因によって大きく下方に逸脱する価格での売却を強いられる場合がある。かかるケースでは、本シリーズ・トラストの買戻価格は悪影響を受ける。

買戻請求が買戻通知日に受領された場合は、投資運用会社は買戻代金を生み出すために、現金部分の売却に努める（まだ現金で保有していない場合）。受領された買戻請求金額が現金部分を超える場合は、投資運用会社は買戻代金を生み出すために、プライベート・エクイティ部分に含まれるSPV債券の売却に努める。

上記の関連で、投資運用会社にはSPV債券売却手続きの一環として複数の市場参加者からSPV債券の市場価格の提供を求めることが期待される。SPV債券の流動性の低さを踏まえれば、投資運用会社が、一般の市場参加者からかかる市場価格を得られる保証はない。

そのため、大和VCアクセラレーター投資事業有限責任組合（以下、「流動性提供者」）は（間接的に流動性仲介者を通じたバック・トゥ・バック - 本人対本人ベースで）投資運用会社が、買戻日もしくはその前後から、本シリーズ・トラストが必要な買戻代金を提供するのに十分な最低価格で一定額を上限とするSPV債券を売却できることを確保することを意図した協定（以下、「流動性協定」）を締結した。

かかる目的のために、流動性提供者と流動性仲介者は、バック・トゥ・バック - 本人対本人の購入契約（以下、「バック・トゥ・バック購入契約」）を締結し、また流動性仲介者は本人対本人の購入契約（以下、「購入契約」）を本シリーズ・トラストおよび投資運用会社との間で締結する。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

8. 金融商品とそのリスク（続き）

流動性リスク（続き）

下表は、2026年3月31日および2025年3月31日現在の本シリーズ・トラストの金融資産および金融負債を契約上の満期日別に分析したものである。

	1か月以上 USD	1か月未満 USD	合計 USD
2026年			
資産			
現金	-	1,266,161	1,266,161
SPV債券への投資	23,004,233	-	23,004,233
未収金	-	3,146	3,146
資産合計	23,004,233	1,269,307	24,273,540
負債			
受益証券買戻未払金	-	3,093,782	3,093,782
未払報酬	-	187,210	187,210
負債合計	-	3,280,992	3,280,992
2025年			
資産			
現金	-	1,933,083	1,933,083
SPV債券への投資	26,370,150	-	26,370,150
未収金	-	5,958	5,958
資産合計	26,370,150	1,939,041	28,309,191
負債			
受益証券買戻未払金	-	4,917,000	4,917,000
未払報酬	-	215,950	215,950
負債合計	-	5,132,950	5,132,950

信用リスク

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本シリーズ・トラストとの間で締結した債務またはコミットメントを履行しないリスクを指す。金融資産の帳簿価額は、2026年3月31日および2025年3月31日現在の信用リスクエクスポージャーの上限額を最も適確に表すものである。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

8. 金融商品とそのリスク（続き）

信用リスク（続き）

信用リスクは、取引の相手先に承認された仲介業者その他の信頼できる金融機関を選ぶことにより軽減される。また、本シリーズ・トラストの金融資産は確立され承認されたカウンターパーティにより保管されている。上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して受渡時に決済／支払が行われる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。本シリーズ・トラストは、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。

本シリーズ・トラストのSPV債券への投資は、銀行としてのサブ・カストディアンが保管している現金と共に保管会社が保管している。本シリーズ・トラストの年度末の現金は全額サブ・カストディアンが保管している。サブ・カストディアンのフィッチによる信用格付はA+（2025年：A+）である。保管会社は三井住友信託銀行ロンドン支店であり、フィッチによる信用格付はA-（2025年：A-）である。保管会社に破産または支払不能が発生した場合、保管会社に保管されている投資ならびに現金および現金同等物に対する本シリーズ・トラストの権利が遅延または限定される可能性がある。管理会社は、保管会社の信用状態、財務ポジション、および格付けを監視することにより、このリスクを監視する。管理会社はこれらの当事者の信用格付けを検討して、それらが適切なレベルにあると判断している。

SPV発行体が投資対象ファンドのリミテッド・パートナーになった後は、SPV発行体は発行収入からなる現金に対するアクセスがあるとは期待されていない。その結果、SPV発行体とSPV債券の保有者は以下のリスクに晒される。すなわち、(a)エスクロー銀行の信用リスクおよび入金された金額（また、かかる銀行が支払不能となった場合は、入金金額は全額失われる可能性がある）、(b)エスクロー銀行、投資対象ファンドの管理事務代行会社、および／またはかかるエスクロー口座の運営に関係して、それらのいずれかのために行動することを意図する者による、訴訟、不作為、詐欺、過失、意図的な不履行、または類似の行為の結果としての損失のリスク（場合によっては投資額の全面的な損失）、および(c)かかる現金はかかるエスクロー口座に入金されたSPV発行体の資本拠出となるとの投資対象ファンドLPAに従って、投資対象ファンドによって、またはその代理人によってなされた投資の遂行の結果としての損失のリスク（場合によっては投資額の全面的な損失）、である。

ECLから生じる金額

現金および未収金の減損は、12カ月予想損失に基づいて測定されており、これらのエクスポージャーの短期的な満期日を反映している。本シリーズ・トラストは、これらのエクスポージャーの信用リスクを、カウンターパーティの外部信用格付に基づいて、低いものと判断している。

本シリーズ・トラストは、これらのエクスポージャーにかかる信用リスクの変動を、カウンターパーティに対する公開された外部格付けを追跡することで監視する。公開された格付けが最新の状態であるかを判断し、また報告書日時点で公開された格付けに反映されていない信用リスクの大きな上昇がないか評価するために、本シリーズ・トラストは、カウンターパーティに関する入手可能な記事および規則改正の情報と共に、可能であれば債券利回りの変化をレビューすることによって、これを補足する。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

8. 金融商品とそのリスク（続き）

信用リスク（続き）**ECLから生じる金額（続き）**

12カ月および残存年数にかかるデフォルト確率は、それぞれの格付けについてBBH & Coが提供する過去データに基づいており、現在のCDS価格に基づいて再調整されている。損失率パラメータは、原則として50%の想定リカバリーレートを反映している。しかし、資産が信用減損した場合、損失の推定値は予想されるキャッシュ・フローの不足にかかる特定の評価および当初の実効金利に基づくことになる。

2026年3月31日および2025年3月31日現在で、本シリーズトラストは償却原価で測定する金融資産として現金及び未収金を保有する。そのうち未収金のみがECLモデルの範囲に含まれる。すべての未収金は、年度末から1カ月以内に決済されているので、デフォルト確率はゼロに近いものと考えられる。そのため、本シリーズトラストに関してそのような減損は全く重要でないので、12カ月ECLモデルに基づいたいかなる損失評価引当金も認識されていない。

9. 現金

	2026年 USD	2025年 USD
現金	1,266,161	1,933,083
	<u>1,266,161</u>	<u>1,933,083</u>

2026年3月31日および2025年3月31日現在、現金同等物はない。

10. 受益証券の保有者に帰属する純資産

本シリーズ・トラストの受益証券は以下の1つのクラスを有する。米ドル建て。

米ドル建て	2026年	2025年
事業年度期首現在の販売済口数	235,000	285,000
解約口数	(30,000)	(50,000)
	<u>205,000</u>	<u>235,000</u>
事業年度期末現在の販売済口数	<u>205,000</u>	<u>235,000</u>

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

10. 受益証券の保有者に帰属する純資産（続き）

受益証券は、投資家に対して初回募集期間中に発行価額でオファーされ、最初のクロージング日に発行された。最小募集額は10,000口であり5,000口単位とする。購入手数料は無料である。最初のクロージング日後は投資家による受益証券の購入はできない。

マスター信託約款の条件に基づき、受益者は、受託会社によって、その受益者の名義の登録受益証券に対するすべての権利、権原、あるいは利益を持つ者として認められる唯一の者であり、受託会社はかかる受益者を受益証券の絶対的な所有者として認め、これに反するいかなる通知にも妨げられることはない。受託会社は、いかなる信託の執行にも注目、または留意する義務はなく、またはマスター信託約款に定められている場合を除き、または管轄を有する特定の裁判所の命令を除き、いかなる受益証券の権原に影響を及ぼすいかなる信託または受益証券またはその他の利益も認める義務はない。

投資家の口座が開設済みであり、購入申込書が管理事務代行会社に到着済みであるとの確認書の受領を受けて、購入代金は、当初クロージング日またはその前の現金決済日までに、申込人名義の口座から本シリーズ・トラストの口座へ現金決済により電信送金で全額が送金されなければならない。かかる支払は米ドルで行うものとする。

申込人の投資家の口座が管理事務代行会社により開設済みであるとの確認書の受領前に管理事務代行会社が受領した購入申込書は処理されないことに申込人は留意すべきである。かかる状況においては、投資家の口座は管理事務代行会社によって開設済みであるとの確認書を受領次第、申込人は新たな購入申込書を記入し送付する必要がある。投資家の口座が開設済みとの確認の前に本シリーズ・トラストの集金口座に入金された購入代金は認められず、申込人は追加の銀行手数料を適格機関申込人の料金で負担する場合がある。

投資家は、管理事務代行会社が購入払込金を受領済みの受益証券について、管理事務代行会社に買戻請求をその直前の買戻通知日に依頼することができる。買戻請求を行うために、受益者は管理会社が随時認める様式の記入済み買戻通知（「買戻通知」）を、事前に管理事務代行会社と同意したファクシミリ、電子メール（サイン済みPDFファイルの様式で）、またはその他の電磁的方法によって、管理事務代行会社に買戻通知の提出期限までに買戻される受益証券の番号を特定して提出しなければならない。

一旦送付された買戻通知は取消不能である。ただし、管理会社が受託会社と協議した上で別段の決定を下した場合はこの限りではない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日（買戻日が評価日でない場合は、評価日の前日）において計算された受益証券1口当たりNAVである。（（管理会社との協議の上で受託会社の裁量で）関係する買戻しの支払いのために実現される該当評価日現在の本シリーズ・トラストのそれらの投資の公表価値とその後の実現価格の間の差異の調整の加減が行われる）（「買戻価格」）。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

10. 受益証券の保有者に帰属する純資産（続き）

ある買戻日における受益者による買戻要求の対象となる最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とする。

11. 報酬および経費

本シリーズ・トラストの2026年3月31日および2025年3月31日現在における支払報酬額は以下のとおりである。

	2026年 USD	2025年 USD
販売報酬	58,276	64,880
管理会社代行サービス会社	14,569	16,220
投資運用会社報酬	10,927	12,165
報酬代行会社報酬	10,927	12,165
代行協会員報酬	728	811
管理事務代行報酬	10,099	10,677
保管会社報酬	9,520	9,140
監査報酬	23,500	23,500
その他の報酬および経費	48,664	66,392
	<u>187,210</u>	<u>215,950</u>

販売報酬

販売会社は本シリーズ・トラストの資産から四半期ベースで報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.8%として算定される。

管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額はNAVの年率最高0.20%で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

投資運用会社報酬

投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額はNAVの年率最高0.15%で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.15%として算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬の支払を代行する。また、報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬に関連する諸経費を含むすべての費用および経費の支払を行う。

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が報酬代行会社報酬から毎年前払いで支払われる。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、報酬代行会社報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

(続き)

11. 報酬および経費（続き）

報酬代行会社報酬（続き）

管理会社は、報酬代行会社報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、同報酬は四半期ベースの後払いで支払われる。

代行協会員報酬

代行協会員は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額はNAVの年率最高0.01%で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.07%として算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

また管理事務代行会社は前払報酬として3,750米ドルを受領する。これは本シリーズ・トラストの設定費用の一部として償却される。また管理事務代行会社は、年度財務諸表作成のため年間5,000米ドルの報酬を受取り、年1度のCIMAへの提出レポート作成のため年間1,000米ドルの報酬を受け取る。

加えて、受託会社は、管理事務代行会社が本シリーズ・トラストに対してサービスを提供するにあたって本シリーズ・トラストに代わって支払った合理的な費用を払い戻す。

保管会社報酬

保管会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.025%で算定され、四半期ごとに後払いで支払われる（最低月額報酬は1,500米ドルとする）。

保管会社はさらに、本シリーズ・トラストの資産から、関連当事者間で合意したその他の報酬を受領する。加えて、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本シリーズ・トラストの資産から払い戻しを受ける権利を有する。

SPV債券および投資対象ファンドの報酬

本シリーズ・トラストの投資家は、SPV債券と投資対象ファンドについて、一定の未払報酬および費用を間接的に負担する。

12. 投資による純利益

	2026年 USD	2025年 USD
投資に対する純利益は、以下により構成される：		
FVTPLで測定される金融資産の実現利益（損失）	99,689	(3,979)
FVTPLで測定される金融資産の未実現利益の変動	1,134,083	421,167
投資による純利益	<u>1,233,772</u>	<u>417,188</u>

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

(続き)

13. 関連当事者取引

財政上または運営上の決定に際して、一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、管理会社、投資運用会社、管理会社代行サービス会社、販売会社、報酬代行会社、SPV発行体、投資対象ファンド、代行協会員、管理事務代行会社、流動性仲介者および保管会社は、本シリーズ・トラストの関連当事者とみなされる。

受託会社は、設立証書の下で本シリーズ・トラストを設定する権限を有することから関連当事者である。

管理会社は、設立証書の条件に従って受託証券の発行を行う権限を有すること、および同社の最終的な親会社であるUBS AGによる共通の所有下にあることから関連当事者である。

投資運用会社は、投資判断を下す権限を有することから関連当事者である。

報酬代行会社は、本シリーズ・トラストに対して報酬計算代行サービスを提供するなど、重要な影響力を行使することができるため関連当事者である。報酬代行会社の詳細情報は注記11に記載されている。

管理会社代行サービス会社、販売会社、代行協会員、管理事務代行会社、流動性仲介者、および保管会社は、投資運用会社と提携関係があることから関連当事者である。

通常の事業活動の過程で行われるもの以外の関連当事者との取引は存在しない。年度中に関連当事者に対して支払った報酬の金額は、包括利益計算書上で開示されるとともに、注記11に記載されている。2026年3月31日および2025年3月31日現在の関連当事者から請求され、支払義務の発生している金額は注記11に開示されている。

14. 分配

本シリーズ・トラストは、年間いくらかの金額の収益を生み出す可能性がある。本シリーズ・トラストの現行の分配方針は、各分配宣言日に宣言し、各分配日に受益者に対して年次分配金（以下、「年次分配金」）を支払う。

原則として、各分配日につき支払われる分配金額は管理会社がその唯一の裁量に基づき、以下の事項を考慮に入れた上で決定する。

- (i) プライベート・エクイティ部分における実現収益およびキャピタルゲイン（金額は実現金額によって減額される）、
- (ii) 現金部分から得られた未収利息、分配金、および配当金、および、
- (iii) 当該分配日に支払われるまでの期間に発生した上記(i)および(ii)から受領した配当金または分配金の未収利息（以下、第(i)項および第(iii)項を「インカム等収益」という）。

財務諸表に対する注記

2026年3月31日

（続き）

14. 分配（続き）

また管理会社は分配金額の決定にあたっては受益証券1口当たりNAVを考慮に入れる。

さらに、管理会社は適切と認められる場合には、当該年の年次分配金を支払わないことを選択することができることに投資家が注意することも重要である。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社がその単独の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標および方針の適用が過去1年間に於いてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、こうした選択が適切

であると管理会社が判断する程度にアンダーパフォームした場合が含まれるが、これらに限られない。

かかる分配が行われ、またかかる分配が行われる場合においても、将来に分配が行われる、あるいは行われる場合においてもかかる金額が支払われることを保証するものではない。

宣言された年次分配金は、対応する分配日に（かかる分配金に課される税金を差し引いた後）支払われる。分配金は、当該分配金に係る分配基準日に受益者として受益者名簿に登録されている者に対して支払われる。かかる分配金の金額は、小数第三位を四捨五入（0.005は切り上げ）して計算する。

2026年3月31日および2025年3月31日を事業年度末とする年度には分配金は支払われなかった。2026年3月31日を末日とする年度も2025年3月31日を末日とする年度も未払いの分配金はなかった。

15. 後発事象

2026年3月31日以降に本シリーズ・トラストにかかる払込みまたは償還はない。

2026年7月30日現在、財務諸表上での開示が必要な上記以外の後発事象は発生していない。

Statement of Financial Position

As at 31 March 2026

	Notes	2026 USD	2025 USD
Assets			
Cash	9	1,266,161	1,933,083
Investment in SPV Notes (Cost: USD21,100,000)		23,004,233	26,370,150
(2025: Cost: USD25,600,000)	7,8		
Receivables		3,146	5,958
Total Assets		24,273,540	28,309,191
Liabilities			
Payable for Equity Units redeemed		3,093,782	4,917,000
Fees payable	11	187,210	215,950
Total Liabilities		3,280,992	5,132,950
Equity (being Net assets attributable to the Unitholder)		20,992,548	23,176,241
Representing:			
USD Units			
Equity		USD20,992,548	USD23,176,241
Number of units outstanding	10	205,000	235,000
Net Asset Value (“NAV”) per unit		USD102.4027	USD98.6223

Approved on behalf of the Trustee on 30 July 2026.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Comprehensive Income

For the year ended 31 March 2026

	Notes	2026 USD	2025 USD
Net gain on investments	12	1,233,772	417,188
Interest income		47,221	89,793
Total investment gain		1,280,993	506,981
Distribution fees	11,13	184,481	214,166
Manager Support Service Provider	11,13	46,118	53,439
Investment Manager fees	11,13	34,591	40,156
Fee Agent fees	11,13	34,591	40,156
Agent Member Company fees	11,13	2,308	2,779
Administration fees	11,13	21,142	23,742
Custody fees	11,13	19,248	18,665
Audit fees		26,130	22,896
Other fees and expenses		2,295	24,409
Total operating expenses		370,904	440,408
Operating gain		910,089	66,573
Total gain (being increase in Net Assets attributable to the Unitholder from operations)		910,089	66,573

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Equity

For the year ended 31 March 2026

	2026 USD	2025 USD
Equity at beginning of year	23,176,241	28,026,668
Equity units redeemed	(3,093,782)	(4,917,000)
Total gain (being increase in Net Assets attributable to the Unitholder from operations)	<u>910,089</u>	<u>66,573</u>
Equity at end of year	<u><u>20,992,548</u></u>	<u><u>23,176,241</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Cash Flows

For the year ended 31 March 2026

	2026 USD	2025 USD
Operating activities		
Total gain (being increase in Net Assets attributable to the Unitholder from operations)	910,089	66,573
Proceeds from sale of investment in SPV Notes	4,599,689	496,021
Adjustment for items not involving cash		
Realised (gain) / loss on financial assets at FVTPL	(99,689)	3,979
Movement in unrealised gain on financial assets at FVTPL	(1,134,083)	(421,167)
Net change in non-cash operating balances		
Decrease in receivables	2,812	8,797
Decrease in fees payable	<u>(28,740)</u>	<u>(21,066)</u>
Net cash provided by operating activities	<u>4,250,078</u>	<u>133,137</u>
Financing activities		
Payments for repurchase of equity units, net of payable for equity units redeemed	<u>(4,917,000)</u>	<u>(1,942,400)</u>
Net cash used in financing activities	<u>(4,917,000)</u>	<u>(1,942,400)</u>
Net change in cash	(666,922)	(1,809,263)
Cash at beginning of year	<u>1,933,083</u>	<u>3,742,346</u>
Cash at end of year	<u><u>1,266,161</u></u>	<u><u>1,933,083</u></u>
Supplementary information:		
Interest received	<u>50,033</u>	<u>98,590</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the financial statements

31 March 2026

1. GENERAL INFORMATION

Daiwa WiL Ventures III, L.P. Fund (the “Series Trust”) has been created and established pursuant to the Master Trust Deed (the “Master Trust Deed”) for UBS Universal Trust (Cayman) III (the “Master Trust”) dated 2 December 2013, as amended and a Supplemental Trust Deed dated 19 April 2022 (the “Supplement Trust Deed” and together with the Master Trust Deed). The address of its registered office is One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.

The Series Trust commenced trading on 31 May 2022 issuing USD Units.

The investment objective of the Series Trust is to seek growth of trust assets, in USD terms, by investing, in principle, in Japanese and US private equities (including private companies of non-Japanese and non-US companies doing business in Japan and the United States of America).

The Series Trust’s exposure to the Japanese and US private equities will be obtained indirectly through acquiring notes (the “SPV Notes”) issued by VAULT Cayman II Investments (the “SPV Issuer”), a Cayman domiciled exempted company established for the purposes of issuing separate series of notes (including the SPV Notes). The SPV Notes will provide exposure to (i) WiL Ventures III, L.P., Delaware limited partnership (the “PE Fund”) through the SPV Issuer’s interest as a limited partner of the PE Fund and (ii) a cash portion available to fund coupons payable to the Series Trust (if any), any capital calls from the PE Fund, or any potential clawback, taxes, indemnity expenses and similar claims against the SPV Issuer (provided such cash portion may be invested into short-term financial instruments, money market funds or other liquid instruments) ((i) and (ii) together the “Private Equity Portion”). As of 31 March 2026 and 2025, the Series Trust holds 82.42% and 98.08% ownership of the SPV Notes, respectively.

The PE Fund governed by its second amended and restated limited partnership agreement dated 14 February 2022 (the “PE Fund LPA”), by amongst others WIL GP III, L.P., a Delaware limited partnership, as the general partner (i.e. investment manager) (the “PE Fund GP”). The general partner of the PE Fund GP, WiL Management III, LLC, a Delaware limited liability company, is primarily responsible for the investment activities of the PE Fund.

The Series Trust may also hold short-term financial instruments (including USD cash), (the “Cash Portion”) to allow partial liquidity of the Series Trust.

The Investment Manager has day-to-day investment decision-making and ongoing monitoring responsibility over the portion of the Series Trust’s portfolio comprising the SPV Notes (which provide exposure to the Private Equity Portion) and the Cash Portion (the “Subadvised Portfolio”).

The Manager and the Trustee understand that UBS AG, London Branch as Liquidity Intermediary and will continue to conduct its operations in the ordinary course of business.

On 30 September 2024, the Fee Agent changed its name from Credit Suisse International to UBS AG, London Branch. On 30 September 2024, the Agent Member Company changed its name from Credit Suisse Securities (Japan) Limited to UBS Securities Japan Co., Ltd.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

1. GENERAL INFORMATION (continued)

As of 31 March 2026, under the Liquidity Arrangement as defined in Note 8, the Series Trust holds 109.58% (2025: 113.78%) investment in SPV Notes with UBS AG, London Branch (the “Liquidity Intermediary”) as Liquidity Intermediary.

Investment Guidelines

The Manager has appointed Daiwa Asset Management (Europe) Ltd (the “Investment Manager”) with discretionary management power to manage and monitor the Subadvised Portfolio. The Investment Manager will manage the Subadvised Portfolio in accordance with the investment policy described in this section and the investment restrictions described below.

Investments may be made by the Investment Manager for the account of the Series Trust in the following:

- (i) The SPV Notes in respect of the Private Equity Portion; and
- (ii) Short-term financial instruments (including USD cash) in respect of the Cash Portion. For the avoidance of doubt, overnight cash balances may be held in a sweep vehicle.

The Investment Manager may not take any short positions to implement investment decisions or manage cashflows nor borrow money for the account of the Series Trust.

The Investment Manager may use derivatives only for the hedging purpose, provided that total notional principal amount of derivatives held for the account of the Series Trust shall not exceed the NAV of the Series Trust.

The Investment Manager will generally manage the Subadvised Portfolio in accordance with the following guidelines:

In principle, the Investment Manager will invest a majority of the NAV in the SPV Notes, in order to provide exposure to the Private Equity Portion.

The SPV Notes providing exposure to the Private Equity Portion are denominated in USD and will not be hedged into other currencies. The Investment Manager will not invest in non-USD denominated assets.

2. BASIS OF PREPARATION

The financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards (“IFRS”) issued by the International Accounting Standards Board (“IASB”), and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee of the IASB. The financial statements are prepared on a going concern basis.

The financial statements are presented in United States Dollars (“USD”).

The Series Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS 10, IFRS 12, and IAS 27) (2012) (the “amendments”). Management concluded that the Series Trust meets the definition of an investment entity.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

2. BASIS OF PREPARATION (continued)

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires the Trustee and Manager to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying value of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised. Judgements made by the Trustee and Manager in the application of IFRS that have a significant effect on the financial statements and estimates with a significant risk of material adjustment in the next period are discussed in Notes 7 and 8.

3. BASIS OF MEASUREMENT

The financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for the following material items:

Items	Measurement basis
Financial assets at fair value through profit or loss (“FVTPL”)	Fair value

Investment in SPV Notes is included in this category.

4. CHANGES IN MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

The Series Trust adopted Disclosure of Accounting Policies. (Amendments to IAS1 and IFRS Accounting Standard Practice Statement 2) from 1 April 2025. Although the amendments did not result in any changes to the accounting policies themselves, they impacted the accounting policy information disclosed in the financial statements.

The amendments require the disclosure of “material” rather than “significant” accounting policies. The amendments also provide guidance on the application of materiality to disclosure of accounting policies, assisting entities to provide useful, entity-specific accounting policy information that users need to understand other information in the financial statements.

5. STANDARDS ISSUED BUT NOT YET ADOPTED

A number of new standards are effective for annual periods beginning after 1 April 2025 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements.

Of those standards that are not yet effective, none are expected to have a material impact on the Series Trust’s financial statements in the period of initial application.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

The material accounting policies adopted by the Series Trust are as follows:

Financial assets and financial liabilities

(i) Recognition and initial measurement

The Series Trust initially recognises financial assets and financial liabilities at FVTPL on the trade date, which is the date on which the Series Trust becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Other financial assets and financial liabilities are recognised on the date on which they are originated.

A financial asset or financial liability is measured initially at fair value plus, for an item not at FVTPL, transaction costs that are directly attributable to its acquisition or issue.

(ii) Classification and subsequent measurement

Classification of financial assets

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest (“SPPI”).

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust’s management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the Investment Manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust’s continuing recognition of the assets.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Business model assessment (continued)

The Series Trust has determined that it has two business models:

- Held-to-collect business model: this comprises of cash and receivables. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this comprises of the investment in SPV Notes. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis.

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, “principal” is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. “Interest” is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust’s claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

Subsequent measurement of financial assets

Financial assets at FVTPL

These assets are subsequently measured at fair value. Net gains and losses, including any interest or dividend income and expense and foreign exchange gains and losses, are recognised in profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Investment in SPV Notes is included in this category.

Financial assets at amortised cost

These assets are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest income, foreign exchange gains and losses and impairment are recognised in the Statement of Comprehensive Income. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Financial assets at amortised cost (continued)

Cash and receivables are included in this category.

Financial liabilities - Classification, subsequent measurement and gains and losses

Financial liabilities are classified as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial liability is classified as at FVTPL if it is classified as held for trading, it is a derivative or it is designated as such on initial recognition. Financial liabilities at FVTPL are measured at fair value and net gains and losses, including any interest expense, are recognised in profit or loss.

Other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest expense and foreign exchange gains and losses are recognised in profit or loss. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss.

As at 31 March 2026 and 31 March 2025, there were no financial liabilities at FVTPL.

Financial liabilities at amortised cost include fees payable.

(iii) Fair value measurement

“Fair value” is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of an instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The Series Trust measures instruments quoted in an active market at a mid-price, because this price provides a reasonable approximation of the exit price.

If there is no quoted price in an active market, then the Series Trust uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction.

The assets and liabilities of the Series Trust are valued on the last business day of each calendar month or at such other times as determined by the Investment Manager and Trustee in their sole discretion. The Series Trust's investment in SPV Notes is measured at fair value, as determined by the Investment Manager. The Investment Manager has determined that the Net Asset Value reported by the underlying PE Fund represents the best estimate of fair value as at the reporting date. Investment in SPV Notes is categorized in Level 3 of the fair value hierarchy.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(iii) Fair value measurement (continued)

The PE Fund invested under SPV Note is valued, based on the annual audited financial statements and the quarterly unaudited financial statements provided by the PE Fund, which may not align with the relevant Valuation Day, and/or be published several months after the time of valuation. Therefore, the Series Trust's NAV as of the Valuation Day may not represent its NAV at the time of publication. There is currently no established secondary market for the PE Fund in which the Series Trust invests, and the valuation of the Series Trust's equity interest is not based on the value of the PE Fund's shares traded in the secondary market. The valuation price of the Series Trust may fluctuate drastically depending on the performance trends of the invested companies in which the PE Fund invest. The PE Fund is generally categorized in Level 3 of the fair value hierarchy.

PE Fund

The primary purpose of the PE Fund is to seek income and gains through the investment in companies engaged primarily in the electronics, automotive, airline, enterprise software, consumer, financial, telecom, medical services, trading, internet, social and media industries in Japan and the United States of America (U.S.).

Investments in the PE Fund consist of investments in privately held equity securities and convertible equity instruments (CEI) for which market prices are not observable.

The fair value of private equity investments is value initially based upon transaction price and may continue to be valued at cost for a period after acquisition, as this has been determined to be the best indicator of fair value. The fair values of private equity instruments are determined by reference to projected earnings multiples, the discounted cash flow method, public market or private transactions, valuations for comparable companies and other measures which, in many cases, are unaudited at the time received. Valuations may be derived by reference to observable valuation measures or comparable companies or transactions (e.g. multiplying a key performance metric of the investee company by a relevant valuation multiple observed in the range of comparable companies or transactions), adjusted by the PE Fund GP for differences between the investment and the referenced comparable, and in some instances by reference to option pricing models or other similar methods.

The fair value of CEIs is estimated based on their net realisable value as determined by the PE Fund GP after considering the terms of the agreement and conversion factors, CEIs include various types of instruments including Simple Agreements for Future Equity (SAFE), Keep it Simple Securities (KISS), Warrants and Convertible Equity Agreements.

The above investments are categorized in Level 3 of the fair value hierarchy and was based on quantitative unobservable inputs not internally developed. Such items include financial instruments for which the determination of fair value is based on prices from prior transactions or third party pricing information without adjustment. Significant increases (decreases) in any of these inputs in isolation would result in a significantly higher (lower) fair value measurement.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(iii) Fair value measurement (continued)

PE Fund (continued)

As of 31 March 2026 and 2025, the PE Fund's Net Asset Value was USD905,630,408 and USD678,145,396 respectively.

As of 31 March 2026, the PE Fund held total investments of USD667,096,679 comprising of common stocks of USD160,831,117, preferred stocks of USD501,523,287 and CEIs of USD4,742,275.

As of 31 March 2025, the PE Fund held total investments of USD541,193,133 comprising of common stocks of USD126,620,475, preferred stocks of USD407,892,305 and CEIs of USD6,680,353.

The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period during which the change has occurred.

(iv) Amortised cost measurement

The "amortised cost" of a financial asset or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured on initial recognition minus the principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between that initial amount and the maturity amount and, for financial assets, adjusted for any loss allowance.

(v) Impairment

The Series Trust recognises loss allowances for expected credit losses ("ECLs") on financial assets measured at amortised cost.

The Series Trust measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Series Trust considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Series Trust's historical experience and informed credit assessment and including forward-looking information.

The Series Trust assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(v) *Impairment (continued)*

The Series Trust considers a financial asset to be in default when:

- the borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Series Trust in full, without recourse by the Series Trust to actions such as realising security (if any is held); or
- the financial asset is more than 90 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to have low credit risk when the credit rating of the counterparty is equivalent to the globally understood definition of “investment grade”.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument. 12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months). The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Series Trust is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the Series Trust in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is “credit-impaired” when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the Statement of Financial Position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Series Trust has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial assets and financial liabilities (continued)

(vi) Derecognition

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the right to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Series Trust neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

On derecognition of a financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (or the carrying amount allocated to the portion of the asset that is derecognised) and the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) is recognised in profit or loss. Any interest in such transferred financial assets that is created or retained by the Series Trust is recognised as a separate asset or liability.

The Series Trust may enter into transactions whereby it transfers assets recognised on its Statement of Financial Position, but retains either all or substantially all of the risks and rewards of the transferred assets or a portion of them. If all or substantially all of the risks and rewards are retained, then the transferred assets are not derecognised. Transfers of assets with retention of all or substantially all of the risks and rewards include sale and repurchase transactions.

The Series Trust derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged, cancelled or have expired.

On derecognition of a financial liability, the difference between the carrying amount extinguished and the consideration paid (including any non-cash assets transferred or liabilities assumed) is recognised in profit or loss.

(vii) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when and only when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously. This is generally not the case with master netting agreements and the related assets and liabilities are presented gross in the Statement of Financial Position. As at 31 March 2026 or 2025, the Series Trust does not hold any financial assets or liabilities subject to master netting arrangements.

Cash

Elian Trustee (Cayman) Limited as Trustee have appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its custodian (the “Custodian”). The Custodian have, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. (“BBH”) as their sub-custodian (the “Sub-Custodian”). Cash is ultimately held at BBH as the Series Trust’s banker. Cash comprises of cash held with maturities of 3 months or less with BBH.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Net gain on investments

Net gain on investments includes realised gain / (loss) and the change in unrealised gain on financial assets and liabilities at FVPTL. The realised gain / (loss) on investments represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the reporting period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period, and the consideration received on disposal. The movement in unrealised gain on investments represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting year, and its carrying amount at the end of the reporting year.

Interest income

Interest income, is recognised in profit or loss, using the effective interest method. The effective interest rate is the rate that exactly discounts the estimated future cash payments and receipts through the expected life of the financial instrument (or, when appropriate, a shorter period) to the carrying amount of the financial instrument on initial recognition. When calculating the effective interest rate, the Series Trust estimate future cash flows considering all contractual terms of the financial instrument, but not future credit losses.

Interest received or receivable, and interest paid or payable, are recognised in profit or loss as interest income and interest expense, respectively.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis and are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there is no income, estate, corporation, capital gains or other Cayman Islands taxes payable by the Master Trust. The Master Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that it will be exempt from such taxes for a period of fifty years from 2 December 2013 should they be enacted. As a result, no provision for taxes has been made in the financial statements. The Series Trust may be subject to foreign withholding taxes on certain interest, dividends and capital gains. The amount of tax payable or receivable is the best estimate of the tax amount expected to be paid or received that reflects uncertainty related to withholding taxes, if any.

Foreign exchange transactions

Items which are included in the Series Trust's financial statements, are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"), which is USD. Investments and other assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD amounts at the date of valuation. Purchases and sales of investments, issue and repurchase of equity units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into USD amounts on the respective dates of such transactions. Realised and unrealised gains and losses arising from translation, if any, are included in the Statement of Comprehensive Income.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

The SPV Notes

The Series Trust will invest in the SPV Notes in order to obtain exposure to the Private Equity Portion.

The PE Fund features a subscription mechanism via capital call. Under the PE Fund LPA, the SPV Issuer can be required to prefund its obligations to make capital calls by transferring the relevant issuance proceeds of the SPV Notes to an account (the “Escrow Account”) established by, or on behalf of the PE Fund. The administrator of the PE Fund has authority over such Escrow Account and can effect the transfers of sums sitting in such account to the PE Fund to meet the SPV Issuer’s obligation to satisfy capital calls, as such capital calls are issued. As of 31 March 2026, an amount of USDNil (2025: USD5,000,000) is held under escrow account at Morgan Stanley.

Originally, the SPV Issuer was notified that the Escrow Account was opened at Silicon Valley Bank as directed by the PE Fund. During the period ended 31 March 2023, the Escrow Account was moved from Silicon Valley Bank to Mizuho Bank. During the year ended 31 March 2024, the Escrow Account was moved from Mizuho Bank to Morgan Stanley. Pursuant to the PE Fund LPA it is permitted for the administrator of the PE Fund to arrange for amounts credited to the Escrow Account to be invested in money market funds or other liquid assets pending the use of such amounts to satisfy applicable capital calls.

Repurchase of units

The Trustee stands possessed of the assets of the Series Trust for the Unitholder subject to the provisions of the Master Trust Deed and the Supplemental Trust Deed. The Series Trust classifies financial instruments issued as financial liabilities or equity instruments in accordance with the substance of the contractual terms of the instruments.

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the issuer to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as an equity instrument if it meets the following conditions:

- it entitles the Unitholder to a pro rata share of the Series Trust’s Net Assets in the event of the Series Trust’s liquidation;
- it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- apart from the contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on profit or loss, the change in the recognised Net Assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised Net Assets of the Series Trust over the life of the instrument.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

6. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Repurchase of units (continued)

The Series Trust has one class in issue, USD Units. The Series Trust issues units, which are repurchased at the Unitholder's option and are classified as Equity in accordance with *IAS 32, Financial Instruments: Presentation* ("IAS 32"), as the above conditions have been met. Should the Units' terms or conditions change such that they do not comply with the strict criteria contained in IAS 32, the Equity Units would be reclassified to a financial liability from the date the instrument ceases to meet the criteria. The financial liability would be measured at the instrument's fair value at the date of reclassification.

The Units can be put back to the Series Trust at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's total Equity. Units are carried at the repurchased amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the Unitholder exercise their right to put the Units back into the Series Trust. Units are issued and repurchased at prices based on the Series Trust's total Equity per unit at the time of issue or repurchase.

The NAV of the Series Trust is calculated by ascertaining the value of the total assets of the Series Trust and deducting the total liabilities of the Series Trust. Where there is only one class of units of the Series Trust in issue, the NAV per unit of the Series Trust is calculated by dividing the NAV of the Series Trust by the number of units of the Series Trust in issue. Refer to Note 10 for further discussion.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

7. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The table below shows financial instruments recognised at fair value analysed between those whose fair value is based on:

- Level 1: Quoted price (Unadjusted) in an active market for an identical instrument;
- Level 2: Valuation techniques based on observable inputs, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted prices in markets that are considered less than active; or other valuation techniques for which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data; and
- Level 3: Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments.

	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
2026				
Financial assets at FVTPL				
Investment in SPV Notes, at fair value	-	-	23,004,233	23,004,233
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,004,233</u>	<u>23,004,233</u>
2025				
Financial assets at FVTPL				
Investment in SPV Notes, at fair value	-	-	26,370,150	26,370,150
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>26,370,150</u>	<u>26,370,150</u>

The table below sets out information about significant unobservable inputs at 31 March 2026 and 2025, in measuring financial instruments categorised as Level 3 in the fair value hierarchy:

Description	2026	Valuation technique	Unobservable Input	Range*
Unlisted private equity fund	USD23,004,233	NAV	NAV of the Underlying Fund	N/A
Description	2025			
Unlisted private equity fund	USD26,370,150	NAV	NAV of the Underlying Fund	N/A

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

7. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

*The significant unobservable input used in the valuation is the Net Asset Value of the underlying PE Fund. As a single Net Asset Value is used in determining fair value, a range of inputs is not applicable.

The investment in SPV Notes is valued in accordance with the policies described in Note 6 (iii) and in accordance with the valuation model stated in Appendix 41 to the Offering Memorandum. The fair value of the investment in SPV Notes is determined primarily with reference to the Net Asset Value of the underlying PE Fund. Management has assessed the information received from the underlying PE Fund and considers the reported Net Asset Value to be an appropriate basis for determining fair value. As the underlying investments are predominantly private equity investments that are not traded in active markets, the valuation is subject to estimation uncertainty and the amounts ultimately realised may differ from the carrying value reported at the reporting date.

There were no transfers across the three levels during the years ended 31 March 2026 or 2025.

The following table shows a reconciliation from opening balances to the closing balances for fair value measurements in Level 3 of the fair value hierarchy:

Level 3	2026	2025
Financial assets at FVTPL	USD	USD
Opening balance	26,370,150	26,448,983
Sales	(4,599,689)	(496,021)
Realised gain / (loss) on financial assets at FVTPL	99,690	(3,979)
Movement in unrealised gain on financial assets at FVTPL	1,134,082	421,167
Closing balance	<u>23,004,233</u>	<u>26,370,150</u>

The NAV of the Series Trust is sensitive to the NAV of the PE Fund.

Financial instruments not measured at FVTPL

The financial instruments not measured at FVTPL include:

Cash, receivables and fees payable. These are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value, because of their short-term nature.

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS

The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, currency risk and interest rate risk), liquidity risk and credit risk. The management of these risks is carried out by the Manager under policies approved by the Trustee.

The Series Trust uses different methods to measure and manage the various types of risks to which it is exposed; these methods are explained below.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial investments held. It represents the potential loss the Series Trust might suffer through holding market positions in the face of price movements.

Price Risk

Price risk is the risk that the value of the investment will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to the Strategy or factors affecting all instruments traded in the market.

The Trustee, and the Administrator as its delegate of a Series Trust must rely on a single source of information, namely the report prepared by the Liquidity Intermediary or any of its affiliates, which is based on the PE Fund Financial Statements, for pricing Investments of a Series Trust related to the Private Equity Portion including in connection with the calculation of the NAV of a Series Trust.

The PE Fund will invest in illiquid securities, which may ultimately negatively impact the existing Unitholder because the PE Fund GP may be unable to sell such illiquid securities at an advantageous time or price.

When a private equity interest held by the PE Fund is sold, the discrepancy may be realized between its fair value and its sale price mainly, but not limited to, due to a discount associated with its limited liquidity and similar factors. The NAV per Unit may drop materially due to the discrepancy described above.

Depending on the market size and environment of the relevant investments of the PE Fund, when the PE Fund GP liquidates a private equity interest held by the PE Fund, such liquidation may negatively impact the market prices of such investments, and the PE Fund GP may end up liquidating the investments at less favourable prices than originally expected. This may cause the NAV per Unit to drop.

In addition, where private equity interests held by the PE Fund have unrealised gains, Unitholders submitting repurchase requests may not benefit from those unrealised gains because such unrealised gains may not be reflected in the prevailing NAV per Unit.

On the other hand, where private equity interests held by the PE Fund have unrealised losses, the NAV per Unit may drop materially after the relevant private equity interests are sold, and Unitholders remaining after submission of repurchase requests may suffer from losses in the future from those unrealised losses because such unrealised losses may not have been reflected in the prevailing NAV per Unit at the time of the relevant repurchase.

As at 31 March 2026, if the price of the investment in SPV Notes had increased by 5% with all other variables held constant, there would have been an increase in Net Assets of USD1,150,212 (2025: USD1,318,508). A decrease by 5% with all other variables held constant, would result in an equal but opposite effect on Net Assets to the figure shown above.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Price Risk (continued)

The table below sets out the concentration of investments held by the Series Trust as at 31 March 2026 and 2025:

	2026	2025
	% of Net Assets	% of Net Assets
Investment in SPV Notes - Cayman Islands	109.58%	113.78%
	<u>109.58%</u>	<u>113.78%</u>

The Manager monitors the concentration risk for investment in SPV Notes on counterparties.

The exposure to the SPV exceeded 5% of the equity units at 31 March 2026 and 2025.

	2026	2025
	% of Net Assets	% of Net Assets
VAULT Cayman II Investments 0% 07-Jun-32	109.58%	113.78%
	<u>109.58%</u>	<u>113.78%</u>

The following table summarises the geographical and industry concentration in market price risk of the PE Fund as at 31 March 2026 as a percentage of Net Assets of the PE Fund.

Country	Fair Value USD	% of Net Assets of the PE Fund
United States of America	313,032,211	34.57%
Japan	168,616,912	18.62%
European Union	141,541,598	15.63%
United Kingdom	40,337,471	4.45%
Singapore	3,568,487	0.39%
	<u>667,096,679</u>	<u>73.66%</u>
Software	658,473,123	72.71%
Hardware	5,055,069	0.56%
Other	3,568,487	0.39%
	<u>667,096,679</u>	<u>73.66%</u>

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Price Risk (continued)

The following table summarises the geographical and industry concentration in market price risk of the PE Fund as at 31 March 2025 as a percentage of Net Assets of the PE Fund

Country	Fair Value	% of Net Assets of the PE Fund
United States of America	196,652,941	29.00%
Japan	185,829,117	27.40%
European Union	135,142,656	19.93%
United Kingdom	19,999,932	2.95%
Singapore	3,568,487	0.53%
	541,193,133	79.81%
Industry		
Software	532,260,001	78.49%
Hardware	5,364,645	0.79%
Other	3,568,487	0.53%
	541,193,133	79.81%

Currency Risk

Currency risk represents the potential losses that the Series Trust might suffer due to adverse movements in non-base currency exposures. Since the investment in SPV Notes, at fair value is denominated in the base currency of the Series Trust, the statement of financial position and statement of comprehensive income will not be significantly affected by currency movements and as a result, a sensitivity analysis has not been performed.

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential loss that the Series Trust might suffer due to adverse movements in relevant interest rates.

Interest bearing assets held by the Series Trust are comprised of cash. As a result, the Series Trust is not subject to any significant risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates.

An increase in interest rates of 1% on cash at the statement of financial position date would have increased the total equity by USD12,662 (2025: USD19,331). A decrease in interest rates of 1% would have had an equal but opposite effect.

The above percentage change is based on reasonable estimates of changes in market interest rates.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

The table below summarises the Series Trust's exposure to interest rate risks as at 31 March 2026 and 2025. It includes the Series Trust's assets at fair values, categorised by the earlier of contractual re-pricing or maturity dates:

	Interest bearing USD	Non-interest bearing USD	Total USD
2026			
Assets			
Cash	1,266,161	-	1,266,161
Investment in SPV Notes	-	23,004,233	23,004,233
Receivables	-	3,146	3,146
Total assets	1,266,161	23,007,379	24,273,540
Liabilities			
Payable for Equity Units redeemed	-	3,093,782	3,093,782
Fees payable	-	187,210	187,210
Total liabilities	-	3,280,992	3,280,992
Total interest sensitivity gap	1,266,161		
2025			
Assets			
Cash	1,933,083	-	1,933,083
Investment in SPV Notes	-	26,370,150	26,370,150
Receivables	-	5,958	5,958
Total assets	1,933,083	26,376,108	28,309,191
Liabilities			
Payable for Equity Units redeemed	-	4,917,000	4,917,000
Fees payable	-	215,950	215,950
Total liabilities	-	5,132,950	5,132,950
Total interest sensitivity gap	1,933,083		

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Series Trust may not be able to settle or meet its obligations on time or at a reasonable price.

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Series Trust's investments in illiquid securities may reduce the returns of the Series Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. The Series Trust's investments in private equities are difficult to purchase or sell. The PE Fund in which the Series Trust will be exposed to, will likely be illiquid. The Private Equity Portion will invest in illiquid securities, which may reduce the return and original investment principal of the Series Trust because it may be unable to sell such illiquid securities at an advantageous time or price.

A secondary market has not been established for the SPV Notes in which the Series Trust invests and will not be established in the future. When selling SPV Notes in response to a cancellation, the selling price will be determined based on the valuation of the SPV Notes that is reflected to the valuation of the PE Fund in which the SPV Notes are invested, but supply and demand factors may force a sale at a price that deviates significantly downward. In such a case, the repurchase price of the Series Trust will be adversely affected.

If a repurchase request is received on a Repurchase Notice Day, the Investment Manager will endeavour to sell the Cash Portion (to the extent not already held in cash) to generate repurchase proceeds. If the repurchase requests received exceed the available Cash Portion, the Investment Manager will endeavour to sell the SPV Notes included in the Private Equity Portion to generate repurchase proceeds.

In connection with the forgoing, the Investment Manager is expected to seek quotes for the SPV Notes from several market participants as part of an SPV Note sale. Given the illiquidity of the SPV Notes, there can be no guarantee that the Investment Manager will be able to obtain any such quotes from general market participants.

As a result, Daiwa VC Accelerator L.P. (the "Liquidity Provider") (indirectly on a back-to-back, principal-to-principal basis through the Liquidity Intermediary) has entered into arrangements which are intended to ensure that the Investment Manager can sell up to a certain amount of SPV Notes from on or around the Repurchase Day and at a minimum price that is sufficient to provide the Series Trust with the required repurchase proceeds (the "Liquidity Arrangement").

For such purposes, the Liquidity Provider and the Liquidity Intermediary will enter into a back-to-back, principal-to-principal purchase letter (the "Back-to-Back Purchase Letter") and the Liquidity Intermediary will enter into a principal-to-principal purchase letter (the "Purchase Letter") with the Series Trust and the Investment Manager.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Liquidity Risk (continued)

The table below analyses the Series Trust's financial assets and liabilities by contractual maturity as at 31 March 2026 and 2025:

	Greater than 1 month USD	Less than 1 month USD	Total USD
2026			
Assets			
Cash	-	1,266,161	1,266,161
Investment in SPV Notes	23,004,233	-	23,004,233
Receivables	-	3,146	3,146
Total Assets	23,004,233	1,269,307	24,273,540
Liabilities			
Payable for Equity Units redeemed	-	3,093,782	3,093,782
Fees payable	-	187,210	187,210
Total Liabilities	-	3,280,992	3,280,992
2025			
Assets			
Cash	-	1,933,083	1,933,083
Investment in SPV Notes	26,370,150	-	26,370,150
Receivables	-	5,958	5,958
Total Assets	26,370,150	1,939,041	28,309,191
Liabilities			
Payable for Equity Units redeemed	-	4,917,000	4,917,000
Fees payable	-	215,950	215,950
Total Liabilities	-	5,132,950	5,132,950

Credit Risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Series Trust. The carrying amounts of financial assets best represent the maximum credit risk exposure at 31 March 2026 and 2025.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Credit Risk (continued)

Credit risk is mitigated by undertaking transactions with approved brokers and other reputable financial institutions. The Series Trust's financial assets are also held in custody with established and approved counterparties. All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation. The Series Trust determines concentration risk in relation to exposure to individual counterparties.

The Investment in SPV Notes of the Series Trust is held by the Custodian with cash being held at the Sub-Custodian as banker. All of the cash of the Series Trust are held by the Sub-Custodian at year end. The Sub-Custodian has a Fitch credit rating of A+ (2025: A+). The Custodian is the London branch of Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited which has a Fitch credit rating of A- (2025: A-). Bankruptcy or insolvency of the Custodian may cause the Series Trust's rights, with respect to investments and cash and cash equivalents held by the Custodian, to be delayed or limited. The Manager monitors the risk by monitoring the credit quality, financial position and rating of the Custodian. The Manager has considered the credit rating of these parties and have determined them to be at appropriate levels.

As the SPV Issuer is not expected to have any access to the cash comprising the issuance proceeds following the SPV Issuer becoming a limited partner in the PE Fund. As a result, the SPV Issuer and the holders of the SPV Notes, accordingly, will be exposed to (a) the credit risk of the Escrow Bank and the sums credited thereto (and, upon an insolvency of such bank, all such sums so credited may be lost in full), (b) the risk of loss (and potentially complete loss of their investment) as a result of the actions, omissions, fraud, negligence, willful default or similar of the Escrow Bank, the PE Fund, the administrator of the PE Fund and/or any party purporting to act on behalf of any of them in connection with the operation of such Escrow Account and (c) the risk of loss (and potentially complete loss of their investment) as a result of the performance of any investments made by, or on behalf of, the PE Fund as contemplated in the PE Fund LPA by application of such cash representing the SPV Issuer's capital contributions credited to such Escrow Account.

Amounts arising from ECL

Impairment on cash and receivables has been measured on a 12-month expected loss basis and reflects the short maturities of the exposures. The Series Trust considers that these exposures have low credit risk based on the external credit ratings of the counterparties.

The Series Trust monitors changes in credit risk on these exposures by tracking published external credit ratings of the counterparties. To determine whether published ratings remain up to date and to assess whether there has been a significant increase in credit risk at the reporting date that has not been reflected in the published ratings, the Series Trust supplements this by reviewing changes in bond yields, where available, together with available press and regulatory information about counterparties.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

8. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

Credit Risk (continued)

Amounts arising from ECL (continued)

12-month and lifetime probabilities of default are based on historical data supplied by BBH & Co. for each credit rating and are recalibrated based on current CDS prices. Loss given default parameters generally reflect an assumed recovery rate of 50%. However, if the asset were credit-impaired, then the estimate of loss would be based on a specific assessment of expected cash shortfalls and on the original effective interest rate.

As at 31 March 2026 and 2025, the Series Trust held the following financial assets measured at amortised cost: cash and receivables; of which only receivable is under the scope of ECL model. As all the receivable have been settled within 1 month after the financial year end, the probability of default is considered as close to zero. As a result, no loss allowance has been recognised based on 12-month expected credit loss model as any such impairment would be wholly insignificant to the Series Trust.

9. CASH

	2026 USD	2025 USD
Cash	1,266,161	1,933,083
	<u>1,266,161</u>	<u>1,933,083</u>

As of 31 March 2026 and 2025, there are no cash equivalents held.

10. NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE UNITHOLDER OF EQUITY UNITS

The Series Trust has one class of units: USD Units.

USD Units	2026	2025
Number of units outstanding as at start of year	235,000	285,000
Number of units redeemed	<u>(30,000)</u>	<u>(50,000)</u>
Number of units outstanding as at end of year	<u>205,000</u>	<u>235,000</u>

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

10. NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE UNITHOLDER OF EQUITY UNITS (continued)

Units were offered to investors during the initial offer period at the Issue Price and were issued on the initial closing date. The minimum subscription amount is 10,000 Units in 5,000 Units increments. There will be no subscription fee payable. Units will not be available for subscription by investors after the initial closing date.

Under the terms of the Master Trust Deed, Unitholders will be the only persons recognised by the Trustee as having any right, title or interest in or to Units registered in their name and the Trustee will only recognise such Unitholders as absolute owner of the Units and will not be bound by any notice to the contrary. The Trustee will not be bound to take notice of or to see to the execution of any trust or, save as provided under the Master Trust Deed or save as by some court of competent jurisdiction orders, to recognise any trust or equity or other interest affecting the title to any Units.

Following receipt of confirmation that an investor account is open and the delivery of the Subscription Form to the Administrator, the subscription monies must be remitted in full by telegraphic transfer from an account in the name of the applicant for the account of the Series Trust for a cash settlement date on or before the initial closing date. Payment must be made in USD.

Applicants should note that subscription forms received by the Administrator prior to receipt of confirmation that the applicant's investor account has been opened by the Administrator will not be processed. In such circumstances the applicant will be required to complete and submit a new subscription form upon the applicant's receipt of confirmation that their investor account has been opened by the Administrator. Any subscription monies received into the collection account of the series trust prior to confirmation that an investor account has been opened will be rejected and the applicant may be subject to additional bank charges at the qualified institutional applicant's expense.

Investors may make a repurchase request to the Administrator on the immediately preceding repurchase notice day in respect of Units for which subscription proceeds have been received by the Administrator. In order to make a repurchase request, a Unitholder must submit a completed repurchase notice in such form as the Manager may approve from time to time (the "Repurchase Notice") to the Administrator by facsimile, electronic mail (in the form of a signed PDF file) or other electronic means as agreed in advance with the Administrator specifying the number of Units to be repurchased by no later than the repurchase notice deadline.

The Repurchase Notice once served is irrevocable, unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise.

The repurchase price per unit will be calculated as the NAV per Unit as at the relevant repurchase day (or if that repurchase day is not also a valuation day then on the immediately preceding valuation day) (plus or minus (at the discretion of the Trustee, in consultation with the Manager) adjustments for differences between the announced value of those investments of the Series Trust as at the relevant valuation day that are being realised to fund the relevant repurchase and their subsequent realised value) (the "Repurchase Price").

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

10. NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE UNITHOLDER OF EQUITY UNITS (continued)

The minimum number of Units that may be the subject of a repurchase request by a Unitholder on any repurchase day is 1 Unit and thereafter in 1 Unit increments, unless the Manager determines otherwise.

11. FEES AND EXPENSES

The Series Trust's fees payable as at 31 March 2026 and 2025 are as follows:

	2026 USD	2025 USD
Distribution fees	58,276	64,880
Manager Support Service Provider	14,569	16,220
Investment Manager fees	10,927	12,165
Fee Agent fees	10,927	12,165
Agent Member Company fees	728	811
Administration fees	10,099	10,677
Custody fees	9,520	9,140
Audit fees	23,500	23,500
Other fees and expenses	48,664	66,392
	<u>187,210</u>	<u>215,950</u>

Distribution Fees

The Distributor receives out of the Series Trust, a fee on a quarterly basis at the rate of 0.8% per annum of the NAV, calculated on each valuation day.

Manager Support Service Provider Fees

The Manager Support Service Provider receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of up to 0.20% per annum of the NAV.

Investment Manager Fees

The Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of up to 0.15% per annum of the NAV.

Fee Agent Fees

The Fee Agent receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of 0.15% per annum of the NAV, calculated on each valuation day.

The Fee Agent is responsible for payment of the Trustee and Manager fees. The Fee Agent will also cover all costs and expenses pertaining to the Trustee and Manager fees including sundry expenses.

The Trustee receives a fixed annual fee of USD10,000 per annum payable annually in advance out of the Fee Agent Fees. The Trustee is also entitled to be reimbursed out of the Fee Agent Fees for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

11. FEES AND EXPENSES (continued)

Fee Agent Fees (continued)

The Manager receives out of the Fee Agent Fees a management fee of USD5,000 per annum payable quarterly in arrears.

Agent Member Company Fees

The Agent Member Company receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of up to 0.01% per annum of the NAV.

Administration Fees

The Administrator receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of 0.07% per annum of the NAV, calculated on each valuation day.

The Administrator also receives an upfront fee of USD3,750 which is amortised as part of the set-up costs of the Series Trust. The Administrator is also entitled to a fee of USD5,000 per annum for the preparation of the annual financial statements and USD1,000 per annum for the preparation of annual CIMA filing reports.

In addition, the Trustee pays, out of the assets of the Series Trust, the Administrator's reasonable out-of-pocket expenses.

Custody Fees

The Custodian receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of 0.025% per annum of the NAV, calculated on each valuation day (subject to a minimum monthly fee of USD1,500).

The Custodian also receives out of the assets of the Series Trust, any other fees agreed between the relevant parties and is reimbursed out of the assets of the Series Trust for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

SPV Notes and PE Fund Fees

Investors in the Series Trust will indirectly bear certain fees and expenses payable in respect of the SPV Notes and the PE Fund.

12. NET GAIN ON INVESTMENTS

	2026 USD	2025 USD
Net gain on investments consists of the following;		
Realised gain / (loss) on financial assets at FVTPL	99,689	(3,979)
Movement in unrealised gain on financial assets at FVTPL	1,134,083	421,167
Net gain on investments	1,233,772	417,188

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

13. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Manager, Investment Manager, Manager Support Service Provider, Distributor, Fee Agent, SPV Issuer, PE Fund, Agent Member Company, Administrator, Liquidity Intermediary and Custodian are deemed to be related parties of the Series Trust.

The Trustee is a related party by virtue of its power to create the Series Trust under the Deed of Establishment.

The Manager is a related party by virtue of its power to issue units under the Deed of Establishment and by virtue of common ownership by the ultimate parent company, UBS AG.

The Investment Manager is a related parties by virtue of their power to make investment decisions.

The Fee Agent is a related party by virtue of its ability to exercise significant influence as it provides calculation agency services to the Series Trust. The Fee Agent information is detailed in Note 11.

The Manager Support Service Provider, Distributor, Agent Member Company, Administrator, Liquidity Intermediary and Custodian are related parties by virtue of their affiliation with the Investment Manager.

There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income and discussed in Note 11. Amounts charged by and payable to related parties as at 31 March 2026 and 2025 are disclosed in Note 11.

14. DISTRIBUTIONS

The Series Trust may generate a certain amount of income annually. The current distribution policy of the Series Trust is to declare on each Distribution Declaration Day and pay to Unitholders an annual distribution (an “Annual Distribution”) in respect of each Distribution Date.

In principle, the amount of distribution to be paid in respect of each Distribution Date shall be determined by the Manager in its sole discretion taking into account

- (i) realised income and capital gains in the Private Equity Portion (whose value shall be reduced by the Realised Amount);
- (ii) interest accrued, distributions and dividend received from the Cash Portion; and
- (iii) interest accrued on the dividend or distribution amounts received from (i) and (ii) above, until paid out on the corresponding Distribution Date (paragraphs (i) and (iii) hereafter referred to as the “Generated Income”)

Notes to the financial statements

31 March 2026

(Continued)

14. DISTRIBUTIONS (continued)

The Manager also takes into account the NAV per Unit for determining the amount of distribution.

Further, it is also important for investors to note that the Manager may, in circumstances where it deems appropriate, elect that an Annual Distribution is not payable for a relevant year. Circumstances where the Manager may make such an election, include but are not limited to where it determines in its sole discretion that application of the Series Trust's investment objectives and policies have generated a negative performance over the previous annual period or have underperformed to the extent that the Manager deems it appropriate to make such an election.

There is no guarantee that any such distributions will be paid and, to the extent that such distribution is paid, there is no guarantee that any future distributions will be paid or if paid, will be paid in such amounts.

Any Annual Distribution declared will be paid (net of any taxes payable in respect of such distribution) on the corresponding Distribution Date. Distributions will be made to the person in whose name are registered on the register of Unitholders on the relevant Distribution Record Day. Such distributions will be rounded naturally to two decimal places with 0.005 being rounded up.

There were no distributions paid during the years ended 31 March 2026 or 2025. There were no distributions payable at either year end 31 March 2026 or 2025.

15. SUBSEQUENT EVENTS

Subsequent to 31 March 2026, there were no subscriptions into or redemptions from the Series Trust.

As of 30 July 2026, there were no other events subsequent to the year end, which require disclosure in the financial statements.

（２）【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照下さい。

（３）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの財務諸表に対する「注記７ 金融商品の公正価値」および「注記８ 金融商品とそのリスク」をご参照下さい。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年7月末日現在)

	米ドル（IVを除く）	円（IVを除く）
I. 資産総額	20,935,199	3,364,705,125
II. 債務総額	133,128	21,396,297
III. 純資産総額（I-II）	20,802,071	3,343,308,829
IV. 発行済口数	205,000口	
V. 基準価額（III/IV）	101.47	16,309

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次のとおりです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービスーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ハーコート通り、ハーコートセンター、ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

（ロ）受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または（場合により）ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは基準価額の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産総額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、ファンドが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」（ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語）ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、ファンドの（当該法で定義された）「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外があります。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）による受益証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2026年7月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル（約11,813万円）です。

過去5年間に於いて、主な資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下（代理取締役は除きます。）で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役（または代理取締役）が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年7月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	18	2,570,814,986 米ドル
			9,609,816 ユーロ
			55,405,738 豪ドル
			37,576,717,398 円
			4,321,941,212 トルコリラ
	私募	7	98,031,017,575 円
	その他	8	47,023,674,518 円

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日までおよび2025年1月1日から2025年12月31日まで）の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング（安永會計師事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益およびその他の包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	160,000	25,715	170,000	27,322
その他の収入	4	28,950	4,653	62,322	10,016
		<u>188,950</u>	<u>30,368</u>	<u>232,322</u>	<u>37,339</u>
費用					
監査報酬		6,489	1,043	4,340	698
取締役報酬	9(c)	107,606	17,294	107,053	17,206
その他費用		2,457	395	5,015	806
費用合計		<u>116,552</u>	<u>18,732</u>	<u>116,408</u>	<u>18,709</u>
税引前利益		72,398	11,636	115,914	18,630
税金	5	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期利益および					
当期包括利益合計		72,398	11,636	115,914	18,630

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2025年12月31日

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	160,000	25,715	170,000	27,322
同系列子会社に対する債権	9(a)	-	-	864	139
現金および現金同等物	6	2,153,157	346,055	1,955,991	314,367
資産合計		2,313,157	371,771	2,126,855	341,828
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	-	-	23,303	3,745
同系列子会社に対する債務	9(b)	137,218	22,054	-	-
未払金		4,328	696	4,339	697
負債合計		141,546	22,749	27,642	4,443
純資産		2,171,611	349,021	2,099,213	337,386
株主資本					
資本金	8	735,000	118,129	735,000	118,129
利益剰余金		1,436,611	230,892	1,364,213	219,256
株主資本合計		2,171,611	349,021	2,099,213	337,386

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1日現在	735,000	118,129	1,248,299	200,627	1,983,299	318,756
当期利益および当期包括利益合計	-	-	115,914	18,630	115,914	18,630
2024年12月31日および 2025年1月1日現在	735,000	118,129	1,364,213	219,256	2,099,213	337,386
当期利益および当期包括利益合計	-	-	72,398	11,636	72,398	11,636
2025年12月31日現在	735,000	118,129	1,436,611	230,892	2,171,611	349,021

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		72,398	11,636	115,914	18,630
調整：					
受取利息	4	(28,760)	(4,622)	(62,436)	(10,035)
		43,638	7,013	53,478	8,595
運用手数料未収入金の減少		10,000	1,607	15,000	2,411
直接持株会社に対する債務の（減少）／増加		(23,303)	(3,745)	6,551	1,053
同系列子会社に対する債務の増加		137,218	22,054	-	-
同系列子会社に対する債権の減少		864	139	-	-
未払取締役報酬の減少		-	-	(428,396)	(68,852)
未払金の減少		(11)	(2)	(2,097)	(337)
営業活動より生じた／（に使用した）現金		168,406	27,066	(355,464)	(57,130)
受取利息	4	28,760	4,622	62,436	10,035
営業活動による／使用した正味キャッシュ・フロー		197,166	31,689	(293,028)	(47,095)
現金および現金同等物の純増（減）額		197,166	31,689	(293,028)	(47,095)
期首における現金および現金同等物		1,955,991	314,367	2,249,019	361,462
期末における現金および現金同等物		2,153,157	346,055	1,955,991	314,367
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	2,153,157	346,055	1,955,991	314,367

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

1. 会社情報

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）は、ケイマン諸島 会社法 Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱 309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド（Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

会社の最終持株会社は、スイスで設立されたUBS グループAGである。2025年7月14日より前に、取締役会はクレディ・スイス（香港）リミテッドを直接持株会社としての機能を担うものと考えていた。2025年7月14日、会社の直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全株式を、会社の中間持株会社であるUBS AGに売却および譲渡することに関して、株式譲渡契約を締結した。2025年7月14日付で、取締役会はUBS AGを会社の直接持株会社とみなした。

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS 会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

これらの財務諸表は米ドル（「USD」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

2.2 会計方針の変更と開示事項

会社は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から発効する特定の会計基準および改訂を（特段の定めがない限り）初めて適用した。会社は、公表されているが、未だ発効していない他の基準、解釈指針または改訂を早期適用していない。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.2 会計方針の変更と開示事項（続き）

I A S 第21号の改訂：交換可能性の欠如

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる「交換可能性の欠如（I A S 第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂）」では、事業体はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかを規定している。また本改訂では、他の通貨に交換可能でないことが会社の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はない。

2.3 公表されているが、未だ発効していない I F R S 会計基準

2025年12月31日を末日とする会計年度に関して公表されているが、未だ発効していない新規および改訂された I F R S 会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用していない。新規および改訂 I F R S 会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S BはI A S 第1号財務諸表の提示に置き換わる I F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

また本基準では、経営陣が定める新たに定義された業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、さらに基本財務諸表（P F S）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集約および分解に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、限定的範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、この新たな要件を分析するとともに、I F R S 第18号が会社の財務諸表の表示および開示に与える影響を評価している。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.3 公表されているが、未だ発効していない I F R S 会計基準（続き）

I F R S 第 9 号および I F R S 第 7 号の改訂：金融商品の分類および測定

2024年5月、I A S Bは「I F R S 第 9 号及び I F R S 第 7 号の改訂：金融商品の分類および測定の改訂」（本改訂）を公表した。本改訂には以下が含まれる：

- ・金融負債は「決済日」に認識が中止されることの明確化、および（特定の条件を満たす場合に）電子決済システムを用いて決済された金融負債を決済日前に認識を中止する会計方針の選択の導入
- ・環境・社会・ガバナンス（E S G）および同様の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス
- ・「ノンリコースの特性」、および契約上リンクしている金融商品の特徴の明確化
- ・偶発的要素を有する金融商品に関する開示の導入、およびその他の包括利益（O C I）を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する追加的な開示要件

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。ただし、金融資産の分類および関連する開示に限り、早期適用が認められる。会社は、本改訂の適用による会社の財務諸表への重要な影響は予想していない。

I F R S 会計基準の年次改善 - 第11集

2024年7月、I A S BはI F R S 会計基準の定期的な維持管理の一環として、9つの限定的な範囲での改訂を公表した。本改訂には、I F R S 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」、I F R S 第 7 号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンス、I F R S 第 9 号「金融商品」、I F R S 第10号「連結財務諸表」、I A S 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の明確化、簡素化、および基準間での一貫性を高めるための修正または変更が含まれる。

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
- i) 会社を支配している、または共同支配している。
 - ii) 会社に重要な影響を与える。
 - iii) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

または

- b) 当該当事者は、以下の条件のいずれかに該当する事業体をいう。
- i) 事業体と会社が同一グループのメンバーである。
 - ii) 一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
 - iii) 事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
 - iv) 一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
 - v) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 - vi) 当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 - vii) (a)(i)に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
 - viii) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが小さく短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

金融商品：

（i）分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「SPPI」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「FVPL」）

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（SPPI）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

金融負債

F V P Lで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にF V P Lにより測定すると指定された場合は、金融負債はF V P Lにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P Lで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

金融商品：

(ii) 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買（通常取引）は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

(iii) 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債（純損益を通じて公正価値で測定するものを除く）は、公正価値に、取得または発行に直接起因する増分コストを加算した金額で当初測定を行う。

(iv) 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される。

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品について認識が中止されたとき、または減損が生じたとき、ならびに償却プロセスを通じて、その損益が純損益として認識される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

実効金利法（「E I R」）は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格（純額）へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失（「E C L」）は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

（v）認識の中止

以下の場合、金融資産（または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部）の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは（a）会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または（b）会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、I F R S 第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失（「E C L」）アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間E C Lに基づいた損失評価引当金を認識している。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の実践的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできない場合がある。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値／売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ（実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用）およびインカムアプローチ（入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル）などがある。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）。

レベル2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する（全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく）。

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

4. 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益およびその他の収入は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	28,760	62,436
純為替差損益	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6. 現金および現金同等物

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
銀行預金	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
運用手数料未収入金	160,000	170,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収入金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
発行済全額払込済株式： 735,000株（2024年：735,000株）普通株式 1株につき1米ドル（2024年：1米ドル）	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する／に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
同系列子会社に対する債権	(a)	-	864
同系列子会社／直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) 同系列子会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 注記1に記載のとおり、2025年7月14日付で、直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全持分を、会社の中間持株会社であるUBS AGに譲渡する株式譲渡契約を締結した。同日付での取引完了に伴い、クレディ・スイス（香港）リミテッドは直接持株会社ではなくなり、取締役会は同社を会社の同系列子会社とみなしている。当該残高は、クレディ・スイス（香港）リミテッドが会社に代わって負担し支払った費用を表わしている。この未払金は、無担保かつ無利息で要求払い債務である。

関連当事者との取引

2025年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

最大エクスポージャーおよび期末のステージ分類

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、会社の与信方針（過大なコストや労力をかけずに入手可能な他の情報がある場合を除き、主に過去の情報に基づいている）に基づく信用度および信用リスクに対する最大エクスポージャー、ならびに期末のステージ分類を示している。記載されている金額は、金融資産については総額での帳簿価額であり、金融保証契約については信用リスクへのエクスポージャーである。

2025年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	-	-	-	160,000	160,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	2,153,157	-	-	-	2,153,157
合計	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

2024年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
同系列子会社に対する債権	864	-	-	-	864
運用手数料未収入金	-	-	-	170,000	170,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	1,955,991	-	-	-	1,955,991
合計	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

（c）流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方にに基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12 カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2025年12月31日					
金融負債					
同系列子会社に対する債務	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12 カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理報酬としてそれぞれ5,000米ドル（2024年：5,000米ドル）を受け取っているが、2025年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）

米国リート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）*

プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）

日本エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）

ブラジル株式αファンド（適格機関投資家限定）

ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）

ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）

AMPオーストラリアREITファンド（適格機関投資家限定）*

J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド（適格機関投資家限定）*

ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド
（適格機関投資家限定）*

ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）*

新生ワールドラップ・ステイブル・タイプ（適格機関投資家限定）

米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定）

米国・地方公共事業債ファンド

グローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）

マイスターズ・コレクション

PIMCO 短期インカム戦略ファンド

ピムコ ショート・ターム ストラテジー

ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド（適格機関投資家限定）

外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド

SBIーピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

豪ドル建て短期債券ファンド*

インサイト・アルファ

USダイナミック・グロース

プレミアム・キャリー戦略ファンド

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ（続き）

BSMDグローバル・アドバンテージ
ダイワ・W i L 3号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
東海東京スビーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド
LGTグローバル・プライベート・クレジット・ファンド
KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド
UBSトリプルインカム欧州銀行株式 ストラテジーファンド#
UBS欧州不動産関連株ストラテジー・ファンド#
UBS米国銀行株式ストラテジー・ファンド#
UBSテキサス州株式ストラテジー・ファンド#
UBS米国債ファンド#
コロンビアUSコントラリアン・ファンド#
UBSオーストラリア リート ストラテジー・ファンド#
UBSストラテジー・ファンド#

* 当該ファンドは2025年に終了。

当該ファンドへの拠出は2025年に行われ、同年において管理報酬は発生していない。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2026年5月22日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
REVENUE			
Management fee income	4	160,000	170,000
Other incomes	4	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>
		<u>188,950</u>	<u>232,322</u>
EXPENSES			
Audit fee		6,489	4,340
Directors' fee	9(c)	107,606	107,053
Other expenses		<u>2,457</u>	<u>5,015</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,552</u>	<u>116,408</u>
PROFIT BEFORE TAX		72,398	115,914
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>72,398</u>	<u>115,914</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
ASSETS			
Management fee receivables	7	160,000	170,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	-	864
Cash and cash equivalents	6	2,153,157	1,955,991
Total assets		<u>2,313,157</u>	<u>2,126,855</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	-	23,303
Amount due to a fellow subsidiary	9(b)	137,218	-
Accruals		4,328	4,339
Total liabilities		<u>141,546</u>	<u>27,642</u>
NET ASSETS		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,436,611</u>	<u>1,364,213</u>
Total equity		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2025

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024 and 1 January 2025	735,000	1,364,213	2,099,213
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>72,398</u>	<u>72,398</u>
At 31 December 2025	<u>735,000</u>	<u>1,436,611</u>	<u>2,171,611</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		72,398	115,914
Adjustments for:			
Interest income	4	<u>(28,760)</u>	<u>(62,436)</u>
		43,638	53,478
Decrease in management fee receivables		10,000	15,000
(Decrease)/increase in amount due to an immediate holding company		(23,303)	6,551
Increase in amount due to a fellow subsidiary		137,218	-
Decrease in amount due from a fellow subsidiary		864	-
Decrease in directors' fee payable		-	(428,396)
Decrease in accruals		<u>(11)</u>	<u>(2,097)</u>
Cash generated from/(used in) operating activities		168,406	(355,464)
Interest income received	4	<u>28,760</u>	<u>62,436</u>
Net cash flows from/(used in) operating activities		<u>197,166</u>	<u>(293,028)</u>
NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS			
		197,166	(293,028)
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

The ultimate holding company of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. Prior to 14 July 2025, the directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company. On 14 July 2025, the Company's immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to sell and transfer its entire shareholding in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Effective from 14 July 2025, the directors regarded UBS AG as the Company's immediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company applied for the first-time certain standards and amendments, which are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 (unless otherwise stated). The Company has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

Amendments to IAS 21: Lack of exchangeability

For annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025, Lack of Exchangeability – Amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* specifies how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the Company's financial performance, financial position and cash flows. The amendments did not have a material impact on the Company's financial statements.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and amended IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2025 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 Presentation and Disclosure in Financial Statements

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

The standard also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently analyzing the new requirement and assessing the impact of IFRS 18 on the presentation and disclosure of the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Amendments to IFRS 9 and IFRS 7: Classification and Measurement of Financial Instruments

In May 2024, the IASB issued *Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments* (the Amendments). The Amendments include:

- A clarification that a financial liability is derecognised on the 'settlement date' and the introduction of an accounting policy choice (if specific conditions are met) to derecognise financial liabilities settled using an electronic payment system before the settlement date
- Additional guidance on how the contractual cash flows for financial assets with environmental, social and corporate governance (ESG) and similar features should be assessed
- Clarifications on what constitute 'non-recourse features' and what are the characteristics of contractually linked instruments
- The introduction of disclosures for financial instruments with contingent features and additional disclosure requirements for equity instruments classified at fair value through other comprehensive income (OCI)

The Amendments are effective for annual periods starting on or after 1 January 2026 with early adoption permitted for classification of financial assets and related disclosures only. The Company does not anticipate that the amendments will have a material effect on the Company's financial statements.

Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11

In July 2024, the IASB issued nine narrow scope amendments as part of its periodic maintenance of IFRS accounting standards. The amendments include clarifications, simplifications, corrections or changes to improve consistency in IFRS 1 First-time Adoption of International Financial Reporting Standards, IFRS 7 Financial instruments: Disclosure and its accompanying Guidance on implementing IFRS 7, IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 10 Consolidated Financial Statements and IAS 7 Statements of Cash Flows.

The amendments will be effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026. Earlier application is permitted and must be disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person:
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following conditions applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments

(i) **Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments

(ii) Recognition

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) Initial measurement

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition

Revenue from contracts with clients

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income

Interest income

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

4. REVENUE AND OTHER INCOME

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2025 USD	2024 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	28,760	62,436
Foreign exchange differences, net	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2025 USD	2024 USD
Cash at bank	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2025 USD	2024 USD
Management fee receivables	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

8. SHARE CAPITAL

	2025 USD	2024 USD
Issued and fully paid:		
735,000 (2024: 735,000) ordinary shares of USD1 (2024: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	-	864
Amount due to a fellow subsidiary/an immediate holding company	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) As disclosed in Note 1, on 14 July 2025, the immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to dispose of its entire equity interest in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Upon completion of the transaction on the same date, Credit Suisse (Hong Kong) Limited ceased to be the immediate holding company and has been regarded by the directors as the Company's fellow subsidiary. The balance represents expenses incurred and paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, non-interest bearing, and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2025, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollar is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2025 and 2024, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements. The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

Maximum exposure and year-end staging

The tables below show the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the Company's credit policy, which is mainly based on past due information unless other information is available without undue cost or effort, and year-end staging classification as at 31 December 2025 and 2024. The amounts presented are gross carrying amounts for financial assets and the exposure to credit risk for the financial guarantee contracts.

31 December 2025

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Management fee receivables	-	-	-	160,000	160,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	2,153,157	-	-	-	2,153,157
Total	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

31 December 2024

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Amount due from a fellow subsidiary	864	-	-	-	864
Management fee receivables	-	-	-	170,000	170,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	1,955,991	-	-	-	1,955,991
Total	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2025					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to a fellow subsidiary	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to an immediate holding company	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2024: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2025.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US Municipal Bond Fund
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Meister's Collection
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund
 PIMCO Short Term Strategy
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
 AUD Short Term Bond Fund*
 Insight Alpha
 US Dynamic Growth
 Premium Carry Strategy Fund
 BSMD Global Advantage
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund
 Japan Equity Premium Strategy Fund
 Global Select Carry Strategy Fund
 Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund
 LGT Global Private Credit Fund
 KKR Private Markets Equity Fund
 UBS Triple Income European Bank Equity Strategy Fund#
 UBS European Retail Estate Strategy Fund#
 UBS US Bank Equity Strategy Fund#
 UBS State of Texas Equity Strategy Fund#
 UBS US Treasuries Fund#
 Columbia US Contrarian Fund#

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

UBS Australia REIT Strategy Fund#
UBS Strategy Fund#

* The funds were terminated during 2025.

The funds were entered during 2025, no management fee was charged for 2025.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently intend to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 22 May 2026.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下、「利害関係者」といいます。）は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動（以下、「利益相反」といいます。）に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および／または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社（適切な場合）は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

（１）定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

（３）出資の状況

該当事項ありません。

（４）訴訟およびその他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（Eliaan Trustee (Cayman) Limited）（「受託会社」）

（イ）資本金の額

2026年7月末日現在の額は、100米ドル（約16,072円）です。

（ロ）事業の内容

エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービシーズ（ケイマン）リミテッド（旧名称：エリアン・フィデューシャリー・サービシーズ（ケイマン）リミテッド）（以下、「ICSC L」といいます。）の完全子会社です。ICSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSC Lは、2022年11月にコーポレート・サービス・カンパニー（CSC）に買収され、非公開会社となっています。

（2）エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（SMT Fund Services (Ireland) Limited）（「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

2026年7月末日現在の額は、62,992,338ユーロ（約116億6,114万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.12円）によります。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（ロ）事業の内容

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドは、1995年にアイルランドで設立され、その最終親会社は、東京証券取引所に普通株式が上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドは、多くの法域で設立された集団投資スキームに対してもサービスを提供しています。

（3）三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)）（「保管会社」）

（イ）資本金の額

2026年7月末日現在の額は、3,420億円です。

（ロ）事業の内容

保管会社は、日本法に基づき信託および銀行事業を行う認可を受けた日本の銀行です。その最終持株会社は、東京証券取引所に上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングスです。保管会社は、英国内で保管業務を行う目的で、英国金融行動監視機構により認可を受けています。

（4）UBS証券株式会社（「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2025年12月末日現在の額は、449億円です。

（ロ）事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、の基準価額の公表ならびに日本法および／またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

（５）大和証券株式会社（「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2026年7月末日現在の額は、1,000億円です。

（ロ）事業の内容

大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の完全子会社です。大和証券株式会社は1999年4月26日に、大和証券グループ本社から日本の国内小売部門の経営を引き継ぎ、営業を開始しました。同社は、日本国内で証券業務を行っています。

（６）ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（UBS AG, London Branch）（「報酬代行会社」）

（イ）資本金の額

2025年12月末日現在 386百万米ドル（約620億4000万円）です。

（ロ）事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスビーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行（1862年設立）とスイス銀行コーポレイション（1872年設立）が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社（Aktiengesellschaft）として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」といいます。）に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門（グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク）およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグ

グループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国プルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびプルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

（７）ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（Daiwa Asset Management (Europe) Ltd）（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

2026年7月末日現在の額は、500,000英ポンド（約10,817万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝216.33円）によります。以下、別段の記載がない限り、英ポンドの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（ロ）事業の内容

投資運用会社は1987年に、イングランドおよびウェールズの法律に従って設立され、指定された投資業務を行うことについて、英国の金融行為監督機構の認可および規制を受けています。投資運用会社は、管理会社代行サービス会社の子会社です。

（８）大和アセットマネジメント株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

（イ）資本金の額

2026年7月末日現在の額は、414億2,454万円

（ロ）事業の内容

管理会社代行サービス会社は、1959年から営業しており、現在、公募株式投信の運用資産を資金源とする日本最大規模の資産運用会社です。管理会社代行サービス会社は、様々な資産クラスを運用しており、日本の株式および世界各国の国債等の運用について実績を有しています。

２【関係業務の概要】

（１）エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（Elia Trustee (Cayman) Limited）

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

（２）エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（SMT Fund Services (Ireland) Limited）

登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務を提供します。

（３）三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)）

保管業務を提供します。

（４）UBS証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

（５）大和証券株式会社

ファンドの受益証券の販売・買戻しの取次業務を行います。

（６）ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（UBS AG, London Branch）

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

（７）ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（Daiwa Asset Management (Europe) Ltd）

投資運用契約に基づき、資産運用業務を行います。

（８）大和アセットマネジメント株式会社

管理会社代行サービス契約に基づき、管理会社代行サービス業務を行います。

３【資本関係】

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（管理会社）、UBS証券株式会社（代行協会員）およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（報酬代行会社）は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（その後の改正を含む。）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（その後の改正を含む。）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
 - （a）1993年7月に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
 - （b）2020年2月に施行されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。）は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合（または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合）を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、（2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される）クローズド・エンド型ファンドおよび（2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される）限定投資家ファンド（以下に定義される）が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（その後の改正を含む。）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発

行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- （a）投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと
- （b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

- （a）投資信託の受託者は銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法（その後の改正を含む。）に基づき免許を付与された者
- （b）ケイマン諸島の建設社会法（その後の改正を含む。）またはケイマン諸島の友好社会法（その後の改正を含む。）に基づき登録された者
- （c）非ファンド・アレンジメント（プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント）を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィードラー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィードラー・ファンド」という。）のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィードラー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者（一つ以上の規制フィードラー・ファンドを含む。）に対して（直接的または仲介業者を通して間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう規定する。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役（場合によっては、マネージャーまたは役員）の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要がない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条（3）に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条（3）に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならず、当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができない（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する。）。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条（3）に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドルと同等の額）の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項（当該要項はCIMAに提出しなければならない。）に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項（または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式

を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を公表することがある。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含む。）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式（または適用される条件）によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。

- 4.4 2006年12月27日に発効したケイマン諸島の2006年投資信託（年次申告書）規則（その後の改正を含む。）に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。

- 5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役（場合によっては、マネージャーまたは役員）の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも

2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、（数の制限なく）複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託のすべてをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
- （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。
- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- （d）詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。
- （e）ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

- （i）ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

- （ii）当該免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法（その後の改正を含む。）（以下「BOT法」という。）において定義される「企業サービスプロバイダー」でもある場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、（管理する投資信託の数によって）24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、（管理する投資信託の数によって）36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（その後の改正を含む。）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる。）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
 - (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち会社が支払能力を維持すること）を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含む。）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロス・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたもので

ある。) 当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法（その後の改正を含む。）の下の、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、ケイマン諸島の税務情報庁法（その後の改正を含む。）に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはその他の媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
 - (v) リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を（ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- （a）ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- （b）有限責任会社は（免除会社と同様に）独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- （c）有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ／プラン・ビークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド（代替投資ビークルを含む。）に関連してますます活用されている。
- （d）とりわけ、オンショア・オフショアのファンド構造においてオンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるビークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。ケイマン諸島の契約法（第三者の権利法）（その後の改正を含む。）によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- （e）有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示することができる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

(c) 第7.15 (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9 (d) 項または第7.9 (e) 項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

(a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。

(b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

(c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。

(d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

(e) また、CIMAは、第7.9 (d) 項または第7.9 (e) 項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9 (a) 項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17 (c) 項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるのにかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
 - (c) BOT法に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、BOT法に違反した場合。
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
 - (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
 - (h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
 - (d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10（e）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94条（4）によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう
に命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理
者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうと
することをやめてしまっていると認めた場合。
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIM
Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散された
ものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合（たとえば、投資信託の受託者である場合）、銀行・信託会
社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュア
ル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行
- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の
写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- （a）規制投資信託
 - （b）免許投資信託管理者
 - （c）規制投資信託であった者
 - （d）免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項ないし9.1（d）項に規定する者またはそれら
の債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- （a）第9.1（a）項ないし9.1（d）項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
 - （b）和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - （c）かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、
ミューチュアル・ファンド法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行わ
れているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIM
Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下の事項を授權
する令状を発行することができる。
- （a）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - （b）それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - （c）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索
をすること。
 - （d）ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあ
るか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持する
こと。
 - （e）ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあ
るか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しを
とること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き
渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事項。
- (c) 投資信託管理者に関する事項。

ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法（その後の改正を含む。）、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（その後の改正を含む。）（以下「犯罪収益法」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（その後の改正を含む。）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合。
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
- (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
- (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合（ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。）。
- (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法（その後の改正を含む。）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類も投資信託（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的には、当該契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（その後の改正を含む。）第257条

会社の役員（またはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（その後の改正を含む。）第247条、第248条

（a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

（b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

（c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第7.17（d）項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改正を含む。）

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改正を含む。）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）に基づき免許を取得している受託会社、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- （a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- （i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - （ii）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - （iii）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - （iv）本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - （v）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。

- (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5（2）（a）条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域（以下「同等の法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。

い。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（その後の改正を含む。）の別表2第3項に規定される活動を含む。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
 - (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定どおりにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
 - (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
 - (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または本規則第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）および第4条（6）に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(x x ii)、(x x iii)および(x x iv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - (x i) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - (x ii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - (x iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - (x iv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。

- (x v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を
含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (x vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社お
よびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額
および報酬の計算に関する情報。
- (x vii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反
に関する説明。
- (x viii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機
関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もし
くは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (x ix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計
原則。
- (x x i) 以下の記述。
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォー
マンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免
許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論
見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (x x ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所も
しくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (x x iii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社
の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (x x iv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の
住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規
定。

第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては、下記の書類が関東財務局に提出されています。

2025年9月30日	有価証券報告書（第3期）
2025年12月26日	半期報告書（第4期中）
2026年4月30日	訂正有価証券報告書（第3期）
2026年4月30日	訂正半期報告書（第4期中）

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙

用語集

「販売会社」 「日本における販売会社」	受益証券の販売会社として行為する大和証券株式会社をいいます。
「代行協会員」	外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、の基準価額の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいいます。代行協会員は、2024年9月30日付で、UBS証券株式会社に変更しました。
「口座約款」	「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款をいいます。



KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

受託会社への独立監査法人の報告書

意見

当監査法人は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下、「本マスター・トラスト」）のシリーズ・トラストの一つであるダイワWIL3号ベンチャーキャピタル・ファンド（以下、「本シリーズ・トラスト」）の2026年3月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する年度の包括利益計算書、持分変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針およびその他の説明情報を記載した注記から構成される財務諸表の監査を実施した。

当監査法人は、上記の財務諸表が、国際会計基準審議会が発行した国際財務報告基準（以下、「IFRS会計基準」）に準拠して、2026年3月31日現在の本シリーズ・トラストの財政状態、ならびに同日に終了した事業年度の業績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」）に準拠し監査を実施した。それらの基準に基づく当監査法人の責任は、監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」の項において詳細に述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下、「IESBA規程」）ならびにケイマン諸島における当監査法人による財務諸表監査に関連する倫理要件に従い本シリーズ・トラストから独立し、これらの要件およびIESBA規程に準拠してその他の倫理的責任を履行している。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者の責任は、IFRS会計基準に準拠してこれらの財務諸表を作成し適正に表示することにある。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると運営者が判断する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、運営者は本シリーズ・トラストの継続企業の前提を評価し、継続企業の前提に関する事案を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、若しくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はその限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告プロセスを監督する責任を有する。

財務諸表監査に対する監査法人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施される監査において常にこれを検知することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、単独または全体として、これらの財務諸表に基づく経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

KPMG LLPは、ケイマン諸島法に基づいて設立された有限責任パートナーシップであり、独立したメンバーファームによって構成されるKPMGグローバル組織のメンバーファームです。当該グローバル組織を構成する各メンバーファームは、KPMG International Limited（保証有限責任会社である英国法人）に加盟しています。

無断転載を禁じます。

文書分類：KPMG社外秘



ISAに準拠する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を保持する。また当監査法人は以下を行う。

不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスクを特定および評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また当監査法人の意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得る。不正により生じる重大な虚偽表示を検知できないリスクは、誤謬により生じるリスクよりも高い。これは、不正が共謀、偽造、故意の脱漏、不正表示、または内部統制の無効化に関連する可能性があるためである。

状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。これは、本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

使用される会計方針の適切性、ならびに運営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

運営者により採用された継続企業を前提とした会計処理の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストの継続企業の前提に対して重大な疑念が生じる可能性がある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在すると判断した場合、監査報告書において財務諸表に関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務を負う。当監査法人の判断は、監査報告書の発行日までに入手された監査証拠に基づく。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる可能性がある。

開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が対象となる取引や事象を適正に示しているか否かを評価する。

当監査法人は、特に監査の予定範囲および時期、ならびに重要な監査所見について、統治責任者に報告する。これには、監査中に特定した内部統制における重大な不備が含まれる。

KPMG LLP

2026年7月30日



KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Daiwa WilVentures III, L.P. Fund (the "Series Trust"), a series trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Master Trust"), which comprise the statement of financial position as at March 31, 2026, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year, then ended, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 31, 2026, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

KPMG LLP, a Cayman Islands limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document classification: KPMG Confidential



As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.

Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

July 30, 2026

独立監査人の報告書

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社）

意見

当監査法人は、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）の2025年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針に関する情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程（以下、「規程」という）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業的前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書（続き）

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング
公認会計士
香港
2026年5月22日

Independent auditor's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

22 May 2026

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。